

324

617

6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始



36.12.25

1991

一松又治謹著

神宮大麻と國民精神の機微

社會神道學研究會發行

324-617



平和克復ノ大詔

朕惟フニ今次ノ大戦亂ハ兵戈五年ニ彌リ世界ヲ
 聳動セシメタルモ我聯合諸友邦勇奮努力ノ威烈
 ニ賴リ戦氛一掃平和全ク復スルニ至リタルハ朕
 ノ甚タ釋フ所ナリ今斯ノ紛擾ノ局ヲ收メ安寧ヲ交
 將來ニ規ルハ固ヨリ諸友邦ノ協同變理ニ須^大タ⁴サ⁷ル
 ルヘカラス嚮ニ講和會議ノ佛國ニ開カルル⁹ル^サル
 亦全權委員ヲ簡派シ其ノ商議ニ參セシメシニ平
 和永遠ノ協定新ニ成リ國際聯盟ノ規模斯ニ立ツ
 是レ朕カ中心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ又今

平和克復ノ大詔

後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスムハアラサルナ
リ
今ヤ世運一展シ時局丕ニ變ス宜シク奮勵自疆隨
時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ爾臣民其レ深ク
之ニ省ミ進ミテハ萬國ノ公是ニ循ヒ世界ノ大經
ニ仗リ以テ聯盟平和ノ實ヲ舉ケンコトヲ思ヒ退
イテハ重厚堅實ヲ旨トシ浮華驕奢ヲ戒メ國力ヲ
培養シテ時勢ノ進運ニ伴ハムコトニ勉メサルヘ
カラス朕ハ永ク友邦ト偕ニ和平ノ慶ニ賴リ休明
ノ澤ヲ同クセムコトヲ期シ朕カ忠良ナル臣民ノ

一心協力ニ倚藉シ衆庶ノ康福ヲ充足シ文明ノ風
化ヲ廣敷シ益祖宗ノ洪業ヲ光恢セムコトヲ庶幾
フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名 御璽

大正九年一月十日

各大臣副署

本書讀者への注意と希望

本書の讀者は先づ本文を讀まるゝ前に、序文。本書の出版に對する辨明。本書出版の同情者に對する感謝の辭。緒言。本書の發行所たる社會神道學研究會の創立。研究會々則を必ず御一讀有られたし。而して微力なる本會の後援者として是非一臂の御助力希望に堪へず。謹みて天下の篤志家に懇願す。

大正九年二月十一日

著者謹告

他山の石

- 一、私有財産制排斥の氣運は國民的區別を超越せる一致結合を爲したり、即ち法律と秩序とより最も大なる利益を享受しつゝある富豪等は個人的罪惡を寛假する政治論、怠業、國事犯的暗殺を免るゝは國家の權能を維持する事より外に道なしと信ぜり。(ラッセル)
- 一、愛國心は原始的本能と文明的確信より成立す、國民の奉ずる信念は名譽心を以て示教せられ、歴史を以て應援せられ、又個人の生命を國民の生命中に没する獻身的精神を愛國心の要素と爲す。(ラッセル)
- 一、人間には人間相當の生存を爲すに必要な生存權を要す、生存權の觀念は富の分配と云ふ思想より生ずれども、それは社會主義者の所謂平等分配の義にあらずして生存需用分配を必要とするなり。而して衣食住、醫藥等は一般的客觀的の性質を帯びたる需用物にして此等の需用は或る立法上の基礎と爲り得るものなり。(アントン、メンガー)
- 一、文化民族の國家は墮胎、赤子殺等を嚴禁す。此は胎兒の權利を認めたるものなり、然らば生れ出でて生活し得ざれば國家は之を保護して此れに生存權を與ふるは當然なり。(シュタイン)
- 一、人間は生きんことを欲するものなり、人間は生くるが爲めに一定の生活資料を得ることを必要とす。生活資料を得んが爲には勞力尤も少くして效果最も多き方法を遣ふものなり。(マルクス)

序

伊勢神宮は畏多くも我萬世一系の皇室の御祖先にして吾人日本國民の絶對的崇拜の中心點たり。而して是れ常に歴史的由來に基づく所の信仰のみに止らざるなり。

謹みて惟るに、

天祖天照大神の御聖徳は宇宙開け、人類此世に發生して以來、人類の理想上に浮べる最高最大の道德として擧げられたる所の慈悲寛大自己反省を御躬親ら之を御實現遊ばされ、以て人類幸福の範を垂れられ、且之によりて下億兆の渴仰する所と爲り、遂に我萬世一系金甌無缺の國體を建設せさせ給ふ。其偉徳宇宙に磅礴し六合を包括し

原因結果の眞理、畏多くも能く今日の科學に合し、正しく
神人兩界に互れる天地間の一大現象として仰ぎ奉るべ
き御事なりとす。微臣千九郎辱くも神宮に奉職すること
十九箇年の久しきに互り、神宮皇室の御事と、我國體政體
との關係之を究めて得る所尠からず。嘗て伊勢神宮並に
伊勢神宮と國體を首として日本憲法淵源論等を著はす。
然るに茲に實弟一松又治亦神宮に奉職し、久しく先輩の
庇蔭によりて今や大麻の事に關して一書を著はす。緡ひ
て之を見るに考證頗る廣汎周到にして論議亦穩當、記事
大凡肯綮を得たるを覺ゆ。
想ふに我日本國民としては必一讀を要すべき書籍なら
ん。而して學校官衙等に在りては特に然りと爲す。今や本

書の上梓に際し、事苟も神宮に關するを以て、謹んで一言
を述べて序文と爲す。

大正七年三月九州巡遊中佐賀に於て認む

法學博士 廣池千九郎

自序

大正元年九月一日始めて職を神宮神宮部署に奉ずるや多大の趣味を以て大麻の頒布及び神樂殿に於ける人民奉賽の業に當り、越えて大正二年には地方に於ける各支署頒布事業の視察を爲し、歸來大麻頒布の趣旨を確立せむとして苦心研究すること歳あり。始め大正三年一月先づ稿を起したる時には専ら大麻頒布の沿革を歴史的に記述する豫定なりしも、爾來故ありて稿を更むること再三、然るに歐洲の風雲激變して我國も亦戦争の渦中に投ずるの餘儀なきに至り、深く世界の趨勢に鑑る所ありて著作上の構想を一變し、即ち單に事實の一面をのみ基礎

として記述する如き平凡なる從來の研究法に依らずして國民思想推移の上より觀察を下し、社會及民衆を以て頒布の背景として大麻其の者に眞正の意義あらしむると共に頒布の趣意を徹底せしむる事を根本原則として稿を起したり。惟ふに帝國の地位向上して世界的たると共に政治、法律、經濟、道德、宗教、文學等日本文明の諸要素亦改造を要するもの尠からず。此の時に方り廣汎なる神道の精神を發揮して國民的感情の振作に資し一面には民衆の神道化を計ると共に他の一面に於ては又神道の民衆化を計り、以て神と人、人と神とを接觸せしめて大に精神的方面の改造を宣傳すること蓋し現下に於ける急務中の急務ならずとせず。殊に大麻頒布の精神は神と人、人

と神との接觸を現實化せる精神的一大事業として吾人の主義宣傳に最も適へるのみならず、這般平和克復の大詔にも『奮勵自彊隨時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ』と宣へる如く、戦後の社會問題並に思想問題は國民皆政府の一員たるの覺悟を以て之れが救済の任に當らざるべからず、之れ著者が翻然著述の目的を更へ、最初の歴史的な研究法を廢して大麻頒布の目的を國民に周知せしめ、國民的信仰の歸趣を統一せむとする一大主義を確立し、以て此の主義を鼓吹せんとするの編纂法を採りたる所以なり。蓋し大麻頒布の目的も亦時勢の變遷に伴ひ、世界の趨勢に順應して時と共に進むべきものなれば、讀者幸に舊思想に囚はるる事なく活眼を開きて本書の意の在る

所を看取せられむことを。聊か大體の徑路を記し本書著作の顛末を告白して以て序と爲す。

神武天皇紀元二千五百八十年二月十一日東都青山高樹町の寓居に於て

國川 一松 又治 謹識

本書の出版に對する概括的辯明

本書の出版に多大の同情を寄せられたる多數後援者に對し、謹みて其の好意を感謝すると共に左に本書出版の動機。出版費の由來。出版遅延の理由に就きて一言の辯明を爲すべし。

第一、出版の動機。

本書出版の主なる動機としては、

- 一、大麻の性質及頒布の趣意を諒解して之を拜受せんと欲するの傾向漸く國民の間に起り來れるに由り、之れが要求を滿さんが爲め。
- 二、大麻の頒布に伴ふ因習的積弊を矯正せんが爲め。
- 三、現今の頒布制度は大麻の計數的普及を強ひんとするの傾向ありて一部國民の理解を缺く憂あり、仍て之れが改善を行はんが爲め。
- 四、大麻頒布の責任者たる主腦部人物に能く頒布の精神を理解し、國民的感情の機微を察知するの明を缺けるもの多きが爲め。

本書の出版に對する概括的辯明

五、大麻頒布の政策が單に頒布普及の形式を唯一の目的とするが故に所謂頒布の爲めの頒布に陥り、神宮の背後には更に社會民衆の背景を爲せるものある事に想到せざるが爲め。

以上五ヶ條の理由に因りて予は茲に蹶然奮起し、周圍の情實と因縁とを一切排除して毀譽褒貶の外に超越の態度を執り、大麻頒布の神聖を發揮すると共に其の趣意を徹底せしめ以て尠くとも戰後社會問題の調節に間接の援助を與へ、且つ紛糾せる思想界の諸問題を國民的信念の上より緩和して頒布の事業を民衆化せんと努めたり。然れども予は今神宮職員の一人なり、神宮の現制度に依りて支配せらる、複雑なる内部の事情は之を社會に公表するの自由と權利とを有せず、予は秩序を重んじ制度の權威を尊重するが故に假令以上五個條の理由に依りて本書の公刊を爲すと雖も他日を期させれば其の内容の詳細を叙述すること能はず、之れ予が公人たるの徳義を重んずると共に殊更に平地に波瀾を捲起するの愚を學ばざらんと欲するが爲なり。要するに頒布の事業は國民的感情の如何に依りて定まり、社會民衆の心理に依りて其の運命を決定す。今日の頒布政策は根本的に研究するの餘地あり。

第二、出版費の由來。

予大正元年九月神宮に入りてより本書著述の材料を蒐集し大正七年の夏に及びて漸く其の稿を脱したり。歲月を閲すること正に六年。稿を完成するまでに費す所の私財亦尠からず、稿成りて後知人先輩に本書の公刊を勧められ、其の資を得んとして各所に諮ること數回。嗚呼一夕の宴會に數千金を散じて豪奢を衍たふ虚榮者は之れ有りと雖も、微力なる著者の精神的事業に向つては未だ其の出資を快諾するの士に會せず。荏苒數ヶ月。遂に意を決して市内篤志家の後援を仰ぐ事と爲たり。元來本書の如き内容の者は當然國家の事業として神宮より出版すべき性質のものなれども内部の事情と出版の費用とが既に斯の如き有様と爲りたるが爲めに、畢竟神宮に關する出版物を予個人の事業として經營するの已むを得ざる場合に立至りぬ。不幸にして予辭令に習はず、且つ予の直情徑行的語句は後援者一部の諒解を缺かしめ、加ふるに本書出版の動機が前述の如く爲るが故に予の事業を喜ばざる一派の者に依りて複雑なる内部の事情を更に紛糾せしめ、一部の後援者に徹底せざる消息を與へたる者の如し。全く著者不明不徳の致す所にして予の事業に對する同情者並に後援者諸氏に深く陳謝する所なり。然れども至誠の發する所神明に感應して茲に無事出版の業を了へ多數後援者の好意に酬ゆることを得たるは偏に神明の加護に依れる事と衷心感謝の念

に堪へず。

第三、出版遅延の理由。

始め大正七年末篤志家の後援に依りて本書の出版を企つるや、豫定金額參千餘圓を得て先づ參千部を印刷せんとしたり。然れども著者素と公務の餘暇を以て篤志家の間を訪問し殊に神宮に關する御記事の出版に就きて其の後援を仰がんと欲するものなれば、尙も相互の理解を得其の快諾を需むるにあらざれば累を神宮に及ぼし奉らんことを恐れ、再三書を本人に寄せて直接の會見を申込みぬ。

而かも後援者の多數は皆實業界に於ける當代知名の巨頭其の多忙にして寸暇なき諸氏が特に著者の爲めに數十分を割愛して親しく面晤の勞を執られ本書上梓の資を提供せられたること之れ亦偏に神明加護の致す所と深く衷心感謝の意を表し居れり。

斯の如く一面には後援者訪問の時に豫定以上の時間を費し、他の一面に於ては昨年九月以來に於ける印刷界の動搖に伴ひ出版上の障礙頻出し、且つ時恰も大麻頒布の時機に遭遇して公務に忙殺せられたる爲め遂に空しく大正八年を送り出版計畫の當時より正に一年有半を経過したり。之れ全く著者不敏の致す所なりと雖も又上述の如く已むを得ざるの事

情ありて事茲に至りたるものなれば偏に後援者諸氏の寛容を待つと爾云。

大正九年二月十一日我建國佳節の日に方り東京赤坂青山高樹町の寓居に於て

著者識す

本書出版の同情者に對する感謝の辭

21

一、本書の出版に多大の同情を寄せて後援を與へられた主なる諸氏の芳名を左に列擧して以て其の好意を永久に傳ふ、

和田豊治氏。高橋七三郎氏。村上喜代次氏。眞中長四郎氏。小池國三氏。藤田謙一氏。小野金六氏。根津嘉一郎氏。岩崎俊彌氏。松方巖氏。今井文吉氏。森岡平右衛門氏。高橋茂澄氏。神戸舉一氏。古賀三千人氏。植村澄三郎氏。織田昇次郎氏。山口達太郎氏。三野村安太郎氏。賀田金三郎氏。石井健吾氏。神田鐸藏氏。門野重九郎氏。藤崎三郎助氏。飯田義一氏。青木五兵衛氏。山星徳太郎氏。淺野良三氏。山田直矢氏。成瀬正行氏。岡崎久次郎氏。渡部朔氏。菊本直次郎氏。穴水要七氏。關根親光氏。原錦吾氏。竹内平吉氏。光岡兵藏氏。中澤要輔氏。前山久吉氏。戸村理順氏。小田柿捨次郎氏。荻野元太郎氏。波多野友江氏。岩崎康哉氏。藤原丹藏氏。水橋義之助氏。加賀美理一郎氏。生田定之氏。吉田與一郎氏。小野田政次郎氏。藤島範平氏。酒井金兵衛氏。西田嘉兵衛氏夫人。江橋秀連氏。水谷幸太郎氏。山口俊治氏。松下勇三郎氏。池

上仲三郎氏。岡崎正也氏。

(以下略) (芳名次第不同)

一、此の外無名氏として本書の出版に多大の同情を寄せられたる篤志家尙ほ十餘名あり深く其の好意を感謝し芳志を永久に傳ふ。

一、本書出版費に關し村上喜代次氏は多大の同情を以て著者の爲め特に森岡平右衛門氏水橋義之助氏に紹介の勞を執られ、兩氏亦著者の苦心に對して非常の好意を寄せられたり、茲に感謝の意を表す。

一、植村澄三郎氏、渡部朔氏、石井健吾氏、山田直矢氏、織田昇次郎氏、山口達太郎氏、神戸舉一氏、岡崎久次郎氏、原錦吾氏等本書出版の内容外形其他編纂上に就きて有益なる忠告を賜はり、又高橋七三郎氏、真中長四郎氏は眞の敬神篤志家として終始著者の事業に多大の好意を寄せられ大に活動の便宜を與へられたり、茲に謹みて諸氏の好意を感謝す。

一、友人龜井陸良氏は著者同郷の先輩として後進敬慕の中心と爲れる和田豊治氏に紹介の勞を執られ、和田氏亦多大の同情を以て本書の出版に後援を與へられたり、謹みて兩

氏の好意を感謝す。

一、友人船津貞三氏は本書出版費の保管其他資金の方面に於ける各種の指導と援助とを賜はり、又友人松垣新一氏は本書材料蒐集の當初より出版完成の時に至るまで始終著者の爲めに各方面に互る各種の綿密なる注意と援助とを與へられたり、特に兩氏の好意を感謝す。

一、友人八並武治氏及友人藏内正太郎氏は特に著者の爲に多忙なる時間を割愛して再三會合の勞を執られ、本書出版の計畫に對する多大の後援を與へられたりこれ又深く二君の同情を感謝する所なり。

一、室田義文氏、木村久壽彌太氏、山田英太郎氏、大橋新太郎氏、宮島清次郎氏等は多忙なる時間を割きて特に著者を引見せられ本書の出版に對する意見を披瀝し且つ著者に對して有益なる談話を致されたり、茲に芳名を記して其の好意を多謝す。

一、富士紡績の重役たりし高橋茂澄氏、市會議員たりし安藤兼吉氏は本書の出版に多大の同情を寄せて種々斡旋の勞を執られしが、不幸中途に於て長逝せらる洵に不堪哀悼。今本書成るに方り謹みて二氏の墓前に之を捧ぐ、冀くば神靈來りて享けよ。

一、此の外知人先輩にして直接或は間接に本書の出版を援助せられたるもの多し、衷心其の好意を感謝す。

一、始め大正七年末本書稿成りて著者の恩人金子元三郎氏の手を經東郷大將の題字を需むるや題字の方は故ありて大將の承諾を得ざりしも、特に著者座右の銘として左の揮毫を著者に與へられたり。謹みて大將閣下並に恩人の深厚なる好意を感謝す。

道者令民與上同意可與之死可與之生而不畏 危也

緒言

一、本書名づけて『神宮大麻と國民精神の機微』と題すれども、其の實は國民教育の教科書なり、國民道德の新入門書なり。現代の教育及び道德は形式上に於ては殆ど間然する所之れ無しと雖も、内容甚だ充實せず、結論に於て屢々矛盾し且つ徹底せざる所あり。本書は此の弊を補はむとして一貫せる主義に基き、大に國民的信念の振作に力を盡し、神宮大麻の頒布をして意義あり生命あるものたらしめむとす。

二、本書は學究的の書にあらずして通俗的の書なり。學說の書にあらずして主義の書なり讀みて樂しむ書にあらずして實行する書なり。考證的に大麻を研究することは寧ろ學者の餘事に屬し、通俗的に大麻頒布の趣意を述べて國民の反省を促すは一日も忽にすべからざる一大急務たるなり。是れ本書が學說に重きを置かずして通俗を旨とし、趣味に重きを置かずして實際を主とし、反覆丁寧以て主義の貫徹と鼓吹とに全力を竭したる所以なり。

三、本書の目的とする所は少數學者の一讀を請ふと共に更に更に進みて寧ろ多數國民の愛讀を

請はむとするに在り。素より學者先輩の批評と指導とは謹みて之を傾聴すれども、著者の衷心希望する所のものは我が多數の國民の此の書に對する同情的反響の聲を聞かむと欲するに在り。即ち本書に依りて大麻頒布の趣旨を了解し眞面目なる國民思想の社會的共鳴を幾分なりとも喚起することを得ば著者之れに過ぎたるの満足なし。

四、著者は神宮神部署に職を奉ずと雖も本書は著者一家の意見を樹て、著者一流の主義を以て之を發表したるに止まりて素より本書の主義主張が神宮の意見と全然同一のものに非らざる事は言を俟たず。然れども其の材料とする所は及ぶべき多方面に索め、且つ先輩古老の口碑手記等を引用したれば所説大體に於て誤謬なかるべく、且つ著者の主張する主義に於ても恐らく多數の反對者なかるべきことと信ず。

五、本書は其の名稱の如く單に大麻に關する著者の意見を發表したるのみに止まりて、曆に關する一切の記述は皆之を省略したり。蓋し神宮神部署の事業としては主として大麻及び曆の製造頒布にあれども、而かも曆は元來大麻に添付したる一種景品の物たるに過ぎざれば、本書著作の主義に沿はず。故に他日改めて曆に關する著者の意見を發表し併せて頒布の趣旨をも世人に紹介せむとす。

六、本書中豊受大神宮(外宮)の大麻に關しては別に之を記し奉らず、明治四年神宮御改革以後豊受大神の大麻は唯宮中の大麻授與殿に於ける授與のみに止まりて頒布は之を廢し奉りたり。蓋し豊受大神は皇祖天照皇大神と共に古來國民崇敬の中心たりしと雖も、其の信仰の内容に於て兩者自ら區別あり。之れ著者が本書の中に於て殊に豊受大神に關する御記事を省き奉り、他日更に稿を改めて此を記し奉る事と爲したる所以なり。

七、本書の中より特に大麻頒布の精神に屬する部分を抄出して、伊勢神宮大麻頒布の精神と名づけ、別に一小冊を印刷して以て廣く之を天下に頒ち、大麻をして生命あらしめ、頒布をして意義有るものたらしめんとす。殊に本書には今回創立したる社會神道學研究會の趣意書を附録として添付せり。社會問題と云ひ、思想問題と云ひ、勞働問題と云ひ政治問題と云ひ、紛糾は更に紛糾を産み、複雑は更に複雑を重ねて漸く悪化せんといつある時に方り、眞面目なる國民の自覺を喚起して眞に我が帝國の位置を國際的に向上せしむるものは、茲に眞面目なる國民を後援とする一大結社の力に待たざるべからず。憂國の志士冀くば來りて微力なる我研究會の事業の爲めに一臂の助力を與へられよ。

本書の發行所たる社會神道學研究會 の創立に就いて

本書の出版を見るに至るまでの逕路に就きては既に前に之を辨明したり。然るに時恰も平和克復の大詔煥發せられ、國民的自覺を促すの時節到來したるを以て吾人此の好機に乗じ、戦後の錯綜せる社會の状態、紛糾せる思想の問題及び反目せる階級の鬭争に對する此等諸問題の調和を計らんが爲めに、同人相計りて茲に社會神道學研究會なるものを創立し多年抱懐せる社會神道主義の宣傳を爲して大に神道の民衆化を高唱せんと企てたり。而して本會第一回の事業としては先づ社會民衆の心理に最も機微なる印象を與へつゝある所の神宮大麻頒布の事業に關する一書を發行し、以て頒布の精神を徹底せしむると共に一面には神道を科學的に研究して新に社會神道學を建設し、他の一面に於ては社會神道政策として主義宣傳の爲に大に實社會に活動して民衆の神道化を計らんとす。神道の民衆化と民衆の神道化之れ本會畢生の事業たり。熟し平和克復の大詔を拜誦し奉るに先づ、

今や世運一展シ時局丕ニ變ス宜シク奮勵自強隨時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ

本書の發行所たる社會神道學研究會の創立に就いて

本書の發行所たる社會神道學研究會の創立に就いて

二

と宣ひて國民一般に一大警告を與へ給ひ次に、

爾臣民其レ深ク之ニ省ミ進ミテハ萬國ノ公是ニ循ヒ世界ノ大經ニ仗リ以テ聯盟平和ノ實ヲ擧ケムコトヲ思ヒ退イテハ重厚堅實ヲ旨トシ浮華驕奢ヲ戒メ國力ヲ培養シテ時世ノ進運ニ伴ハムコトニ勉メサル可ラス

と詔り給ひ以て深く國民の自覺反省を喚起し給ひ最後に、

朕カ忠良ナル臣民ノ一心協力ニ倚藉シ衆庶ノ康福ヲ充足シ文明ノ風化ヲ廣敷シ益祖宗ノ洪業ヲ光恢セムコトヲ庶幾フ

と宣らせ給ひたり。誰か此の大詔を拜誦し奉りて皇恩の無窮に感奮し、現代社會思潮の救濟に一身を捧ぐることを辭するものあらんや。吾人亦微力を奮つて茲に同志と研究會を創立し、大に世の同情を得て犠牲的奮闘の旗幟を翻さんとす。冀くは天下の志士來りて本會の事業を後援せられんことを。

(注意)

社會神道學研究會規則は本書の卷末に附録として之を添付せり、且つ本會の總裁以下顧問及賛助員は目下其の承諾を得つゝあれば不日其の全部の芳名を發表すべし。

30

神宮大麻と國民精神の機微目錄

31

第一編 序 說

第一章 國史と伊勢神宮

- 第一節 伊勢神宮の御由來……………一
- 第二節 天照皇大神の御性格……………三
- 第三節 我國體の淵源と我國の憲法……………五
- 第四節 重大事件の御奉告……………六
- 第五節 皇祖大神は國民的崇敬の中心……………八
- 第六節 伊勢神宮と皇室……………一〇
- 第七節 神勅と教育勅語との根本的歸一……………一二
- 第二章 祖先崇拜……………一四

目 次

一

第一節 祭政一致の國風……………一四

第二節 日本の祖先崇拜は理想的なり……………一七

第三節 皇祖に對し奉る國民的崇拜の三箇所……………一九

第四節 社會生活上に顯はれたる祖先崇拜……………二二

第五節 祖先崇拜と日本倫理の根柢……………二四

第六節 御大禮に顯はれたる祖先崇拜……………二六

第一項 御即位式——寶祚無窮……………二六

第二項 大嘗祭……………二七

第三項 大饗……………二八

第四項 御親謁……………二九

第三章 神宮神部署

第一節 神宮神部署の由來……………三一

第二節 神宮神部署の事業

第一項 神宮大麻の奉製……………三三

第二項 大麻奉製の式……………三四

第三項 大麻奉製の原料……………三五

第四項 大麻奉製及曆製造の職工……………三六

第四章 臣民奉賽

第一節 神樂殿の由來……………三六

第二節 奉賽者取扱一斑……………四〇

第一項 御神樂……………四〇

第二項 御饗……………四二

第三項 獻進物……………四二

第三節 臣民奉賽の三様……………四三

第一項 神恩奉謝の爲めの神宮參拜……………四三

第二項 祈願の爲めの神宮參拜……………四
 第三項 國民的の神宮參拜……………四五

第二編 大麻綜説……………四七

第一章 師職……………四七

第一節 師職沿革の畧説……………四七

第二節 師職と檀家との關係……………四九

第三節 大麻の奉製及名稱の沿革畧説……………五一

第二章 大麻解説……………五五

第一節 神宮大麻の御性質……………五五

第二節 神宮大麻の定義……………五七

第三節 神宮大麻の御名御璽……………六一

第四節 神宮大麻の御奉安所……………六四

第三編 大麻各説……………六七

第一章 大麻頒布の精神……………六七

第一節 大麻頒布の背景……………六七

第二節 頒布の趣旨徹底策……………六八

第三節 年々新大麻を頒布する理由……………七〇

第四節 大麻の頒布に宗教的意義なし……………七一

第五節 頒布大麻の沿革……………八二

第六節 大麻頒布の目的……………八九

第二章 大麻頒布の實際……………九三

第一節 大麻頒布の方法……………九五

第一項 神宮神部署支署 九三

第二項 大麻の運搬 九五

第三項 大麻頒布員 九六

第四項 大麻頒布の期間 九八

第二節 大麻頒布の種類及初穂料 九九

第三節 不正頒布 一〇一

第四節 頒布状況一斑 一〇五

第一項 頒布優良不良の地方 一〇六

第二項 佛教と頒布 一〇七

第三項 基督教と頒布 一〇九

第四項 頒布と天然の威力 一一〇

第五節 頒布精神の普及策 一一一

第三章 授與大麻 一一三

第一節 授與大麻の沿革 一一三

第二節 大麻授與の目的 一二二

第二節 授與大麻の種類 一二四

第一項 通常の授與大麻 一二四

第二項 御神樂大麻 一二六

第三項 御饌大麻 一二七

第四項 別宮大麻 一二八

第五項 別大麻 一二八

第四節 大麻授與数の制限 一三〇

第四章 献上大麻 一三四

第一節 大麻献上の沿革畧説 一三四

第二節 大麻献上の目的 一三五

目次 七

第三節 大麻獻上の方法……………一三

第五章 海外頒布大麻……………一四

第一節 海外頒布の沿革略説……………一四

第二節 海外頒布の目的……………一七

第三節 海外頒布の状況……………一九

第四節 海外頒布の理想……………二五

神宮大麻と國民精神の機微目錄終

本書目錄索引

第一編 序 説

第一章 國史と伊勢神宮……………

目…一頁
至…三頁

我伊勢神宮の宮居—同殿共床—崇神天皇の御經綸—倭姬命と五大夫—國民崇敬の中心と爲る—實在の大御神—皇祖大神の御性格—皇祖大神と太陽—背に日神の威を負ふ—光輝生命ある國民的信念—國民的思想の源泉—神勅拜誦—大義名分國初に定まる—歐洲建國の有様—憲法制定の根本的觀念比較—憲法發布の詔勅—民は國の本—日本憲法の精神擁護—國家の重大事件—吉凶共に皇祖に奉告す—先帝の不言實行—戰捷の御奉告—國民的信念を確立す—國民信仰の由來—信仰には修養を要す—國民反省の現實—ヘツケルトの太陽觀—我國家發達の逕路—君臣の關係自然に發達す—御即位の詔勅—壽詞—露衣肝食聖衷を勞し給ふ—大家族—天之安河の神集ひ—神勅に含む二大教訓—國民教育の極致—教育勅語の鐵案—世界的公道。

第二章 祖先崇拜

自一四頁
至二七頁

時代に順應する祖先崇拜—皇居即ち神殿—政治の根本義は祭祀に在り—天社國社—國政の根本義—始終一貫の主義—歐化萬能主義—神聖なる皇位—神權政治—家長政治—異彩ある政治的三特色—故伊藤公の苦心せし所—帝國政治の原則—祖先崇拜の起原に對する東西の學說—人情自然の結果—追慕の情慕畔を馳す—原始時代の社會生活—祖先崇拜は社會學者等に是認せらる—理想的祖先崇拜—三個の國民的崇拜所—國民崇拜の第一場所—私人奉幣の禁止—詔刀師—國民崇拜の第二場所—内侍所—皇室の大婚—國民崇拜の第三場所—上古既に天祖の靈を家庭に祀る—同一種族の社會組織—文明の進歩は個人の利害を主とせず—愛情は團體の擴大と反比例す—三種の祖先崇拜—所謂官祭と私祭—一種の武士道—祖先の靈に告ぐ—日本倫理の根柢—國民的の二大思潮の淵源—二大思潮の成果—固有の宗教は固有の倫理—神道に教典なし—不言實行を標榜す—二大勅語—皇位の傳承—賢所大前の儀—紫宸殿の儀—萬歲三唱—親しく皇祖の大神を拜す—齋田—悠紀田—主基田—豐樂殿の御宴

第三章 神宮神部署

自二七頁
至三七頁

支那制度の影響—一種の神職起る—師職の豪奢—師職の權利神宮司廳に移る—維新變動の反響—國民自覺心を喚起す—神部署の設置及沿革—甚深なる先帝の大御心—大麻奉製の職員—奉製所の縦覽は絶対に禁止—神祕にするにあらず—神璽奉行の最大儀式—大麻修祓の式を創む—式の模様—用紙、木地、木材、麻串—大麻職工の分科—子良館—祈禱所設置—神樂殿と改稱す—祈禱所神前の裝飾—神部署官制の制定を見る—舞女樂員—御神樂取扱の手續—神樂の種類—神宮獨特の大和舞—御饌の便利—獻備品に對する注意—年々神宮參拜の人員—神恩感謝の第一義—願意の區別—一年中に於ける神樂御饌の座數—學校、軍隊、艦隊の正式參拜—國民的參拜。

第二編 大麻綜説

第一章 師 職

自四七頁
至五七頁

師職の起原—私祈禱の起原—源賴朝の敬神—神職の窮乏—神官の内職—神宮皇室式微の

極に達す—師職の數漸く増加す—檀家と大麻—師職の外交的手段—檀家爭奪の醜態—悲惨なる師職の末路—國亡びて山河存す—師職によりて大麻奉製の形式を異にす—御祓製造の式—御祓の形體—足利義政等に御祓を送る—神祇省の達—頒布に對する明治四年の改革—御銘紙—大麻製造の場所變遷—適當の御名稱にあらず—大麻の主觀的觀察—社會的生活の狀態に餘儀なくせらる。

第二章 大麻解説

自…三頁
至…六頁

大麻の主觀的權威—拜受者の態度に依りて大麻の生命定まる—大麻の體と用—明治四年改革の精神—歴史的一大美風—大麻の性質は國民的感情に由りて定まる—大麻の研究を等閑に附したる二理由—頒布の事業は民心統一の理想的なるもの—大麻の第一定義—大麻の第二定義—大麻は御神徳の標章なりとの説—御改革の意味深長—世界思潮の大混亂期來る—第三定義—神號認め方の伺—明治五年神璽を謹製す—神棚と佛壇—神棚に祀る古風—悠遠なる神棚奉祀の國風—形式主義を止めよ。

第三編 大麻各説

第一章 大麻頒布の精神

自…七頁
至…三頁

大麻頒布の原則—頒布形式上の進歩に過ぎず—國民精神の機微を察せず—頒布の背景は社會民衆に在り—機微なる頒布の精神を了解するものなし—頒布當路者の深刻なる注意を要す—神宮の御事業も時代の要求に應ずべし—年々新大麻頒布の理由—潔癖は日本國民性の特色—新大麻拜受に對する三上一彦翁の説—神宮司廳の回答—國民自覺の時を待て—現代の日本は從來の道德及教育に嫌らず—大麻頒布の目的を國民に周知せしめよ—忠孝兩全の實を擧ぐ—一年中に於ける活動の豫定—明治十一年の内務省達—社會民衆の意志を尊重するの風顯はる—大麻の頒布は道德的歴史的—此の理想的國民性を無限に延長せよ—國家生命の内容を維持する唯一の道—大麻の頒布には道德的、歴史的、社會的意義を有す—大麻に對する信仰は現在の—神祇省の告諭—神社、宗教の兩局と爲る—大麻に宗教的意義なし—頒布沿革の三時期—神祇省に對して頒布再興の建議—舊師職の頒布全く廢止せらる—教部省の令達—頒布の意義稍明瞭と爲る—一年二度の頒布—派出條例の大意—神宮教院の設

計—大麻の頒布を宗教視す—司應教院の分離—師職時代の惰力的傾向—奉齋會の由來—頒布上の契約成立す—神部署の創設—大麻曆製造頒布の契約書—頒布の慮あるものには大麻を授與せず—頒布大麻と授與大麻とを區別す—頒布に伴ふ宗教的傾向減ず—奉齋會の窮境—司應、神部署、奉齋會の三角交渉—第一期の頒布は失敗に終る—第二期の頒布は研究時代に入る—第三期の頒布は形式の方面に發達す—當局頒布の精神を解せず—冠履顛倒の施政—我思想界未曾有の激變—頒布の精神を理解せよ—大麻奉祀式疑問答辯の一節—此の説誤れり—道に利あらば古典に例なきも實行せよ—大麻頒布に對する奉齋會の見解—大祓實行の場合—國民的感情を基礎として國家精神の統一を計る。

第二章 大麻頒布の實際

自……九三頁
至……一三三頁

寺署設置の目的—神部署の職員—羨に懲りて膾を吹く制度—形式的效果—御荷物運搬の方法—大麻の運搬には慎重の研究を要す—明治初年の配札者—頒布員の資格及種類—明治初年頒布の有様—神道事務分局と頒布との關係—現今の頒布員類別—頒布の期間—明治初年の初穂料—現今の初穂料—大麻の等級は理想的にあらずして實際的—不正頒布の三種類

大麻の摸造—類似の頒布—頒布の妨害—秋田事件—伊勢山田の講社教會—頒布制度の不備より生ずる不敬事件—頒布獎勵法の根本的誤謬—頒布に對する宗教的誤解は宗教上の信仰と歴史上の慣習とを混視せる所より生ず—信仰の自由は個人的にして習慣の遵守は國民的—佛教信徒の多き爲めに頒布の不良なる地方—王法を本として宗規を嚴守せよ—同化せざる耶蘇教—傳導者の注意—北海道の頒布困難—開拓の地を我安心立命の場所とせしめよ—時間と機械との力に待つのみ。

第三章 授與大麻

自……一三三頁
至……一三三頁

三期の變遷—第一期の授與時代—子良館の掟—子良館漸く俗化す—所謂宮引の宮人—神庭に於ける大麻の授與—明治初年に於ける神庭參拜の有様—第二期の授與—御神樂御饌供進儀式の取調を爲す—碩學猪熊夏樹先生神宮に出仕す—祈禱所設置の趣旨—第二期は大麻授與の改善時代—授與大麻の數を整理す—授與頒布の區別は御師時代の餘弊—國民奉養の中心—授與頒布兩本麻とも同性質—大麻は皇祖の教訓を具體的に現實化す—御祓にも一面の眞理—大麻の研究に對する斷案なし—時代思想の要求—五種の授與大麻—御神樂大麻—

神樂殿規定の必要—御饌の種類—別宮大麻の種類—別大麻奉製の起原—別大麻と地方の諸團體—大麻の授與を制限する三理由—授與頒布の事業の困難なる點—授與大麻制限一覽。

第四章 獻上大麻

自一三四頁
至一三五頁

獻上大麻の沿革—獻上大麻教院の手に歸す—祭主宮殿下の御下命—獻上の中絶—悠遠なる國體の淵源を現實にし給ふ—獻上復活の願書—大麻獻上當面の目的—第一の目的—第二の目的—第三の目的—賀陽宮家獻上の御模様。

第五章 海外頒布大麻

自一四四頁
至一五三頁

海外頒布の端緒—海外頒布に關する伺—始めて正式の海外頒布を爲す—布哇の頒布狀況—米國南洋の方面に頒布を擴張す—新領土に於ける頒布の二大目的—新領土以外の海外頒布に於ける二大目的—異域の月を觀て祖國を懷ふ—平和の化身たる皇祖の神徳を全世界に宣傳せよ—米國思想界の傾向—「見えざる神」の作中に漂へる思想—海外頒布終局の理想。
(以上)



我伊勢神宮の宮居

同殿共床

神宮大麻と國民精神の機微

一松又治謹著

第一編 序 說

第一章 國史と伊勢神宮

第一節 伊勢神宮の御由來

仰げば老杉森々として萬古の瑞雲神路山の頂を罩め、俯しては滾々たる五十鈴の清流麓を廻りて無窮へに盡さざるものは、方には是れ皇祖天照皇大神の鎮り座します我伊勢神宮の宮居にあらずや。

謹みて惟るに、天照皇大神御手づから寶鏡を持ち祝きて曰く、吾兒此の寶鏡を視る當に吾を視るが如くし、與に床を同じし殿を共にし、以て齋ひの鏡と爲すべしと云へる大詔に本づきて、天孫降臨以來、歴代の聖帝皆同殿共床朝夕の祭祀を懈らず、以て神明の加護を

崇神天皇の御經綸

神宮大廳と國民精神の樹徴

二

享け賜ひたりき。然るに人皇第十代崇神天皇は御天稟聰明に渡らせられ、經綸の御容智殊に博大にして銳意國基の鞏固を圖らせ給ひ、且つ心を潜めて常に神祇を崇重し給ひければ、茲に皇祖の御神靈は帝の國運恢弘の宏謨を御加護あらせられむが爲め、始めて宮中より出て先づ倭の笠縫の邑に遷御あらせられ、次て東西南北凡そ二十餘個所に御遷宮在らせられたりき。

第十一代垂仁天皇の御即位二十五年二月武渟河別命以下五大夫に詔して曰く、我先皇欽明聰達にして深く謙抑在らせられ、虚心以て天下の萬機を統べ神祇の禮祭を爲し、日に己を勉め躬を勤み給ふ。是を以て人民富み榮え天下亦太平なりき。今朕が世に當りて豈神祇の祭祀を怠る事を得んやと宣ひて、天照皇大神を豊船入姫命より離ちまつり、倭姫命に託け且つ五大夫を副へて皇祖大神の御鎮座地を普く天下に求めさせ給ひ、遂に神風の伊勢の五十鈴の川上の下津磐根に宮柱太敷立て、高天原に千木高知りて、常磐堅磐に我皇室と國民とを護り給ふ大基礎を確立せられ、我國民的尊崇の中心と爲り給へる神慮の程こそ洵に畏き極みなれ。

倭姫命と五大夫

國民崇敬の中心と爲る

第二節 天照皇大神の御性格

實在の大御神

皇祖天照皇大神は世界に於ける各宗教の神の如く想像に本づける神話の神にあらずして我皇室及我日本民族とは不離密接の血屬的關係を有する實際實在の大御神なり。

謹みて史を按ずるに、諸冊二尊共に議りて曰く、吾已に大八洲國及山川草木を生みぬ、何ぞ天下の主者を生まざらんやと。是に於て共に日の神を生み給ひ大日靈貴と號し給ふ。此の子光華明彩六合の内を照徹す、故に二神喜びて曰く吾子多しと雖未だ此の若き靈異の兒あらず、久しく此の國に留むべからず、早く天に送りて授くるに天上の事を以てすべし、と宣り給ひ、遂に高天原の主宰と爲し給ふ。茲に日の神と云ひ、大日靈貴と云ひ、光華明彩と云ひ、六合の内を照徹すと云ふ、皆これ大神の御性格の完美圓滿にして其御神徳の光明赫耀たる状態を形容したるものに外ならず、此の慈悲寛大にして平和の御心に富ませ給ふ我皇祖大神の御性格は、應て亦彼の廣大無邊なる太陽の徳と混同せられて、後世皇祖の大神を以て遂に直ちに太陽なりとの一種の信念を生ぜしむるに至れり。神武天皇東征の途孔舍衙坂の戰に皇軍利あらず、天皇詔して今我は是れ日の神の子孫なり、而るを日に向つ

皇祖大神の御性格

皇祖の大神と太陽

背に日神の威を負ふ

神宮大麻と國民精神の機微

四

て虜を征す此れ天の道に逆ふなり、退き還りて弱を示し神祇を禮祭し背に日神の威を負ひ影に隨て壓躡するに若かず、斯くの如くすれば曾て及に血らずして虜必ず自ら敗れむと宣り給ひしかば、衆僉な然りとして此の議を用ゐたるが如きは、當時已に既に皇祖即ち太陽なりとの信念上下の間に懷かれたる者の如し。

抑も建國以來大小の改變を経て明治維新の一大革新と爲り、更に維新後は急轉直下の勢を以て幾多の激變を續出したりと雖も、皇祖大神に對する國民上下尊崇の精神は更に變る所なく、所謂金甌無缺の國體も此の精神より生れ出て、萬世一系の優秀なる皇室も亦此の精神に依りて維持せらる。此の超越せる國民的信念を基礎として起れる政治、經濟、教育、宗教、文學、美術等は茲に始めて生命あり光輝あることを得るものにして、掛卷も畏き天照皇大神は實に國民的思想の源泉と爲り、國民的信仰の中心と爲らせ給ふ所の御方にてましますなり。されば將來世界的發展を理想とする我日本帝國々民たるものは、平和圓滿なる此の天祖の御性格を日常行爲の標準として不斷の反省を怠らず、著々として國民的向上の歩を進むべきなり。

光輝生命ある國民的信念の源泉

神勅の拜誦

第三節 我國體の淵源と我國の憲法

大義名分國初に定まる
歐洲建國の有様
憲法制定の根本觀念比較
憲法發布の詔勅

謹みて天祖天照皇大神が皇孫瓊々杵尊に下し給へる神勅を拜誦するに、葦原の千五百秋の瑞穂の國は是れ吾子孫王たるべきの地なりとして先づ君主を認定し、統治大權の根本を確立して我大日本帝國の基礎を築き、然る後に被治者たるの人民あることを知らしめて茲に金甌無缺の我國體を完成したりき。されば君主は永久に互りて絶對的統治の大權を握らせ給ふことを自覺し給ひ、臣民は亦子々孫々無窮に君主を輔佐して義勇奉公の誠を盡すことを其の本分と心得たり。斯くて開闢以來君臣の分既に定り、建國と共に大義名分自ら決す。顧みて彼の歐羅巴建國の有様を見るに、各國皆人民全體の總意を主權として國を建て、國王は單に人民の擁立に過ぎずとなし、或は民約説を唱へ或は社會契約説を唱へ亦或は主權委任説を唱ふ。近世専ら國家法人説、國家人格説行はれて我建國の思想とは全く其趣を異にせり。故に彼は憲法制定の根本觀念を民主に在りと爲し、我は我國の主權は君主に在りて人民は絶對的に服従すべきものなりとの精神を憲法制定の基礎と爲したり。今先帝陛下の下し賜へる憲法發布の詔勅を拜誦するに、「我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先

ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト
竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナ
リ

朕我カ臣民ハ卽チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事
ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナ
ラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」と宣らせ給ふ。

噫此の至仁至愛にして優渥なる詔勅を拜誦し奉りたるもの誰か感泣せざるものあらむ。
況や歴代の聖天子皆民を以て國の本と爲し、今上陛下亦御即位の始に於て義は君臣にし
て情は父子の如しと詔らせ給ふに於てをや、我が國民の上下を通じて義勇奉公の精神の澎
湃たるもの、斯くの如く遠くして且つ深し。苟も我國體の尊嚴を思ふものは宜しく此處に
淵源する所の憲法の精神を擁護し、將た其の運用を完全にして以て益々國家の丕基を鞏固
に爲る事を努むべきなり。

民は國の本
日本憲法の
精神擁護

第四節 重大事件の御報告と先帝の御敬神

謹みて惟るに、神武天皇先づ國家戡定の後皇祖天神を郊祀して大孝を申べし以來、歷朝
の聖天子皆其の宏謨に遵ひ賜ひて、皇祖天照皇大神を御尊崇あらせられ、報本反始の御聖
徳を御實行遊ばされて、祖先崇拜の範を臣民に垂れさせ給へり。

今國家吉事の重大事件としては先づ御即位の大禮、帝國憲法の制定、皇室典範の發布等
皇室に關する御慶事を始として内裏の御造營、戰勝報告の儀等あり。又國家凶事の重大事
件としては内外の戰役、神宮或は皇室に關する御變事等ありて是等は共に莊嚴なる奉幣の
式を行ひ、其の國家の吉事にありては之を皇祖祖宗の神靈に告げ奉りて祖宗と共に其の
慶を頌ち賜ひ、亦國家の凶事にありては之を祖宗の神靈に告げ以て神明の加護を祈請し賜
ふ。斯くの如く國家重大の事件は其の内容の吉凶禍福を問はず、古來凡て皇祖の大神に御
報告あらせられたるが、殊に尤も御心を用ゐさせ給ひ、且つ行幸親謁の新なる御式例をも
創めさせ給へるは蓋し先帝の御代を以て始めと爲すべし。申すも畏き極みなれども先帝の
神宮に對し奉りて御尊崇の念殊に深く渡らせられ常に御敬虔の御態度を持せられ給ひし事
は、下萬民の恐懼感激に堪へざる所にして其の遠猷深慮の御程は恐察し奉るに餘りあるも
のあり。

國家吉事の
重大事件
國家凶事の
重大事件
吉凶共に皇
祖に奉告す

先帝の不言
實行の不言
第一回の行
幸
第二回の行
幸
第三回の行
幸
第四回の行
幸
戰捷の御奉
告

神宮大廟と國民精神の機軸

八

伏して惟ふに明治天皇陛下には不言實行を以て國民の儀表と爲らせ賜ひ、至孝の大道を天下に示させ賜ふが爲めに、明治二年三月十二日第一回の行幸あり、次て第二回の行幸は五年五月廿六日にして第三回は十三年七月八日なりき。而して明治三十八年十一月十七日には實に第四回の行幸ありて莊嚴なる御親謁の御儀式を行はせ賜ひぬ。抑も此の行幸は光輝ある日露戰役の一大戰捷を繼し給ひたることを以て、一に皇祖大神の御稜威に由る事と思召し賜ひ、平和克復の曉を待ちて此の國民的好個の記念たる戰捷の結果を皇祖の御靈前に御報告在らせられたるものなれば、前後四回の行幸の中に於て其の意味最も深長に渡らせられたるものなりと拜察せられ惶懼措く所を知らざるものあり。噫一天萬乘の陛下にして尙ほ斯くの如く御自ら玉體を運ばせられ以て大孝の範を我國民に示させ賜ふ。陛下の敬虔誠懇なる此の御態度を拜し奉りたるもの誰か敬神愛國の念を奮起して以て忠孝兩全の國民たることを希はざるものあらむや。

第五節 皇祖大神は國民的崇敬の中心

掛卷くも畏き皇祖天照皇大神は高天原の主宰神として八百萬の神達の尊崇する所たるの

國民的信念
を確立す

國民信仰の
由來

みならず、我草原の中つ國に於ける蒼生の等しく瞻仰尊信する所にして、實に國民的崇敬の中心と爲り、我大和民族の根本的信念を確立したる大祖先の大神に在し座すなり。されば皇祖大神に對する我國民の信仰は其由來する所頗る悠遠にして、其の信仰の根柢する所確固不動のものありて存す。

夫れ信仰は各人の自由にして我帝國憲法も亦國家の安寧秩序を妨げず、日本臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を保證したりと雖も、而かも他宗教を信ずるの故を以て我國家の奉祀する神社の禮拜を拒むことを得ず、況や我國體の淵源にして國民教育の中心たる皇祖大神の禮拜に於てをや。蓋し信仰には修養を要し修養の第一義は實行を要す、故に國民的信仰の修養に向つては吾人先づ其の實行方法を勸めざるべからず、而して國民的信仰を實修する唯一の方法は、年々神宮神部署より頒布する所の神宮大廟を拜受し、朝夕神恩を感謝して以て國民的反省を爲すに在り。而して神恩反省の實例は正史野乘の滿載する所、殊に皇祖の大神を以て太陽に比し奉り之を禮祭したるの例は吾人既に前に述べたり。彼の有名なる獨逸の唯物論者ヘツケルト曰く、「所有る崇拜中にて太陽崇拜は最も合理的のものなり、若し太陽無かりせば此の太陽系に屬する全體のもの成立することなく、吾

國民反省の
現實

信仰には修
養を要す

ヘツケルト
の太陽觀

人々類の如きも此地球に安息するを得ざるべし、人間の生活をして日常又は永遠に意味あらしむるものは太陽なり」と云へり。蓋し皇祖の神徳廣大無邊にして太陽の外之を比すべきものなく、隨て皇祖即ち太陽なりとの觀念を生じたるべく、而して此の觀念に依りて上下信仰の念を一層深くし以て遂に牢乎拔くべからざる所の國民的信念を確立して、茲に萬世一系、金甌無缺の國體を現出するに至りたるなり。

第六節 伊勢神宮と我皇室

謹みて我國家發達の徑路を繹ぬるに、上古幽遠の時代より皇室と國民とは全く其の祖先を同じくして以て親族的關係を爲し、皇祖大神の直系の御子孫たる皇室は家長の御資格を以て君主と爲らせ給ひ、傍系の子孫たる國民は家族の資格を以て永久此れに奉仕するの問となれり。而して此の君臣の關係は頗る自然的に發達せるものにして、彼の西洋諸國の帝王の如く曾て強力に依る壓服にあらず。又人民の選舉擁立する所たるにもあらず。君主は皇祖大神の御心を奉體して蒼生愛撫の御聖徳を垂れさせ給ひ臣民は之を現津御神として衷心尊崇し禮拜す。其の君臣相親むの狀は恰も父子の如く、臣民の君主を尊崇禮拜する狀は

我國家發達の徑路

君臣の關係
自然に發達す

恰も神明に奉仕する夫れの如く、其の間何等の拘束を受け何等の形式に囚はれたる痕跡なく極めて自然極めて天真なり。

御即位の詔勅

壽詞

宵衣肝食聖衷を勞し給ふ

一大家族

願みて今上陛下御即位の詔勅を拜誦し奉るに、「天壤無窮ノ神勅ニ依リテ萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス爾臣民世々相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ即チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノ如ク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ」と宣らせ給ひたり。嗚呼聖明四海に普く皇恩僻陬の地に及ぶ畏しとも畏し。彼の即位禮當日紫宸殿の儀に於て内閣總理大臣の奏したる壽詞の中にも、皇祖皇宗暨び列聖の宏謨に遵ひ丕基を鞏固にし徳光を宣揚して天職を全くせんとし宵衣肝食聖衷を勞し給ふと云ひ、皇祖皇宗暨び列聖の神祐陛下の聖躬に在りとも云へり。記し奉るも恐懼の至に堪へざる次第なれども、歴代の聖帝皆皇祖天照皇大神の御延長として下萬民を愛撫せられ、赤子の爲には實に寒夜御衣を脱し高樓炊煙を望ませ給ひ、宵衣肝食聖衷を勞し給ふ。されば伊勢神宮に鎮り座す皇祖の神靈並びに列聖の神祐は常に當代の聖躬を照臨ましめて建國以來茲に三千年、皇祖大神の神靈と歴代天皇の聖徳とは互に相倚り相照して、此の光輝ある帝國の歴史をして錦上更に花を添ふるの觀あらしむ。之を要するに皇室は總國民の大宗家にして陛下は大日本帝國てふ

一大家族の家長に渡らせられ、神宮は其大祖先に渡らせ給ふ。

第七節 神勅と教育勅語との根本的歸一

天之安河の
神集ひ

謹みて皇祖の神勅を拜誦し奉るに、高御産巢日神天照皇大神の命を以て天ノ安河の河原に八百萬の神を神集に集へて思金ノ神に思はしめて詔く、此の葦原の中ツ國は我が御子の知らさむ國と言依賜ふ所の國なりと宣り賜ひて、遂に日子番能邇々藝命を此の葦原の水穗の國の統治者と爲し賜ひぬ。

神勅に含む
二大教訓

今此の重大なる神勅に對して茲に最も注意すべき二個條あり、第一は天の安河の群神會議にして後世此を以て國會の濫觴と爲し、或は我が古代の政治が君主專制にあらざる證とせんとするの説は聊か穿てるものなりと雖も、而かも光華明彩六合を照徹するの神徳を以てすら尙ほ且つ諸神を會して蒼生愛撫の道を諮らせ給ふ。洵に義は君臣にして情は父子の如き歴代聖主の御仁徳豈一朝一夕の所以にあらむや。第二は傳國の神勅にして君臣名分の明なること昭として日月の如し。中世弓削道鏡の變に際しても宇佐八幡の神勅に依りて國體の尊嚴を示し敢て臣下の窺竅を許さず、嚴然として皇祖の大詔は實に神聖犯すべからざるものなる事を教へたり。

國民教育の
極致

教育勅語の
鐵案
世界的公道

翻りて願れば明治天皇の下し賜ひたる教育勅語の冒頭にも、我が皇祖皇宗國を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なりと宣はせ給ひて、先づ建國の由來する所と日本倫理の根柢する所とを示し、以て國體の淵源と國民道德との關係を明にせられ、且つ更に一步を進めさせ給ひて國憲を重じ國法を遵守し義勇奉公の誠を致して以て天壤無窮の皇運を扶翼することは、即ち國民教育の極致なることを教へさせ給ひたりき。而して此の道は實に我が皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の共に遵守すべき所、之を古今に通じて謬らず之を中外に施して悖らずと鐵案を下し給ひて遂に最後に皇祖の神勅と教育勅語との根本的歸一を明示せられ、且つ君臣の間に於て與に共に服膺すべき世界的一大公道の存することを勅諭あらせられ給ひたり。

皇祖の神勅を拜し更に先帝の教育勅語を拜誦し奉る時には君臣の情誼連綿として盡きず唯一死以て報國の赤誠を捧げ此の重大なる責任を竭すことを思はざるもの豈又一人の有るあらむや。

第二章 祖先崇拜

第一節 祭政一致の國風

大日本帝國々政の根本原則は時代に順應するの祖先崇拜に在り。祭祀を「マツリ」といひ政治を「マツリゴト」といふ、國音相通ずるのみならずして事實も亦相同じ。毎年一月四日の政治始には主上先づ伊勢神宮の事を聞召され然る後に政治を行はせ給ふ。蓋し祭政一致の語は古來より政治家の用ゐし所の常套語たりき。史を按ずるに、神武帝以後五百六十餘年間は所謂同殿共床皇居即ち神殿にして神物と官物との區別なく、等しく此を宮中の齋藏に收め齋部の長此れが監督を爲し來りぬ。彼の國造の如きも地方官にして而かも其の司る所は専ら祭祀の事のみにてありしが如く、神事は實に國家的にして我國政治の根本義は祭祀にありしこと文獻の上に歴然たり。而して其の祭神は皇祖天照皇大神を始め天神地祇の別ありて之を祭る神社にも又天社國社の二種あり。之を維持する爲に神地及神戸と稱する神領の收入を以てせしこと崇神紀七年の條に見え、次で稍後れて聖武帝天平六年の勅に天社國社の神税は、其の三分の一を神事に用ゐる餘は神主に給する由見えたり。當時の神官に

時代に順應する祖先崇拜

皇居即ち神殿

政治の根本義は祭祀に在り

天社國社

國政の根本義

終始一貫の主義

歐化萬能主義

神聖なる皇位

神權政治

家長政治

は齊部氏中臣氏媛女君氏等ありて世々祭祀の事を掌りぬ。孝德帝大化の革新を行ひ給ふや先づ、神祇伯神祇頭を文武百官の上に置かれて、國政の根本義は天神地祇を祭りて以て祖宗の神靈を尊崇するの國風なる事を知らしめ給ひたりき。

抑も祭政一致の主義は千數百年の間曾て儒佛の思想に侵されず、終始一貫實に毅然として以て大正の代に及べり。されば從來東洋の一孤島たりし我大日本帝國も茲に始めて歐米の文明に接觸するや、歐化萬能主義漸く勢を得て物質論頻りに勢力を占め、自由民權の思想亦盛に勃興して甚しきものは遂に國體の基礎を危くせんとするものあるに至れり。此れに由りて明治二十二年二月十一日憲法發布の詔勅を下し給ひ、千載不磨の大典を宣布して此の帝國の一大主義を永く後世に傳へむとせり。熟々帝國憲法成立の由來を見るに、大日本帝國の神聖なる皇位は祖宗より傳はれるものにして之を子孫に傳ふべきものなり。而して國家統治の大權は實に此の皇位に在りて存するものなるが故に、憲法の基礎的精神は皇祖皇宗の崇拜に在ること昭乎として日月の如し。斯く天皇は生れながらにして祖宗の主權を繼承する點より觀る時は、我帝國の政治は神權政治と云ふことを得べく、而かも天皇は日本國民てふ大家族の家長として之を觀奉る時には亦一の家長政治とも稱することを得べ

異彩ある政治の三特色

故伊藤公の苦心せし所

帝國政治の原則

神宮大麻と國民精神の機第

一六

し。されば我國の政治は神權的家長的立憲政治なり、此の異彩ある政治的三特色は一は我帝國の位置、風土、氣候等の如き自然の關係に因り、他は帝國々民の熱心なる祖先崇拜の信仰に因りて能く相調和し、相結合して以て益々國威を發揚し來りたり。嘗て之を聞く、故伊藤公が先帝の命によりて憲法の制定に著手するや、公の最も苦心せし所は我古來の國風たる祖先崇拜と最も進歩せる憲法政治の主義とを如何にして結合一致せしめ之が調和を計るべきやに在りしと。蓋し我憲法の精神を翫味すれば、大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治すと云ひ、天皇は神聖にして侵すべからずと云ひ、亦天皇は國の元首にして統治權を總攬すと云ふが如く、我國古來よりの主義方針を政治上の基礎根柢と爲し、唯之を修飾補充するに西洋文明の骨髓たる臣民の權利、財産の保護等を尊重すべき事を以てしたるのみ、當時憲法編纂者の苦心せし跡は歴然として文字の上には顯はれたるを見る。之を要するに帝國憲法の基礎も畢竟すれば祖先の崇拜に在りて祭政一致の精神を失はず即ち帝國々政の原則は祖先崇拜にありて祭祀の精神と國政調理の精神とを一致せしむることとは、爲政者の執るべき根本主義たることを忘るべからず。

第二節 日本の祖先崇拜は理想的なり

祖先崇拜の起原に就きては東西の説同じからず、西洋の學者は之を以て祖先の幽靈を恐れ其の亡魂を慰むる爲なりと爲し、即ち祖先崇拜は精靈の和解及び精靈恐怖の念に起原すと爲すもの多く、而して東洋學者の説は全く之に反す。朱子は家禮に於て「祖先を祭るは主として愛敬の誠を致すに在り」と述べ、孔子は論語に於て「祭るには在りて神を祭るには神在りて祭らず」と云ひ、「吾祭に與らざれば祭らざるが如し」と云へり。凡此の世に生を享けたるものにして誰か兩親を敬愛せざるものあらむ。兩親を敬愛するものにして誰か其の祖先を追慕せざるものあらむ。其の祖先を追慕するものにして誰か其の祖先の精靈に神饌を供することを爲さざるものあらむや。蓋し是れ人情自然の結果の然らしむるものにして此の自然の人情有るが爲に、神代より祖先の精靈に神饌を供し敬慕追懷の至誠を致す儀式行はれたり。夕陽西山に傾きて風なきに庭前落花を見、秋月冲天に懸りて叢間に百蟲の哀音を聞く時は、當に亡き父母を懷ひ亡き祖父母を憶うて悲愁の涙襟を濕し追慕の情慕畔を馳すべし。是れ即ち人情自然の美の發露せるものにして、祖先崇拜の起原は決

祖先崇拜の起原に對する東西の説

人情自然の結果

追慕の情慕畔を馳す

原始時代の
社會生活

して西洋學者の云へるが如く亡靈恐怖の故にあらずとは等しく東洋の學者の唱道する所なり。

祖先崇拜は
社會學者等
に認せら
る理想的祖先
崇拜

翻りて原始時代に於ける社會生活の状態を観るに、彼等は一一致團體より生ずる利益を解せず、又共同生活に必要な品性をも具備せずと雖も其人情自然の結果として、即ち利害得失の觀念を離れたる血屬的關係に依りて相一致し相結合し、以て敵に當り味方を保護することは全く天地自然の人情に基くものなり。然れども血屬的愛の關係は時間的と空間的とに制限せられ、第一代の父母兄弟より成立する社會組織は團結の力最も親密旺盛なれども二代三代を經過するに従ひて、同族間の家族繁殖し血屬的關係次第に疎遠薄弱と爲る。爰に於てか團結の中心と爲りし此の多數の同族の離反分割を防ぐ爲めに、同一の祖先を崇拜し以て同族間の一致結合を固くする必要を生ず。即ち祖先崇拜は最近に於て歴史家、宗敎家、社會學者、倫理學者等の等しく是認する所にして、原始時代の最初の發展は實に祖先崇拜を實行したるの結果に外ならず。換言すれば祖先崇拜は人類一般に實行せられたる實際的宗教の基礎なりと稱することを得べし。されば我國の如き君民同祖の國體に在りては其の祖先を崇拜すること人情自然の美に出て、祖先に孝なる所以は即ち皇室に忠なる

所以。皇祖皇宗の遺訓を奉じて天壤無窮の皇運を扶翼するは忠の最も大なるものにして又孝の極致とする所。忠孝一致は實に日本倫理の根柢にして我國の祖先崇拜ほど理想的なるものは未だ世界に其の類例を見ざるなり。

第三節 皇祖に對する國民的崇拜の三個所

我國の祖先崇拜が理想的にして君民上下自然の人情に出て天真の流露せる結果なることは吾人既に之を述べたれば、今茲には國民的崇拜に就きて其の一斑を記すべし。

三個の國民
的崇拜所
國民崇拜の
第一場所
私人奉幣の
禁止

抑も皇祖大神を崇拜する爲に神聖なる壇場を設け、鄭重なる儀式を行ひて以て之を禮拜する場所に三個の異なる所あり。第一は伊勢神宮にして第二は皇城の聖地に在る賢所。而して第三は國民各戸の内に年々神宮大麻を拜受して之を奉安する所の神棚なり。夫れ國民崇拜の第一場所たる伊勢神宮の御事は前章に於て既に記し奉りたるが如く、其の信仰は絶對的にして其の稜威は國民尊崇の中心なり。其の後王朝時代の末葉支那制度模倣の頃より神宮に對して私人の奉幣を禁止するの制度定められ、國民的崇拜に向つて一大沮礙を與へられたりと雖も而かも此れが爲に國民信仰の力は更に衰へたるを見ず。鎌倉時代の頃より

詔刀師

神宮大麻と國民精神の機微

二〇

國民崇拝の
第二場所
内侍所

皇室の大婚

國民崇拝の
第三場所

り詔刀師と稱する一種の祈禱を司る神職起りて漸く盛に民間の祈禱に應ぜしを見れば、此の制度は殆ど有名無實となりて自然に消滅せる者の如し。上古より連綿として國民の腦裡に深染したる信仰の念力は豈一片の法令制度のみを以て之を禁止し得るものならむや。蓋し皇祖大神に對する國民的崇拝の根柢する所決して一朝一夕の所以にあらずと知るべし。

第二皇城の聖地に在る賢所は又内侍所とも稱し奉る。始め崇神天皇の時神威を瀆し奉らむことを畏み給ひて、三種の中神鏡と神劍とを模造せしめて之を神代以來の神聖と共に宮中に留め祀り給ひ、爾來歷朝相承け相傳へ連綿として變ることなく、而して賢所には實に此の神鏡を齎ひ奉り毎年一月三日の元始祭、十月十七日の神嘗祭及十一月二十三日の新嘗祭には天皇御親祭を行はせ給ふ。此の他皇室又は國家の大事ある時は必ず奉告祭を行はせられ、皇室の大婚及び皇族の御婚儀も又賢所の大御前にて行はせ給ふ。惟ふに此れ皆祖宗崇敬の大義に基かせ給ひ大孝の至誠を申べ給ふものにして、歷代聖慮の存する所萬民等しく欣仰し奉るべきなり。

皇祖に對し奉る國民的崇拝の第三場所は、神宮大麻を奉安して茲に家内安全、五穀成就の祈願を爲すのみならず、朝夕必ず之を禮拜して國民的反省を爲す所の神棚なり。按ずる

上古既に
祖の靈を
庭に祀る
家天

に皇祖大神を神棚に奉祀して之を禮拜するの風習は天孫降臨の頃より始まれるに似て其の由來する所頗る悠遠なれば、神武天皇が其の正統の大祖先たる天祖と共に國家の功臣大國魂神を殿内に祀られし例の如き國民一般の模範と爲りて、當時既に天祖の靈を其の家庭に祀りしこと殆ど疑を容れざる所のものあり。然るに中古支那制度の影響に依りて一時表面上私幣禁止の制度を布きたれども、國民崇敬の誠意は終始一貫して渝ることなく、後世遂に皇祖の神徳を反省追憶するの餘り師職の起原と爲り從て千度或は萬度御祓の奉製頒布を見るに至りぬ。此の事は第二編以下に於て本書の詳述する所なれば今茲には略して説かず宜しく全篇を通讀して著者の意の在る所を知るべし。

第四節 社會生活上に顯はれたる祖先崇拝

近世同一種族の者の一社會を組織する有様を見るに、或る共通の目的を達せんが爲に相一致結合するの傾向あることを確め得たり。即ち或る者は同一の信仰を助くるが爲に宗教的團體を組織し、或る者は共同の知識を廣めんが爲に學術的會合を爲し、又或る者は政治的團體を組織して與黨の勢力を張らんと企圖せり。文明の進歩に伴ひて個人の利害を主とせ

同一種族の
社會組織

文明の進歩
は個人の利
害を主とせ

愛情は團體
の擴大と反
比例す

ず、其の團體より受くる利害の大なることを自覺して以て漸く團體的勢力を作らんとするもの多きに至れるが如し。然れども原始時代の人は此の結合より生ずる利益の大なることを自覺せず、唯人情自然の愛即ち血屬的關係に依りて同族相一致結合することを知れるのみ。斯くて同族間の團體漸く擴大すれば相互の愛情は此れと反比例を爲して將に相離反せむとす。此に於てか團體の中心的目的物を要す。而して此の目的物は即ち祖先崇拜たり。同一の祖先を崇拜する爲に同族相集りて祖先崇拜の儀式を行ふことは、多數散在せる血屬者をして彼等の祖先を記憶追懷せしむるの原因と爲り家族的關係を緊張にす。祖先崇拜が所有人種を通じて或る時代に於ては必ず此の崇拜を経過し、又經過すべきものなることは決して輕々に看過すべき問題にあらず。我國の祖先崇拜の如きは此の原始時代の血屬的結合が全く理想的に發達せしものなりしことは既に之を述べたり。

三種の祖先
崇拜

今社會生活上に顯はれたる祖先崇拜の顯著なる數例を示すべし。如何なる僻陬の地と雖も我日本の家庭に於ては必ず三種の祖先崇拜を實行す、即ち國民的祖先としては伊勢神宮に鎮まり座す皇祖の大神を崇拜し、氏族の祖先としては氏神を崇拜し、而して家族の祖先としては其の家庭の祖先を崇拜す。此等は皆神聖なる神棚に奉祀して毎朝神饌を供し、拍手

所謂官祭と
私祭

禮拜以て神恩奉養の誠意を表す。祭祀には素と國家の祭祀と然らざるものとあり、國家の祭祀とは元始祭、紀元節、祈年祭、春秋皇靈祭、神嘗祭、新嘗祭等國旗を掲揚して國民的に奉祀するの祭祀を云ひ、氏神の祭禮、産土神の祭禮の如きは一地方の人相集りて神事を執行し神慮を慰むるものにして所謂私祭と稱すべきものなり。而して其の國家の祭祀たる私祭たるを問はず、祭祀は社會生活上に於て重大なる位置を占む。朝に星を戴きて出て夕に月を踏みて歸る、農民唯一の慰安は氏神の祭禮に親戚知人を招きて一夕の小宴を張るの快にあらずや。然り此の快や王公貴人の榮華も及ぶべからず。思ふに農家の年中行事に於て殆ど其の三分の二は祖先崇拜に屬するの行事たるのみならず、中古以來武人の間に一種の武士道を生じ、嚴格なる教育を以て其の子弟を教養せしが、而かも此の武士道の根柢は又遂に祖先崇拜の精神に外ならざりき。

一種の武士
道

祖先の靈に
告ぐ

之を要するに社會生活上の必要條件たる政治、法律、宗教、教育、文學、美術、等所有る要素の上に於て祖先崇拜の氣の漂へるを見、殊に冠婚葬祭の如き人生の一大行事にありては、必ず先づ祖先の靈に告ぐるを以て我國風の第一義と爲し我が習俗の一大特色と爲せり。社會生活上に於ける祖先崇拜の勢力も亦偉大なる哉。

第五節 祖先崇拜と日本倫理の根柢

日本倫理の根柢

大日本帝國は神國なり、皇祖天照皇大神の直系の御子孫は長へに天皇と爲りて統治の大權を握らせ給ひ、其の旁系の子孫は臣民となりて代々皇室を補佐し奉る。君民相倚り相援けて上下一心和衷協同、義は即ち君臣にして其の情恰も父子の如く、惟れ善惟れ美洵に神國の傳承我れを詒かざるものを日本倫理の根柢と爲す。

國民的の二大思潮の淵源

二大思潮の成果

抑も國家の大廟たる伊勢神宮は國民的の二大思潮の淵源と爲りて國家肇造の當時より茲に殆ど三千年、波瀾重疊幾多の變遷を経たりと雖も此の超然たる二大思潮には遂に儒佛の力も及ばずして却て此の思潮の爲に包容する所と爲り了りぬ。二大思潮とは何ぞや。國民的信仰の中心たる祖先崇拜の觀念が、一は道德的に發達して日本倫理の根柢を築き、他は政治的に發達して國民統治の中樞たる萬代不易の皇室を造るに至りしこと是なり。謂ふこと勿れ祖先崇拜は未開の遺風なりと。我國の如き政治、宗教、道德皆其源を皇祖の神勅に發したれば、祖宗の崇拜は政治上の根本原則と爲り、宗教上の根本教理と爲り、而して又實に日本倫理の根本思想と爲る。是れ即ち世界無比の國體たる所以にして國家としては洵に

固有の宗教は固有の倫理

神道に教典なし

不言實行を標榜す

理想的に發達せるものなり。斯くの如くなれば日本固有の宗教は即ち又日本固有の倫理にして日本固有の倫理は彼の神勅の上に樹てられたる憲法政治と遂に其の究極に於て相一致す。政治、宗教、道德、教育名は各異なりと雖も、其の根本的の原則、基礎的の觀念に至りては皆同一たり、否同一たらざるを得ず。

元來惟神の道は儒佛の如く文飾燦爛、條理整然たる教理教典の類の存するにあらず、所謂不言實行の中に以心傳心相承接相傳へて以て今日に及べるものなれば彼の善言を列ね良語を集め外形の美を飾らむとする儒佛の經典の如きは我が惟神の道の精神に適はず。惟神の道は素朴質實にして不言實行を標榜す。是れ我が日本倫理の根本的確定的主義たり。

徳川氏の代に至りては文教蔚然として起り、彼の藤原惺窩の如き、雨森芳洲の如き、山崎闇齋の如き、淺見絢齋の如き、熊澤蕃山の如き、或は神儒一致を説き、或は神道を以て儒教の本源と爲し、或は敬神尊皇を説き、或は大義名分を説く、水戸學派起るに及びて國體論大に勃興し、遂に本居平田の二先輩に至りて國學復興の極に達し、日本倫理に對するの學說略ぼ大成したり。明治の代に至りて西洋の思想頻りに輸入せられ、學者往々名分を誤らむとしたるもの此れありきと雖も、明治二十二年二月十一日千載不磨の大典たる憲法

發布の勅語あり。翌二十三年十月三十日には教育勅語の御下賜あり。此の二大勅語の中に含まれたる國民的信念は上下三千載を一貫して茲に始めて確定不動の倫理的・一大基礎を造り、以て日本倫理の根本的原則を大成したり。

第六節 御大禮に顯はれたる祖先崇拜

第一項 御即位式

「皇位は是れを祖宗の正系に承け又是れを祖宗の正系に傳ふ、斯くの如くして歴代相承け相繼ぎ天地と共に窮る所なし、之れを寶祚の無窮と云ふ。」

抑も即位の大禮は先帝の後を承けて皇太子新に天皇の位に即かせられ、正しく三種の神器を傳承せられたることを皇祖皇宗に奉告し奉り、又統治の大權を繼承して蒼生の上に君臨し給ふことを、一般臣民に知らしめ給ふ所の公の儀式にして、これに賢所大前の儀と紫宸殿の儀との二あり。賢所大前の儀には新帝群臣を率ゐて親しく祖宗の靈を御拜ありて後御告文を捧讀して以て皇位繼承の旨を告げさせ給ふ。紫宸殿の儀は大禮中最も莊嚴を極めたるものにして、陛下は紫宸殿の中央に設けたる高御座たかみくらに著かせられ、臣民一同に對して

皇位の傳承

賢所大前の儀

紫宸殿の儀

萬歳三唱

親しく皇祖の大神を拜す

勅語の御下賜あり。次に内閣總理大臣は紫宸殿の階を上りて國民代表の壽詞を奏上し、更に階を下りて萬歳を三唱すれば參列の諸員皆之れに和して萬歳を高唱す。歡聲地に滿ち瑞氣天を覆ふ。此の時陛下は三千載の昔に還りて直に皇祖の天津日嗣を承けさせ給ひ、臣民は三千載の後に生れて親しく皇祖の大神を眼前に拜し奉る。嗚呼莊重なる此の光景と絶對的尊嚴なる此の儀式とは金甌無缺の國體を遺憾なく事實の上に發揚し得て、無限の感慨を國民の腦裡に與へぬ。宜なる哉寶祚無窮の由來する所悠久高遠にして其の意味爾く深長なるものあり。

第二項 大嘗祭

即位の式終りて後皇祖天照皇大神を始め天神地祇を招聘あらせられ、陛下御親ら新穀新酒を奠供して大嘗の盛儀を執り行はせ給ふ。此れを大嘗祭と爲す。大嘗祭は御一代一度の祭事にして即位の御式中最も重大なる所の位置を占む。

夫れ我邦は豊葦原の瑞穂の國として古來農を以て立國の大本と爲したるが故に、今大嘗祭を執り行ふに當りて祭事の重要神饌品たる新穀及び新酒の原料を得べく豫め齋田を決定

齋田

す。而して新に造營せられたる大嘗宮は東に悠紀殿あり西に主基殿あり、共に簡古素朴の建築にして神代の昔を偲ばしむるに足る。即ち悠紀殿に於ては夕の祭を行はせ給ひ、有名な國栖舞を奏し風俗歌を歌ひ白酒黒酒の新酒を供へ御親祭の上御告文を奏上せらる。蓋し皇祖の大神を始め天神地祇皆此の祭場に照臨あらせられ陛下と御對座御交歡ましませば此の瞬間に於ける陛下は實に現つ御神として事實の上に顯はれ給ふ。尊しとも尊しや。翌日未明主基殿に於て朝の祭事行はるれども其の儀式は全く前日と同じ。之を要するに大嘗祭を一貫せる所の一大精神は、敬神尊祖の國風を通して長へに國體の美を後世に傳へんとするにあり。

第三項 大 饗

即位の禮終り大嘗祭果て、後、大禮に參列したる内外文武の百官に饗宴を賜はる。之を大饗といふ。大饗は無事に大典を終りたるの祝宴にして、大嘗祭の時皇祖の大神を始め奉り天神地祇に奠供したる白酒黒酒を撤下して先づ陛下御親ら此れを聞召され、次て皇族以下の群臣に御祝盃を賜はる。此の饗宴は二日に互りて誠に善美を盡し結構を極む。第一日

は豊樂殿の御宴と稱して陛下の御勅語あり、内閣總理大臣、外國交際官の奉答辭あり。大正四年十一月の大饗は豊樂殿の新築なく二條の離宮を以て此れに充てられたり。第二日は同じく二條離宮に於て賜宴あり。夜に入りては又別に夜宴の催ありて其の壯觀前日に異ならず。惟うに大饗は曠古の盛典を無事に終り、皇運愈々榮え行く御代の末を壽ぐ所謂奉祝の宴を張りたるものなれば、其の精神とする所は又祖宗崇拜の義に外ならざるなり。

第四項 御 親 謁

御即位の式を終りて後に大嘗祭の御儀あり、大嘗祭を了へて更に大饗の宴を催し、饗宴終りて最後に御親謁の儀を行はせ給ふ。御親謁は即位の大禮を無事に終了し、正しく祖宗の皇位を繼承せられたる事を伊勢神宮と神武天皇及前帝四代の御陵とに御奉告の爲、天皇皇后兩陛下親しく駕を枉げて御參拜あらせられ、御親祭を執り行はせ給ふの儀にして大嘗祭に次ぎて重要な行事の一たり。斯くて皇祖の大神以下各御陵の御參拜を終らせられ愈御親謁の儀を了へさせ給へば、再び神器を奉じて東京に還御し賢所は亦溫明殿に御鎮座在らせ給ひ、茲に御即位の大禮は全く終りを告ぐる事となりぬ。

願るに御即位の大禮は陛下東京を御發轅在らせられてより、今御親謁を終りて再び東京に還御在らせらるゝまで殆ど一ヶ月に亙りて、嚴肅を極め鄭重を盡し以て終始皇祖及歴代の皇靈に對して崇敬の誠を致され天神地祇の祭事を執り行はせ給はれたり。實に大禮と神事とは不離密接の間に在りて、祭政一致の國風は即位の大禮を一貫したる萬古不動の一大主義なりき。

第二章 神宮神部署

第一節 神宮神部署の由來

(國民的信仰の徑路)

支那制度の
影響
9
一種の神職
起る

奈良朝末葉の頃より支那制度模倣の風漸く盛にして遂に國體の淵源たる伊勢神宮にまで其の影響を及ぼし、私人奉賽の禁制を見るに至りしこと誠に千古の遺憾なりとす。然れども皇祖大神に對する國民的信仰は全く絶對的のものにして一片の法令豈能く之を禁絶し得るものならむや。禁止の法令は法令として之を存したりしと雖も私人の奉賽祈禱は年と共に其の數を増し、中古遂に詔刀師と稱する私人の祈禱を掌る一種の神職起るに至れり。而して此の詔刀師は更に一變して後世兩宮の御師と稱する者と爲り、徳川氏の頃に至りては盛に御師の邸宅に於て御神樂を奏行し、大麻を私邸に奉製して之を授與するのみならず、全国各地に檀徒と稱する所謂氏子様の者を有して毎年末大麻の頒布を爲し來りたり。是れ蓋し法律の力を以て私人の奉賽祈禱を禁止したる自然の結果とも見るべきものにして、當時既に國民信仰力の旺盛なりしことを反證し得て餘りあるものあり。斯くて伊勢に於ける

師職の豪奢

師職の權利
神宮司廳に
移る

維新變動の
反響

國民的自覺
心を喚起す

神部署の設
置及沿革

師職は宛然諸侯の如き邸宅を構へ、全国各地の檀徒の參拜するや之を宿泊せしめて頗る歡待を極め其の情甚だ親密なるものありたりき。明治四年神宮制度の改革と共に舊師職は悉く廢止せられ、其の私邸に於て取扱ひし神樂、祈禱、及び大麻の授與頒布等も又同時に停止を命ぜられ、千有餘年間其の掌中に歸したりし神宮の奉賽事業も茲に始めて全く政府の事業と爲り以て神宮司廳の管掌する所と爲りぬ。

夫れ明治維新の變動は嘗に政治上に於てのみならず、精神界物質界を通じて所有る方面に向つて一大革新の氣を促し、從來亞細亞大陸の舊文明に心酔したりし我國民は茲に競うて歐米新開化の氣運を輸入することに熱中し、歐化崇拜の風一時は殆ど絶頂に達して弊害百出せむとするを見るや、當局の人大に憂慮反省する所あり。遂に明治二十二年の憲法發布と爲り翌二十三年の教育勅語御下賜となりて國家永遠の大基礎を樹立し、次て日清日露の二大戦役は更に國民的自覺心を喚起して茲に再び王政維新當時の眞精神を復活したり。此の精神の復活に因りて敬神尊祖の風大に振興し、隨て伊勢神宮に於ける臣民の奉賽大麻の頒布にも明治四年以來幾多の改良進歩を加へられ、遂に明治三十三年勅令を以て神部署の設置を見るに至り次て同四十五年先帝最後の御裁決に係る神部署改革の勅令あり。此の

甚深なる先
帝の大御心

大麻奉製の
職員は皆男
子

勅令は僅に十條のものより成立すと雖も其の第一條に於て、「神宮神部署ハ神宮大宮司ノ管理ニ屬シ大麻及曆ノ製造頒布並ニ臣民ノ奉賽ニ關スル事ヲ掌ル」と規定せられて中古以來久しく私人の手に委せられたる臣民奉賽の御神樂及び大麻頒布の事業を直接神部署に於て取扱ふ事と爲りたるは、蓋し甚深なる先帝陛下の大御心の存する所を恐察し奉るべきなり。現今神部署の建物は明治三十四年十二月二十五日落成し、翌三十五年一月二十五日開署式を執行す、總坪數一丁三反三畝餘歩、度會郡四鄉村大字北中村字笠松谷に在り、昔時櫻樹の多かりし故を以て一名又櫻丘とも稱す。舊參道に沿ひて牛谷坂の上に巍然として聳ゆるもの即ち此れなり。

第二節 神宮神部署の事業

第一項 神宮大麻の奉製

大麻の奉製は嘗に神宮神部署に於ける一大事業たるのみならず、全國七千萬の國民が各戸の神棚に奉祀して朝夕禮拜する國民的崇拜の中心と爲れるものなれば、其の奉製には神聖と莊嚴とを極めたる修祓の式あり。而して大麻奉製に従事する職員は皆男子にして其の

奉製所の縦
覽は絶対に
禁止
神祕にする
にあらすし
つて神聖を保
つ爲め

神聖奉行は
最高儀式

神聖奉行の
式
大麻修祓の
式を創む

式の模倣

人物を精選するのみならず、毎朝出勤するや必ず先づ署内備付の清浄なる白衣白袴と著替へ以て各自分擔の事務に従ふ。奉製の場所は本署の樓上を以て之れに充て、監督官廳の職權に依る巡視若くは關係職員の外絶対に他人の入ることを許さず。此れ蓋し其の奉製を神祕にするの故にはあらずして神聖なる靈場を潰さむことを恐るゝが爲なり。

第二項 大麻奉製の式

謹みて大麻奉製の式を按ずるに、神聖を奉行する事は神宮の御儀式中に於て最も重を置く所のものにして、其の頒布の大麻たるは授與の最高儀式たるを問はず、神聖は即ち大麻の生命として最高最貴尊嚴にして侵すべからざる者たるなり。維新前御師の邸内に於て私人の業として之を奉製せし時の模様は詳ならずとも、明治四年神宮司廳の制度定めらるゝに當り、大麻に關する事務は一切司廳の手に移り、翌五年四月一日莊重にして森嚴なる神聖奉行の儀式行はれ越えて六年大麻修祓の式を創めてより爾來今日に至るまで四十餘年間、其の間儀式の上に於ては幾多の變遷を重ね、現今は内宮神樂殿に於て所謂殿上式を用ひて之を行へり。今大麻修祓の式の一斑を記し奉らむに、先づ當日分課諸員に依りて諸具を辨備

し豫め大麻々串を高案の上に安置す。時刻到れば當日の祭主たる神部及び神部補二名出仕二名各々版に著く。次に上位の神部補進みて修祓の祝詞を奏し神僕及び諸員を祓ふ。次に神部進みて大麻頒布の祝詞を奏す。次に神宮特有の最高儀式たる八拜の儀あり。次に神部再び進みて大祓の詞を奏し案上の麻串を修祓して以て全く式を終る。此の間約一時間に互れども殿中一の聲咳を聞かず、莊嚴の氣堂に満ちて神々しさ云はむ方なし。宜なる哉此の大麻が全國の神棚に奉祀せられて以て國民的崇敬の中心と爲れること蓋し決して偶然にはあらず。

第三項 大麻奉製の原料

謹みて大麻奉製の原料を分類すれば用紙と木地との二大別と爲る。用紙は特種の製作品として宇治山田市なる神都製紙株式會社の製作に係り、毎年三四月頃本署職員出張して製作場、製作用諸器具、及び製作に従事する諸職工を修祓し然る後製造の業を始む。製紙の量は歳に依りて異なりと雖も近年授與頒布の成績頗る佳良なるに隨ひて製出の量亦増加せるものあり。

用紙

本地

本地は大正五年度より神宮神部署構内本地製作所に於て製造す。其の取扱亦極めて鄭重

木材

嚴肅なり。

木材は最初杉材を用ゐしが明治十三年四月二十二日司廳の認可に依りて爾來樅材を使用する事と爲り以て今日に及ぶ。

麻串

麻串は原料中尤も貴重の者にして大麻の神聖は實に修祓を施したる麻串に依りて維持せらる。されば麻串に使用する本地のみは今尙ほ神路山の一帯なる朝熊嶽の森林中より特に杉材を選びて之を伐採し來り、以て神聖なる神部署樓上の大麻奉製場に於て之を製造す。

第四項 大麻奉製及曆製造の職工

現在大麻の奉製に従事する職工百餘名あり、又曆製造の職工は男女合して約二百名あり大麻奉製に従事する職工は皆男子にして内三十餘人は検査と稱して他の職工の製作品に就きて技工上の検査を行ひ兼ねて就業中の監督を爲す。分科の主なるものは摺ウラ。印シ。張ウ。封フ。印シ。結束ケツソク。納櫃オホコ。荷造等あり、摺。印。張は奉製の事業中最も神聖なるものにして、御神名を摺り御神璽を押捺し大麻の御仕上を爲す。封印。納櫃。結束は文字の如く寧ろ荷造に

大麻に關する主なる分科

屬するものなり。荷造は非常の熟練と勞力とを要するものにして多年の經驗を積みたるものにあらざれば一日二十個の仕上を爲すこと容易ならずと云ふ。

曆製造の分科にも亦種々ありて技術の巧拙に依り一日の仕上に非常の差あり、然れども曆に關する研究は他日稿を改めて別冊として之を刊行すべし。

第四章 臣民奉賽

第一節 御神樂殿の由來

明治四年七月神祇官達に依り中古以來師職の私邸に於て行ひ來りし神樂及祈禱を停止し唯餘儀なき事情ある者に限り第四御門外に子良館を設けて以て神樂及祈禱の取扱を爲し兼ねて又大麻の授與をも爲したりき。越えて明治五年十月十二日祈禱所設置の地鎮祭を行ひ同月二十八日には更に立柱式を終り同十一月七日上棟の式を行ふ。翌六年二月一日落成の祝意を表する爲めに職員一同より大々御神樂を獻進す。爾來私人の祈禱絶ゆる事なく明治十二年七月始めて御神樂奉奏坐敷千號滿座の祝祭を行ひぬ。豐受宮祈禱所は少しく後れて明治八年十二月九日教部省の認可に依りて設置せられ、九年三月より御儀の供進を開始し御神樂は十二年二月一日より奉奏を開始す。明治二十五年二月神樂殿と改稱し同年六月大麻授與所と共に改築の工事を起し同十二月二十五日竣功。翌二十六年一月十五日盛大なる開殿式を行ふ。外宮神樂殿は同年十二月舊位置を變更して新に造營し同月二十九日開殿式を舉行す。大正六年更に兩宮とも改築を施し以て現今に至れり。祈禱所神前の裝飾は明治

子良館

祈禱所設置

千號滿座の神樂

神樂殿と改稱

祈禱所神前の裝飾

神部署官制の制定を見る

舞女樂員の修業

十七年十月二十八日祭典課伺定に依れば、從來殿中に御幌を懸け前に翠簾を掛けたりしを、單に御幌を懸け左右に神を樹て、其の枝に御鏡、劍、平緒、玉、五色絹を飾り立つる事とせられたり、其の後多少の變遷を経て今日の神前裝飾は御神樂殿の中央神座の前左右に大神を樹て、向つて左方の神の枝には錦の袋入刀劍一口と五色絹、及麻苧とを懸け、右方の神の枝には神鏡一面、五色絹、麻苧とを懸けて以て殿内の裝飾を莊嚴にし且つ崇高にせり、明治三十三年勅令第三百七十四號を以て始めて神部署官制の制定せらるゝや、其の第一條に於て兩宮神樂殿は臣民奉賽の事務を掌る事を示されたり。明治四十五年四月先帝最後の勅令第八十四號を以て神部署の官制を改革したれども兩宮神樂殿の事務は更に前勅令の趣旨と異なる所なかりき。而して神樂殿は從來神宮司廳の所管なりしが神部署官制の公布と共に始めて其の管轄の下に屬する事と爲りたり。内宮神樂殿の附屬事業として明治三十四年の創設に係る雅樂講習所あり神樂殿の後方に接す。樂員、舞女、修樂生の技術を練習する所にして毎年一回八月の頃宮内省雅樂部より樂師三名出張して十日間舞樂の講習を爲して以て技藝の進歩を計る。明治六年六月始めて樂員を置き等級を制定し同年九月修樂生を置き翌十年九月樂員試補を置き同年十二月舞女及舞女世話役を置き爾來幾多の變遷を

重ねて以て今日に至る。現在樂員の數は二十名前後、舞女は同じく二十餘名あり。主として兩宮神樂殿に出勤して御神樂御饌の奉奏に従事し、餘暇ある時には舞女は讀書、算術、裁縫等を稽古し樂員修樂生は舞樂の練習を爲す傍ら國史、國典、及古道の研究に従事す。之を要するに神樂殿は國民奉賽の中心なるが故に其の取扱に係る所の事務も皆國民奉賽の精神を參酌し、神宮崇敬の道を愈々發揚するを以て唯一の目的と爲し最後の理想と爲せり

第二節 奉賽者取扱一斑

第一項 御神樂

神樂殿に於て取扱ふ一般の奉賽者とは主として御神樂御饌の奏奠、金品の獻備及び大麻授與の取扱を指す。御神樂奉奏の順序は本人先づ神樂殿に來りて神樂の種類、奉奏の時間登殿の人員及願意等を届出て、規定の料金を納むれば希望の時間に御神樂を奉奏す。之を直願と云ふ。然れども奉奏者の便利を計りて特に取次の方法を設く。取次者の資格は舊御師の者に限りて之を許可せり。此の外神樂の種類、願意、奉奏の時間及料金を添付して郵送すれば、神樂殿に於て該神樂奉奏の後大麻及び神饌品を願主に遞送す。病氣平癒祈願の

御神樂取扱
の手續

神樂の種類

神宮獨特の
大和舞

如きは特に電報を以て申込むことを得るの法あり。神樂は通常特別大々神樂、別大々神樂大々神樂、大神樂、小神樂の五種あり、何れも倭舞と稱する神宮獨特の少女舞を奏し、大々神樂には日本古樂の精華と稱せらるゝ人長舞を加へ、別大々神樂以上には更に又他の舞樂を加ふ。

要するに神宮御神樂は宮内省を除きて全く他に其の類例を見ざる天下獨特の者なれば、御神樂其の者が既に頗る珍重するに足るのみならず、祈願奉賽の中心となれる御神樂大麻拜受の爲め數百里の道を遠しとせずして四方より子來す。また以て皇祖の大神に對する國民的信仰の甚深なるを知るべきなり。

第二項 御饌

御饌には別御饌及び一等より四等までの五種あり、其の取扱上の手續は凡て神樂と同じ御饌は俗に御祈禱と稱し又御饌とも稱して年々伊勢兩宮神樂殿にて取扱ふ數は殆ど三萬座の多きに達し、御饌殿に登る奉賽者の數は當に座敷の十倍以上あり。

御饌と御神樂と異なる所は、御饌は神樂に比して取扱上簡單にして僅に十餘分を要するが故に、時間に制限あるものは皆御饌を奏奠す。而して御饌奏奠の目的も又願意の貫徹は

御饌の便利

別として御饌供進大麻の拜受に在ることは素より明なり。

第三項 獻進物

御神樂殿に於て取扱ふ獻進物には獻金と獻備品との二種あり、獻金には別に制限を設けざれども獻備品には制限ありて不淨の恐あるもの、獻備者の姓名記入しあるもの、使用の道を制定せるもの等は取扱はざるの内規あり。

獻進物は素と臣民奉賽の誠意を物質の上に顯はして神慮を慰め奉らむとするに在るものなれば、清淨潔白のものたらざるべからず。而して獻進物に對しては神樂殿より領收書を發し、獻備の品の如何に依りては相當の御饌を奏奠して大麻及び神饌品を獻備者に渡す事あり。要するに一般奉賽者の取扱に就ては彼等に十分參拜の目的を達せしめて衷心其の取扱に満足の意を表せしむるを根本の原則と爲し居れば、奉賽者も亦其の意を諒して神宮域内に入らば苟も敬虔の態度を失せず、神人相合せむとするの念慮を有して以て小心翼翼奉賽の誠を致すべきなり。

第三節 臣民奉賽の三様

第一項 神恩奉謝の爲の神宮參拜

竊に惟るに年々四方より神宮に參拜するもの其の數實に百餘萬に上り、就中春色駘蕩四月の頃には一ヶ月の參拜者約十四萬餘に達し一日平均殆ど五千人を算す。五十鈴の川の清き邊、神路の山の緑深き處、日として奉賽者の影を見ざるはなく、貧富貴賤老弱男女、所有る社會の階級を通じて此の國民的大祖先たる皇祖大神の御前に額づく。今臣民奉賽の種類を大別すれば大凡そ神恩奉謝の爲めに參拜するものと、國民的義務として參拜するものと、特に祈願の爲に參拜するものとの三様あり。而して神恩奉謝の爲に參拜する者には更に二様の意義を有す、一は即ち純粹なる神恩奉謝の意味にして他は祈願の成就を奉謝する爲の意味あり。

夫れ神社參拜の精神は神恩に浴して一身一家を安全に過し、優渥なる君恩の下に幸福なる生活を遂げ得ることを感謝するの誠意に出でたるものなれば所謂天真の爛漫たるものにして神恩感謝の第一義は實に高潔なる此の信仰的態度の中に存す。『何事のおはしますかは知らねどもかたじけなさに涙こぼるゝ』嗚呼是れ神人歸一の靈境に入らむとして當に至誠の域に達したるの詠にあらずや。神恩奉謝の極致洵に茲に在り。

獻備品に對する注意

年々神宮參拜の人員

神恩奉謝の爲めの參拜に二様の意義あり

神恩感謝の第一義

第二項 祈願の爲の神宮參拜

人情の奥底に潜在する意志は如何なる哲人と雖も之を看破すること能はず、年々百萬に垂んとする參拜者の中には眞面目を缺き至誠を失する祈願を爲すもの無きにしもあらざれば、素より正確なる統計を作ること能はざれども最近内外兩宮神樂殿に於て取扱ひたる御神樂願意並に御饌願意の類別を一見する時は、大凡そ神宮に參拜する國民祈願の意志の存する所を知る事を知べきなり。今願意の主なるものを擧ぐれば御神樂及御饌を通じて奉養を第一と爲し、次には家内安全、國家安泰、五穀成就、商業繁昌、大漁満足等あり、即ち最近の調査に依れば兩宮神樂殿を通じて御神樂奉奏數約三千座前後の中に於て、願意の奉養に屬するもの實に千四百七十餘座の多きに上り、御饌奉奠座數約二萬九千二百座の中に於て二萬四千座の多數に上る。惟ふに奉養は前に述べたるが如く神宮參拜の第一義なれば此の現象は寧ろ自然の結果として喜ぶべきなり。此れに次ぎて家内安全の願意は御神樂御饌を通じ總數の約二割あり、家内の安全を祈願し子孫の繁榮を計る事は我國風の誇りとする所にして、歐洲の人が日本の皮相を觀察して日本國民は戰爭を好むの人種なりと稱するは眞面目なる我國國民の精神を知らざるの致す所たるなり。此の外病氣平癒。厄除。海上安全

願意の區別

一年中に於ける神樂御饌の座數

各種の願意

夫婦和合等何れも私人的の平和幸福を願ふものと共に、他の一面に於ては亦皇運隆昌皇室幸福。聖壽萬歲。國威宣揚。國家安全。戰捷祈願。凱旋奉養等の如き皆國民の誠意を披瀝したる所謂國家的の平和幸福を冀ふ極めて眞面目なる國民性を顯はせるものあり。要するに神宮參拜の大多數は御神樂或は御饌を奉奠せずして直ちに神前に額づきて默禱するもの多かるべければ、祈願の爲に參拜する奉養者の數の如き素より之を正確なる數字的に顯はすこと能はざるべしと雖も、大體に於ける祈願の種類及び其の願意の數は前述の如きものなり。

第三項 國民的の神宮參拜

日清日露の兩大役に於て日本が豫期以上の勝利を收め得たるは忠勇絶倫なる我海陸軍人の犠牲的奮闘に依るとは雖も、上に祖宗神靈の加護あり下に健實なる國民の後援あるにあらずひば焉ぞ斯る絶大の成功を見る事を得む。殊に皇祖の神靈が國家危急の場合に當りて屢々奇瑞を顯し危難を救ひたまひたるの實例は神武東征以來國史の上に散見する所にして往年の二大戦役に於ても又屢々我軍の上に天祐を示され給ひたりき。されば其後平和克復してより陸海軍人の精神界に一種の光明ある信念を獲得したるらしく、軍隊若しくは艦隊

學校、軍隊
及艦隊の參
拜

皆之れ國民
的參拜

適當の名稱
を得るまで

として正式に參拜するもの比年其の數を激増しぬ。又近時最も喜ぶべき現象は小、中學を
始め高等専門の程度に在る諸學校の學生、生徒等が、校長職員に引率せられて正式の參拜
を爲すこと之なり。

夫れ大日本帝國々民として神宮に參拜するもの何れか國民的の參拜にあらざるものあら
む、然れども陸海軍人が軍隊或は艦隊として上官の指揮の下に正式の參拜を行ひ、又諸學
校の生徒が校長職員指揮の下に同一の進退を爲して參拜を行ふことは其の心事行動二つな
がら公にして國家的とも稱すべく私人奉賽の類と趣を異にせるものあり。仍て吾人は此れ
に冠する適當の名稱を得るまで暫らく之を稱して國民的の神宮參拜と云ふ。要するに人民
奉賽の様式は以上の如く大凡そ三様ありて、其の禮拜の形式をば多少異にする所あれども
而かも國家の大祖先として之を尊崇信仰するの極致に至りては遂に三者共に皆相一致す、
洵に世界に其の比を見ざる理想的の靈地たり。

第二編 大麻綜説

第一章 師 職

第一節 師職沿革の略説

王朝の末葉支那制度模倣の頃より頻りに彼の國の文物を崇拜し、制度法律の如き當に形
式上の文明のみに止まらずして遂に國民信仰の中心たる伊勢神宮の私賽をも禁止するに至
れり。然れども信仰の力は如何なる威力を以てするも到底之を壓迫し得るものにあらず。
却て私人の爲めに其の祈禱を司る所の詔刀師のりとしなるもの起り、一變して遂に師職の發生を見
るに至れること洵に一奇と云ふべきなり。

抑も私祈禱の起原は詳ならずと雖も寶龜十年八月五日宮司廣成私の祈禱を爲さむが爲め
に神宮に參拜の由古記録に見え、此の後凡そ百八十年を経て安和二年左大臣源高明が謀反
の成功を兩宮に祈り、宮司仲理之を執行せしとして停職せられし宮符などは私祈禱の文字の
書史に見えたる古きものなるべしと云へり。安和より凡そ二百年を経て東鑑治承四年の條
には豊受大神宮權禰官光親年來御祈禱師たる旨記載せり。賴朝の如きは神宮崇敬の念頗る

師職の起原

私祈禱の起
原

源賴朝の敬
神

神職の窮乏

所謂當時神官の内職

神宮皇室式微の極に達す

厚く神馬、刀劍、金銀の類の幣帛を獻じ、天下泰平、武運長久、病氣平癒等の祈願を捧げたるの例東鑑以下の群書に散見す。之れより尙降りて養和壽永の頃までは諸祭、神供、調度より神宮の家祿に至るまで神領三郡並に諸國神戸、御厨、御園等の田租調庸を以て其の經費に當てたりしが、其の後武人崛起の世と爲り神領武家に横領せられ、神税闕怠を督促せし應宜及注進狀承久弘安以後の古券舊記に残れるものありて神職の窮乏甚しく、元弘建武の亂に至りては神領更に衰廢に赴き遂に神宮式年御造營の期を失して爾後屢々祭典奉仕に缺ぐる所あるに至れり。是に於てか神宮由緒に依りて國郡を受持ち大麻を頒布し祈禱を行ひ人民の私幣を以て家祿に充て祭事に供奉し奉るの風永祿元龜の頃より尤も盛となりき。蓋し元龜天正の頃は天下の豪傑雲の如く起り所謂群雄割據の時代にして、申すも畏き極みなれども神宮皇室共に式微の極に達し荒廢の狀形容し奉るに忍びざるものあり。即ち斯くの如く中古以來の兵亂に依りて神領悉く武家の有と爲りしかば、當時の神宮は私の祈禱を修し其の料を得て祭典の缺乏を補ひ或は祭祀の用途に充て、以て僅に奉仕の道を維持し來りたり。然るに徳川氏の代に至りては之に式目を設けて公然たる株式と爲し神職外と雖も師職の名稱を帯ぶるものは檀家を有し、神官と雖も師職の株を有せざるものは檀家と

の關係を持つること能はざる自然の方式を作り遂に數百年の間師職の家業は土地一般の恒産と爲り以て明治の代に及べり。

第二節 師職と檀家との關係

師職の數漸く増加す
檀家と大麻
師職の外交的手段
檀家争奪の醜態

舊師職の起原沿革に就きては大略前述の如くなるが私祈禱を乞ふもの漸く多數に上り師職の數漸次増加するに隨ひ各々檀家と稱する佛教の門徒の如きものを有して恒例の祈禱は更なり毎年末特に使を派して大麻曆其の他の物品等を贈り、檀家の者は此れに對して御初穂或は御膳料と稱し金錢米穀の類を以て其の返禮と爲し來りき。此の風は凡そ六百年以前即ち應仁亂の前後の頃より起れるが如く、爾來師職と檀家との關係は非常に親しく一度祈禱を委託せられたる家には時々音問を爲して縁故を絶たず、機會ある毎に先方の依頼を待たずして進みて此の方より祈禱の御祓まはらひとして大麻を贈りたるに似たり。されば檀家擴張の策として後には各國信徒の宅を訪問する事が一種の年中行事と爲り遂には各師職の間に於て檀家争奪の醜態を演ずるに至れり。當時伊勢に在りし師職の大なるものは其の檀家數國數郡に互り所謂神恩の餘澤を蒙りて年々收入する所の金穀類は莫大なるもの有るのみなら

悲慘なる大
麻頒布御委
任願の一節

ず、隨て其の邸宅の如きも宛然諸侯に似たるものありて實に神郡建築の一偉觀たりしが、時勢の變遷は此等驕兒を驅りて急轉直下の悲境に陥れ晩年は皆敗殘見るに忍びざるものあるに至りき。明治十二年十二月舊師職總代より差出したる大麻頒布御委任願の一節には彼等の晩年に於ける窮狀を語りて一掬同情の涙に値するものあり。

(前略) 然ルニ明治四年七月神宮御改正ノ際職掌ト共ニ右株式モ廢セラレ候ニ付日々衰替ヲ現出シ家什ハ勿論門戸邸宅ニ至ル迄悉ク活却シ甚シキニ至リテハ親戚離散シ貧困且夕ニ迫リ候場合ニ付其狀由ヲ屢々政府へ歎願候處本年六月戸別ニ金參拾圓宛下賜相成家銘ヲ永遠ニ保續致スヘク御諭達ノ旨モ有之候ニ付一同協議ノ上下下賜金ヲ資トシ一社開設致シ産業ニ基キ度種々討議仕候へ共永世活計見込相立難ク因テ御廳ニ頒布セラル、大麻頒布ノ事件一切舊師職へ御委任被成下候ハ、一統難有奉存候素ヨリ舊師ナルモノハ數百年來全國ノ人民ト懇親モ厚ク旁々布教ノ小補トモ可相成ト想像仕候右御許可ノ上ハ一ノ方法ヲ設ケ舊師職ノ者從來各自ノ持場ニ派出シ精々盡力可仕云々。

積年の榮華一朝にして變ず、人世の有爲轉變を語りて洵に悲慘なるものあるにあらずや、而かも此の歎願は遂に政府の採用する所とならず彼等の窮狀は殆ど其の極に達したりき。

國亡びて山
河存するの
觀あり

現今舊師職の建物にして二三其の形骸のみを存するもの之れ有りと雖も國亡びて山河存すの觀ありて轉々今昔の感に堪へず、然れども當年の檀家にして今尙ほ年々參宮を怠らざるものは舊知師職の縁故を辿りて其の關係ある家に宿泊せんとするもの尠からず、又以て兩者の間の如何に親密なりしかを窺知するに足るものあらん。

第三節 大麻の奉製及名稱の沿革に關する略説

師職の家に
よりて大麻
奉製の形式
を異にす

御祓製造の
式

所謂御祓様
の形體

謹て按ずるに大麻の奉製にも又種々の沿革あり、舊師職時代に於ける大麻奉製の有様は神職の家に依りて各々其の製造の方法を異にしたりきと雖も大麻を一の御祓として製造し此れを檀家に配札したりし趣旨と目的とに至りては皆同一の結果に歸したりき。今當時の祈禱及御祓製造の有様を略述せんに、先づ大祓の詞を幾回も繰返して提唱したるものを或は百度御祓と稱し或は五百度御祓千度御祓と稱す、百度五百度千度等の稱呼は畢竟大祓の詞を提唱したる度数に過ぎざるのみ。一萬度御祓の如きに至りては數十人の詔刀師かたし一度に相唱和して以て大祓を唱へ數十回乃至數百回之を繰返して以て萬度御祓と稱したり。而して其の祈禱終れば祓串の形式を以て作られたる小さき多數の串を箱に納め紙にて上包を爲

足利義政、織田信秀等に御祓を送る

神祇省の達

大麻頒布に對する明治四年の大改革

御璽の神聖

し、其の表に何々宮何之祈禱何度御祓と記し其の下に其の祈禱を司宰したる師職大夫號をも記して之を願主に贈るを定例と爲したりき。寛政應仁文明の頃の記録に依れば足利義政織田信秀其の他當時の諸大族に千度或は萬度の御祓を贈りし事見ゆ。應仁の頃は所謂我國の戰國時代たりしにも關はず皇祖大神に對し奉る國民信仰の念は實に斯くの如く社會の上下を通じて盛なるものありたりき。爾來六百餘年間御祓の製造は専ら師職の司る所となり一種祈禱の神具として明治の初まで繼續したる事は前に述べたる所の如し。明治四年七月神宮の御制度改革せらるゝや此の年十二月神祇省は先づ府縣に達して、

皇大神宮大麻ノ儀ハ今般從大宮司從來之振合ヲ以テ海内一般へ頒布相成候最從前師職並諸國檀家ト唱へ分配致來候弊習ハ既被廢止候事

と云へり。舊師職の者が皇祖の御神徳を普及せしめたる上に於ては偉大の功ありきと雖も一面には又因習俗を爲して其の弊害頗る大なるものありしが故に、遂に明治四年の改革と爲りて大麻頒布の形式及内容の上に大なる變化を來たし、次て大麻奉製の場所方法等にも幾多の改善を施し以て全く大麻其の者の面目を一新したり。

夫れ大麻の神聖にして國民尊崇の中心と爲れる所以のものは御名御璽の押捺しあるが爲

御銘紙

大麻製造の場所變遷

適當の御名稱にあらす

めにして御璽は實に明治初年以來會て御改作申上げたる事なく、明治三十二年十一月十四日神宮太宮司より時の内務大臣西郷從道に御璽及封印の御改作を上申したる事ありたれども取調を要する儀ありとて該上申書は却下せられて今日に及べり。蓋し神璽の御改作は神宮に於ける一大重要事たるのみならず、頒布の精神より之を見奉る時には國民の信仰に關する國家の一大重要事たり。然るに思を茲に致さずして輕舉改作を企つ政府の之を採用せざる素より當然の事に屬す。御銘紙に神宮の二字を漉込むことは明治十九年十二月より始まる。而して大麻奉製の場所に至りては尤も多くの變遷を経たり。即ち始めは舊師職三日市松心等の邸宅を借り受けて奉製場に宛て此處にて暫く奉製したる後二三の變遷を経て明治十一年四月二十四日大麻局中に一局を設け此處にて奉製する事と爲りたり。明治三十三年神部署の設置せらるゝや、茲に始めて大麻奉製の場所一定し御名稱も先づ神宮大麻と稱し奉りて之を取扱ひ御形體も殆ど統一したれども御名稱の如き決して適當のものにあらず。殊に神宮大麻と音讀し奉るが如きは聊か穩當の御稱呼にあらず又神宮大麻と稱し奉れば恰も御祓様の如く解せられ通俗は全く之を一種の祓具と信ぜり。然れども神宮大麻と稱する如き不徹底なる意味の者にもあらず又神宮大麻と稱する如き罪穢を祓へる修祓の神具

大麻の主觀
的觀察

社會的生活
儀態に餘
儀なくせら
る

神宮大麻と國民精神の機微

五四

にもあらず。之を客觀的に見奉れば皇祖神靈の標章の如くなれども之を主觀的に見奉る時
には正しく國民的感情の上に立ちて其の神靈の存在を認められ國民的反省の中心と爲らせ
給ふ御神靈たり。然るに之を一種の御祓として永年取扱ひたるは舊師職時代に於ける彼等
の社會的生活の狀態が然らしめたるものにして今日は當に其の實體を顯はし給ふ御名稱即
ち御神靈と御改稱申上ぐべきなり。

第二章 大麻解説

第一節 神宮大麻の御性質

謹みて按ずるに神宮大麻の御性質とは即ち大麻の御本體を指し奉るものにして大麻の御
本體は正に掛卷も畏き皇祖天照皇大神の御名御璽を押捺し奉り、主觀的には皇祖の神靈の
宿らせ給ふ絶對的尊嚴無比神聖不可侵の御神靈たるなり。若し大麻の拜受者が敬虔なる態
度を有し他念なき信仰の真心を以て朝夕大麻の前に禮拜し國民的自己反省を怠らざる時に
は、廣大無邊なる皇祖大神の神靈は此の人を守護し此の家を守護する爲めに大麻は御神靈
としての本體に靈化し給ふ。即ち大麻をして無意義なる形式のみに止まらしむるも意義あ
り權威あり神靈あり名實相稱^{かな}へるものとして萬民崇敬の中心たらしむるも歸する所は大麻
拜受者の信仰的態度の如何に由りて定り、隨て大麻頒布の形式は國民拜受の有様に由りて
備はるものと云ふことを得べし、而して大麻の體と用とは共に皇祖大神の御神德に存在す
るものなれば兩者は恰も國權の體と用との如き關係に似たり、即ち國權の體と用とは全然
皇位に存在して二者共に分離すべからざるものなるが如く大麻の體と用とも又全く皇祖の

大麻の主觀
的權威

拜受者の態
度によりて
大麻の生命
定まる

神徳に存在して遂に分離すべからざるものなり。

大
麻
の
體
と
用
明
治
四
年
御
制
度
改
革
の
精
神
歴
史
的
一
大
美
風

明治四年神宮制度の御改正と共に大麻の頒布に一大改革を行ひ従て大麻御奉製の目的及頒布の趣旨にも一段の向上を來して從來とは全く其意味を異にしたる新時代適應の新意義を有するものと爲り、彼の舊師職時代に於て一種の營業と心得られたる陋習と惡弊とは根本より艾除せられたり。即ち舊時代の頒布權は主として師職家の私有獨占する所となりて自家生活上の方便に供せられたるも、明治改革以後に於ける大麻奉製の目的及頒布の趣旨は全く國家的と爲り國民教育乃至國民道德の根本的基礎たらしめんとするに至りたり。而かも拜受者たる社會民衆は古來大麻の御性質或は頒布方法の如何に關はず、皇祖大神の御神靈の宿らせ給ふものとして朝夕尊崇禮拜の誠を致したりき。一部の人は此の信仰的態度を評して直に宗教的信仰なりと斷ずるものあれどもそれは假令宗教的信仰にもせよ將た道德的信念にもせよ、平安朝の末期以來日本特有の習俗となれる此の歴史的一大美風をば國民と共に永く保存して大に民衆的信念の基礎を鞏固にすべきなり。

大
麻
の
性
質

要するに神宮大麻の御性質は國史傳説の知識を基礎とせる國民的感情に依りて定まり皇祖天照皇大神の御神徳を其の内容とするものなれば其の起原沿革の如何を問はず、皇祖の

は
國
民
的
感
情
に
由
り
て
定
ま
る

神徳を中心とする所の國民的信念を養成して以て宗教教育文學道德乃至政治經濟法律社會の問題等日本固有の文明の諸要素を作り、名實共に神國としての光輝を發揚すべきなり。

第二節 神宮大麻の定義

謹みて按ずるに神宮大麻に對し奉りて從來其の研究を等閑に附したるものに二様の理由あるが如し。

大
麻
の
研
究
に
附
關
する
理
由
大
麻
頒
布
の
理
想
的
事
業
に
關
する
理
想
的
事
業
に
關
する
理
想

即ち一は大麻の研究を以て不敬に互るの恐ありと爲し、他は其の正反對の思想を以て實際研究の價値なしとして之を放擲し去りたるに似たり。然れども舊師職の時代は我國周圍の事情比較的單純にして國民精神の統一を感ずること今日の如く痛切ならざりし故に、勢物質的研究の方面にのみ走りて唯僅に一部有識の士を除くの外は概ね之を顧るものあらざりしが人智漸く進みて敬神の内容を究めんとするもの多くなるのみならず、事實の上に世界各國比隣と爲り虎視耽々の中に國家の獨立生存を維持せんとするに至りては茲に國家的の一大鞏固なる民心統一の機關を必要とするに至ること蓋し自然の結果なるべし。幸に神宮神部署の所管に屬する大麻頒布の事業は此の民心統一の事業としては正に理想的なるも

のにして、倫理、宗教、教育、道徳は勿論政治、法律、經濟等日本文明の諸要素の根柢は必ず此の理想を基礎として出發すべく、將た國民全體は擧りて此の理想を現實にするの義務と責任とを有することを自覺せざるべからず、此の自覺の上に立ちて我が神道の精神を研究したるもの明治以來未だ多く之れ無く況んや特殊の神宮大麻を研究したるものに於てをや。抑も神宮大麻に對し奉る一定の學說とも見るべきものは未だ之れなしと雖も、明治五年十二月琉球藩頒布日誌の一節にある文は稍々肯綮に當る所ありて大麻に對する第一の定義とも見るべし。即ち、

今般我神宮司廳官裁ヲ得テ大麻ヲ全國ニ頒布スル他ナシ、皇國ノ民ヲシテ神恩國恩ヲ忘却セシメス此身乃チ皇大神ノ臣民タルヲ知リテ敢テ他ニ流レズ、億兆志ヲ一ニシ國歩ヲ萬大ノ高キニ至ラシメントスルニアリ、即チ大麻ハ人民ノ朝夕尊信認テ以テ神恩國恩ノ因テ起ル所ヲ知ラシムルノ信理ナリ

と云へり。所說一貫せざる所あり且つ消極的説明たるを免れざるの觀あれども其の大麻を以て神恩國恩の因て起る所を知らしむる信理なりと斷定したる所には確に朝夕禮拜して國民的反省を爲すべしとの意味を髣髴たらしめたり。越えて明治六年十二月教務省の認可

大麻に對し
奉る第一の
定義

第二の定義

を得たる大麻奉祀式なるものあり、大麻に對する第二の定義にして、凡そ世の人皆事に觸れて私情の動かざるを得ず、而して他人未だ之を知らざるも天神は既に照覽ましまして之を咎め給ふ、故に常に念頭に起る所を慎み速に罪惡を除却せざるべからず、而して其の罪を拂除するの神具之を大麻と云ふ。

と云へり。此の説は舊師職時代の大麻を説明せるものにして大麻を以て罪惡拂除の神具即ち御祓おまじと爲し、大麻を信仰すれば念頭の罪穢消盡し今世には諸々の災厄を除き死後には永遠天上の娛樂を享くるものなりと謂ふにありて其見解全く宗教的と爲り其の信仰主觀的に傾けり。信仰の主觀的なるは善しとするも大麻を以て罪惡拂除の神具と斷定し且つ其の見解著しく宗教味を有するは當時既に多少の論議を見たり。其の後特に大麻の研究を發表したるものなく二三斷片的のものは之れ有りきと雖も亦採るに足らずして久しく此の説は大麻の見解として權威を有したりき。

爾來三十餘年間大麻の研究は全く等閑に附せられ大麻頒布の趣旨目的の如き當局と雖も又殆ど定見なく唯徒に因習的惰力的に之を行ひたるの觀あり。

近來大麻を以て我皇祖の崇拜すべき御神徳の標章なりと稱する說あれども此れまた客觀

大麻は御神

消極的の説明にして國家及社會民衆と大麻頒布との關係に重きを置かず、大麻に對する信仰を以て寧ろ形式的と看做し聊か之を強ひんとするの傾向を見るに至れり、斯くの如く大麻に對する研究の態度は極めて區々たるのみならず、會々之を説くもの之れ有りと雖も其説多くは形式的消極的に失し國家的感情と社會民衆の心理とを本位とせる大局の上より立論せるものあるを聞かず。されば聖明に渡らせ給ひし先帝陛下には茲に聖鑒を垂れさせ給ひて明治四十五年四月勅令第八十四號を以て神部署の制度を改められ、深き思召を以て神樂殿に於ける臣民奉養の事より大麻頒布の大事業を御改革あらせられたり。今意味深長なる御改革の趣旨を拜察し奉るに大麻頒布の目的は決して單純なる頒布大麻數の多寡を云爲する如き淺薄のものにあらず、先帝陛下には深く大勢の赴く所に宸襟を惱まさせ給ひて特に國民教育と國民道德との發達を計らせ給ひしが、果せる哉陛下の神去り在してより、未だ幾許ならざるに、歐洲の大戦争と爲り、遂に今日の如く世界思潮の大混亂を見るに至りたり。斯る御先見の聖慮の程を恐察し奉る時には、此の國家的の一大事業に對し當路者は何故に頒布の精神を實現し徹底する事に努力せざる。

思ふに大麻頒布の精神は其の背景たる社會民衆の意志を尊重して苟且にも大麻に就きて

國民の口より不平非難の聲を聞かざるにあり、況んや其の初穂料に關する世人の非難をや。吾人が研究の結論よりすれば已に前に述べたる如く大麻其の者は國民的感情の上に立ちて庶民反省の中心と爲れるものなるが故に、庶民の精神状態に一點の曇りある時は大麻の尊嚴は直ちに夫れだけ減殺せられたる所以と爲り従つて夫れだけ國民精神の基礎動搖したる結果と爲る。深く當路者の反省と注意とを望む。蓋し皇祖の大神が彼の神鏡を執りて皇孫に授け給ひ、此の鏡を見ること我を見るが如くせよと詔り給ひし神勅の奥底には日々に我身を反省して我實行せし跡に倣へとの深き神慮を暗示し給ひたるものなれば、皇祖の御名御璽を押捺し奉りたる大麻に對して日々に我身を反省して國民的自覺の向上を計ることは正に皇祖の神勅を實行する所以の者となりて所謂神人の接觸同交と爲り、共存俱在と爲り遂に融合歸一と爲る。之れ實に上下國民の相共に深思熟考すべき重大の問題たるなり。此れに由りて吾人は茲に神宮大麻に對し奉りて更に第三の定義を與へんとす、曰く、

神宮大麻は社會民衆を背景として國民的感情の上に立ち、庶民反省の中心と爲りて其神靈の存在を認めらるゝ所の神璽なり。

夫れ大麻の頒布が社會民衆を背景として成立せる如く大麻其の者の尊嚴と生命とは全く

國民的感情に依りて支配せらる、庶民が之を拜受して自己反省の中心と爲すも、之を奉祀して大麻の中に神靈の存在を認むるも、要するに建國の精神に出發せる歴史と傳説との知識を基礎としたる國民的感情に由來せざるはなし。從て大麻に御祓の性質を有せざると共に大麻と稱する御名稱其の者が甚だ不適當たる事も既に前に屢々述べたる所の如し。唯大麻の名稱に就きては古來一定の説なしと雖も吾人の見解を以てすれば大麻は神聖にして絶對の權威を有し神靈化的神聖と稱するを先づ穩健なる説明と信ず。蓋し神聖の語は大麻に對し奉りて屢々先輩の用ゐし所の語なれば歴史の意味ありて大麻或は御稜等と稱へまつるよりも遙に神聖莊重の感と與ふるものあり。

要するに神宮大麻の定義は古來未だ一定したるものなく從て予の研究に成る第三の定義の如きも予自身は未だ此れを以て満足なる説とは思はず、唯大麻研究の前途に向つて茫々たる山間の荆棘を拓き登山者に一縷の光明を與へたるに過ぎざるのみ。

第三節 神宮大麻の御名御璽

謹みて按ずるに舊師職の邸宅に於て大麻を奉製したる時代の御名御璽は御師の家に依り

神號認め方の
伺

て多少異なるものありしが、明治四年十二月十九日時の神宮大宮司は神號認め方に就き神祇省に宛て、

先般皇大神宮大麻之神號認方御改ニ相成候後從前獻上之御玉串並ニ參詣之小民共へ頒給ノ大麻等モ右天照ノ二字ヲ除キ相認メ罷在候義ニ御座候然ルニ今度海内頒給之御麻者天照之稱ヲ加へ可申御下知ニ付已後大麻之神號者都テ同様相認可申候哉此段相伺候以上との伺書を提出したり、此の伺に對して神祇省は直に、

不及伺過日之通可相心得事

との指令を發して之を許可したり。『過日之通』とは前日神祇省より「神號認様掛紙之通」との指令ありしものを指せるにて、掛紙には「天照皇大神」の五字あり。明治四年には神宮改革の爲め遂に頒布の期を失して翌五年には夏冬二回頒布を爲すの奇觀を呈し頗る世の物議を招きしが、古來御祓と云ひ萬度と云ひ御札と云ひ御神璽と云ふ等其の稱呼區々たりし名稱を廢め、茲に「天照皇大神」の御名と「皇大神宮御璽」と稱へ奉る所の神璽とを一定し舊來の區々たる名稱及び形體等を改めて取扱上神宮大麻と稱し奉るに至れり。

然れども此の御名稱の甚だ應はしからざることは前に既に屢々述べたる所の如し。御名

一年二回の
頒布

明治五年神
璽を謹製す

神宮大麻と國民精神の機微

六四

御璽は主觀的並に客觀的、大麻の生命として神聖不可侵のものなるが故に、頒布に先ちて明治五年四月一日大麻押捺の神璽を謹製し、豊受大神宮の御璽は稍々後れて明治十一年四月二十四日に奉製せり。寸法字形等より神璽謹製の奉告式に至るまで凡て内宮と異ならず。頒布、授與大麻の外御神樂大麻御饌大麻等あれども何れも御名御璽を押捺し奉ること明治五年以來曾て異なる所あらず、大正元年九月一日より全國樞要の地に神宮神部署支署を設けて頒布の業を擴張したれども施設の方法宜しきを得ざると共に當路に人格者を得ざるが爲め頒布の趣旨更に徹底せず。惟ふに戦後社會改造の思想高潮し來る時に方り頒布の現狀今日の如き有様にては到底其の精神を徹底せしむること能はざるべし。唯御名と御璽とに至りては大麻の御生命として寸毫の改變を加へ奉らず以て今日に及べり。

第四節 神宮大麻の御奉安所

神棚と佛壇

我日本の國風として如何なる僻遠遐陬の村落と雖も皆其の家庭に神聖なる二個の壇場を有す、一は即ち神棚にして他は佛壇なり、前者は質朴なる素材を以て製造し後者は時に數百千金を投じて佛間の誇りとせる家庭あり。神棚の中央には毎年末神宮神部署より頒布す

神棚に祀る
古風

皇祖を神棚
に祀る國風
は悠遠なり

る所の神宮大麻を奉安し、多くの家庭にありては其の左右に氏神産土神及祖先の靈牌を祭祀す、蓋し中流以下の家庭に在りては種々の事情ありて神棚を造ることを許さず、神宮大麻以下を一の神棚に合祀するを常例と爲せり。神棚には毎朝水鹽、洗米等を供へ祝祭日には更に種々の御饌御酒を奠供し祝詞を奏上したる後撤下の神饌を家族全般に頒ち終日の歡樂を盡すを古來よりの習慣と爲し來りぬ。若し佛教徒の家庭にして神棚の設けなき所は清淨なる場所を選びて之を奉安すれば可なり、無理に神棚を造るの必要もなく尙ほ適當の位置を得ざる時は之を佛壇の中に安置するも亦不可ならず。徳川氏の時代に至りては一時佛教隆盛を極め或る特殊の神職を除きたる外は如何なる階級の人と雖も皆佛教徒たらざるを得ざるの時代ありしも、毎年末舊師職より頒布せし所の大麻は必ず之を拜受して神棚或は佛壇に奉安し以て新年を迎へたるの國風、中古以來曾て絶えたる事なかりき。

抑も祖宗の神璽を神棚に奉安し之を奉齋するの風は遠く神代の昔に起れり、伊邪那岐命が御頸飾の珠を執りて天照皇大神に授け給ひ、汝が命は高天原を知らせと事依さし給ひし時皇祖之を受けさせ給ひて御倉板擧之神と云ふとありて、註に板擧を訓して多那と云ふといへり。次て天孫降臨の時に至りては皇祖の大神を殿内に奉祀したること崇神紀六年の條

に出たり、由之觀之皇祖を神棚に奉祀するの風習は其の由來する所悠遠にして一朝一夕の所以にあらず、彼の儒佛の二教傳來して政治、法律、經濟乃至美術、工藝、文學等に至るまで皆其の影響を蒙りて形式思想二つながら多大の變化を爲したりと雖も、皇祖大神を尊崇する國民的信念に至りては三千年來會て動きたる事なし。是れ寧ろ史上の奇蹟にして此の信念の消長盛衰は直ちに國家の消長盛衰に關す。されば國家自衛の上より見るも國民の意思を尊重し社會民衆の精神變化に對する甚深の注意を拂つて從來の形式主義、官僚主義、計數主義(大麻の數を多く頒布せしめんとして極めて通俗なる獎勵法に據りて頒布せしめし方法)を捨て、深く大勢の趨く所と民心の歸嚮する所とを察知し頒布の精神を徹底することに努めざるべからず。

形式主義を止めよ

第三編 大麻各説

第一章 大麻頒布の精神

第一節 大麻頒布の背景

謹みて按ずるに神宮大麻の頒布は素と國民拜受の希望に副ふ爲めに特に神璽しんじとしてこれを頒てるに起原せるものにして、頒布の原則としては社會民衆の希望を本位と爲し主體と爲す。後世頒布を以て神宮に於ける一種の營業の如く心得、毎年末之を國民に拜受せしめて初穂料を自家生計の一助と爲したる彼の御師の行爲の如き寧ろ一時の變態にして洵に惶懼に堪へざるの至りなりとす。明治の代に至り神宮の御制度屢々改まりて頒布の形式精神共に御師時代に比すれば一進歩を爲したりと雖も、遂に原則としての頒布の精神を十分に發揮すること能はずして以て今日に及びぬ。

夫れ大麻頒布の數は年々幾分宛増加して數字の上には普及の成績を示せども之れ頒布形式上の進歩たるに過ぎずして未だ其の精神の徹底を見るに至らず。蓋し頒布の背景が社會

大麻頒布の原則

頒布形式上の進歩に過ぎず

國民精神の
機微を察せ
ず

の民衆たるに關はず、常に其の形式にのみ重きを置きて民意の在る所を深く顧慮せず、動もすれば一種の商品の如く取扱はれ大麻に對し奉る國民的精神の機微なる點を察せざるのみならず、制度の不備より來る頒布の矛盾と及び御師時代より數百年間に互れる情實と惡弊との連綿たる錯綜に依りて恰も大麻を頒布せんが爲めに頒布するの形跡を有するの傾あり。若し大麻の性質と眞の頒布の精神とを了解せば頒布の背景に民衆あることに想到して今日の如く國民一部の誤解を招くこと無からんも、惜哉當路の人に之を洞察するの明なく平々凡々の一般常事として之を取扱はしむること洵に遺憾の極なりとす。

第二節 頒布の趣旨徹底策

謹みて按ずるに神宮大麻の頒布は既に前に述べたる如く社會民衆を其の背景と爲せるが故に、苟も頒布當路者にして社會民衆の心理を解せず國民思想の推移を看取せざらんか、嘗に頒布の趣意を徹底せざるのみならず却て國民精神上に惡感化を及ぼすこと無きにしもあらず。而かも今日の頒布制度は果して遺憾なきまでに完備せるか。支署を創設して正に八年頒布の精神果して那邊まで徹底せる。若し大麻頒布の數多きを以て其の目的を達し其

頒布の背景
に社會民衆
に在り

幾微なる
布の大精神
も了解する
ものなし

頒布當路者
の深刻なる
注意と反省
とを要す

の趣意普及し得たりとなさば彼等は實に冠履顛倒大麻の眞の御性質を解せざるの徒たり。而かも今日の頒布の實際を見れば局に當る人多くは國民精神の趨向を理解せず、社會民衆の意志を尊重せず、大麻を頒布せんが爲めに頒布する策を探りて其の方針常に形式に流れ幾微なる頒布の大精神を了解せるもの鮮し。

夫れ世界大戰以來歐米各國共に社會の改造を高唱す、若し此の世界的の新思潮を以て一時の流行と輕視し、又は神宮の御事爲して成らざるは無しとの超越せる樂觀を以て神聖なる此の事業に對する深刻の注意警戒を怠るが如き事あらば正に由々しき國民精神の動搖を來たし、社會民衆の大なる反抗を招くべし。敵を知り己を知るを良將と爲すとは兵法の至言にあらずや。由來神官神職と稱する一派の人々は餘りに固陋偏見にして神書にあらざれば讀まず神道にあらざれば説かず神道家にあらざれば交らず、佛を排し耶を誹り儒を嗤ふ。故に唯我獨尊にして不知不識の間に頑迷固陋と爲る、神道界に人物の乏しき洵に故ある哉吾人は茲に至り神道界の改造を冀はざるを得ざると共に社會の進歩を知らず國民思想の推移を解せず、頒布の背景たる民意の尊重を爲すことを顧みざる頒布當路者の甚深なる反省を促さずんばあらず。改造と云ひ解放と云ひ自由と云ひ放任と云ふ、規矩なく制裁なきも

神宮の御事
業も時代の
要求に應ず
べし

のは素より危険ならんも苟も秩序あり節制あり反省あり順序ある方法に據る改造乃至自由は皆社會進化の一階段にして如何なる方面にも之を實行して可なり、即ち假令神宮の御事業なりと雖も亦大に時代の要求に應ぜざるべからず。今や大麻頒布に對する時代の要求は其の精神の徹底を熱望して止まず、而して趣意徹底の第一策は今日の頒布方法を改めて時代の大勢に順應するの制度を施さ且つ民衆心理の傾向を察知せる新人物を用ひ、神祕と獨斷とを唯一の信條の如く心得たる舊時代の舊人を去りて從來の頒布政策を根本的に改革すべし。

第三節 年々新大麻を頒布する理由

謹みて按ずるに年々新なる神宮大麻を頒布して之を奉齋せしむるには自ら五個の目的あり。

- 第一、清新高潔を尙ぶ日本の國風維持。
- 第二、祖先を崇拜し子孫を尊重する日本の國風維持。
- 第三、年頭に於て國民的大反省を試みる日本の國風維持。

年々新大麻
頒布の五理
由

第四、大麻を拜受して新年を迎ふるは殆ど不文律として社會民衆に認められし日本の國風維持。

第五、國民的信念を統一する日本の國風維持。

大麻を國民に頒つ趣旨と國民が大麻を拜受するの目的とは常に相一致するものにして二者互に乖離すべきものにあらず、以下順次之れが説明を試みて大麻頒布の事業が如何に國家的重大なる意義を有するかを知らしむべし。

第一、清新高潔を尙ぶ日本の國風。

清新高潔を喜び不淨汚穢を忌むは我國上古よりの習俗にして朝日に匂ふ山櫻を愛するものは爛漫たる國民性の發露せるものにあらずして何ぞ。伊邪那岐命の阿波岐が原に於ける禊祓、須之男命が千座置戸の刑に處せられたる、皆不淨汚穢の亂行を檀にしたるの罪に外ならず、潔癖は實に日本國民性の特色たり。年々新大麻拜受の理由に就きては從來其の意義を疑へるもの多かりしが、明治九年四月廣島縣山縣郡天磐門別神社祠官三上一彦翁が新大麻頒布の理由に就きて神道事務分局に質問したる文書の一節に、

或問曰、大麻は祓串ナルカ御靈代ナルカ、祓串ナラハ一旦身體ヲ清メテ事足リヌヘシ、

第一理由

潔癖は日本
國民性の特
色

新大麻拜受
に對する三

朝暮拜スルニ及バザラン、御靈代ナラハ一度拜受セハ年々改新スルニ及ハサラン、此ノ
ノ兩端何レニ決スヘキヤ。(中略)

大麻ヲ祓ト云ハ、神宮ニ受ケストモ該地ノ神社ニテ受クヘシト云フ弊起ルヘク、又神宮
ニ於テ萬民ノ爲祭事ヲ行ハセラルル時修セラレシ祓ノ神物ト云ハバ、祭事ハ體ニシテ祓
ハ用ナリ體ヲ措テ用ヲ主トスル理アラシヤ。(下略)

年々新大麻の頒布に對する世人の疑惑とする所は概ね此と大同小異の見解にして今尙ほ
一部の人々の間には大麻頒布の目的を以て舊師職時代のそれと同一なるものなるが如く考
へ居るものあり。三上翁は更に年々新大麻を改新する理由を説明して、

大麻ニ天照皇大神ノ御稱號ノミナルニテモ其ノ幸ヘ給フ御恩頼ノ御靈代ト敬拜スルハ本
義ナルベキ、毎年改新スルハ萬物生育ノ功ヲ竟ヘ四時環リテ本ニ還リ萬緒改マルノ年初
ニシテ舊ヲ謝シ奉リ新ヲ拜戴シ又今年ノ御靈幸ヲ仰クコト敬神ノ本義ニモ相叶ハメ。(下
略)

と云へり。之に對する神官司應回答の一節に曰く、

朝廷ハ人民ヲ顯ニ保護シ賜ヒ神宮(官方宮カ)ハ幽ニ之ヲ助ク(中略)一郷一村ノ社頭ニ修ス

ルト自ラ其ノ別アリ、又此ヲ御靈代ト奉仕スルモ其ノ眞誠ノ至情ニ於テ之ヲ辨スルニ及
ハサルヘシ、人民其ノ大麻ノ大麻タル且ツ神明ニ仕フルニ須臾モ離ルヘカヲサルヲ奉知
スルノ秋ニ及ヒテ徐々ト之ヲ懇諭スルコソ實ニ神宮ノ人民ニ接スルノ義務ナルヘシ(下
略)

當時神宮御改革の時を去ること未だ遠からず、其の意見も確定せるもの無きに似て年々
大麻改新の理由としては別に説明する所なく唯人民自覺の秋を俟つ外なしとせり。

一陽來復して天地の萬物茲に改まり、人心舊を去り新に就くの時に方りては國民の朝夕
禮拜する所の大麻を更に新なるものと取代ふること蓋し生靈自然の尊信に出づるものとし
て神官司廳の此の回答も當時に在りては又實に已むを得ざるに出でたるものなるべし。然
れども星霜移りて四十餘年、今や我帝國の状態全く一變して世界的と爲り、人智又大に發
達して倫理、教育等の如き従來の形式に嫌たらず、日本固有の根本的觀念を基礎として其
の改造を試みると欲するもの翕然として四方に起れり。殊に戦後國際聯盟の組織實現せら
れ、世界平和の主義高唱せらるゝ時に當りては大麻頒布の理由の如き之を國民に周知せし
めて大に國民的自覺心を向上せしむるの必要あり。之れ本章に於て特に年々新大麻頒布の

第二の理由

理由を詳説する所以なり。

第二、祖先を崇拜し子孫を尊重する日本の國風。

年々新大麻を拜受して之を神棚に奉安し、先づ年頭家族を率ゐ大麻の前に禮拜して過去一年に於ける一家の安全幸福を感謝すると共に、更に新なる勇氣と努力とを以て新活動の前途を祝福することは洵に日本固有の美風として中古以來連綿絶えざるの事實なりき。

抑も皇祖大神は我皇室の直系の御祖先に在りし皇祖大神に對し奉りて之を尊崇することは即ち亦現律御神たる天皇を尊崇する所以と爲りて尊祖の精神は尊皇の精神と爲り尊皇の精神は繼て忠君愛國の至情と爲るに至る。祖先崇拜の國風が如何に我國民精神を支配せるかを知らば年々新大麻を拜受し清新高潔の心事を以て國民的信念の向上を圖ること豈一日も等閑に附すべけんや。家名を損せず祖先を辱めざらんとする高潔清廉の心事は延きて國家的公共的に盡さんとするの心事と爲り、子孫を尊重し之を愛育して善良なる後繼者を作らんとするの心事は自ら持重の態度を執りて常に道德的教育的に自己を反省す。而して自己反省の終局する所は遂に亦國民的反省と相一致して忠孝兩全の實を擧ぐることを得るに至る。此の理想的國風を助長する唯一の機關としては茲に年々新なる神宮大麻の頒布を

忠孝兩全の實を擧ぐ

見る、又以て頒布の事業が如何に國家的重大の意義を有するかを知るべきなり。

第三の理由

第三、年頭に於て國民的大反省を爲す國風。

一年中に於ける活動の豫定

一年の計は元旦に在りと云へは毎年々頭に於て先づ自己反省を爲すと共に國民的大反省を試み一年中に於ける活動の徑路を豫定し置くことは個人としても國民としても新年に於ける重大なる意義の一たるべし。神棚を裝飾し俗に所謂縁起よき品を飾りて新年を祝するに方り、清新高潔を尙ぶ日本の國民性が萬事皆新なるに焉ぞ獨り神宮大麻のみ舊きを奉齋して此の希望に輝ける新年頭を迎ふことをせんや。此の理は物質主義者、現實主義者、立證論的主義者の到底了解し得ざる所にして神靈界に於ける無信仰の徒は此の機微の消息をば永久に解するの期なからん。然れども我國民性に鑑み我國風に願れば寧ろ説明の餘地なき程に徹底せる自明の理あり、新年に新大麻を祀り新希望を樹て新勢力を傾倒して新活動を爲すことは當に國家の發展を助け個人の地位を向上せしむる唯一の方法にして年頭に於ける自己反省及び國民的反省の價值實に偉大なるものあるにあらずや。

第四の理由

第四、大麻を拜受して新年を迎ふるは殆ど不文律として社會民衆に認められし國風。

皇祖大神に對し奉る國民の崇敬心は古來曾て變りたることなく王朝の末より私人奉賽の

明治十一年
の内務省達

禁止と爲り其の結果は遂に舊師職の起原と爲りしことは既に述べたる所の如し。明治四年以後舊師職の廢止となりて大麻頒布の事業神宮司廳に移りたるも數百年來頒布に伴ひし積弊の惰力は容易に之を除去すること能はざりし爲め頒布の實際に方りて屢々故障を生じたるに依り暫らく地方官の保護を受けて、頒布の擴張に努めたりき。然るに明治十一年三月廿三日内務省より、

神宮大麻頒布ノ儀ニ付明治五年六月元教部省ヨリ相達置候趣モ候處右ハ自今地方官ノ關係ニ不及候條其ノ受否ハ専ラ人心ノ自由ニ爲任候儀ト可心得

社會民衆の
意志を尊重
するの風漸
く顯はる

旨を各地方官に達し同時に頒布に關する地方官憲の保護を解きて人民の信從に一任したり。其の後大麻頒布の精神を了解せざるもの此の布達を楯として屢々大麻の拜受を拒まんとしたれども、元來布達の精神は國民自ら進みて大麻の拜受を爲し地方官の保護を受くべき性質のものにあらざることを自覺せしめんとしたるものにして、其の受否を専ら人心の自由に任せたる如き畢竟社會民衆の意志を尊重して信仰の自由を與へ大麻拜受の習慣が寧ろ一種の不文律と爲りて却て官權を以て保護干渉する必要なきことを自覺せしめたるに過ぎず。明治三十三年勅令を以て神部署の設置と爲り國民としては年々新大麻を拜受して

大麻の頒布
は法律的に
あらずして
道徳的なり
政治的にあ
らずして歴
史的なり

國民的反省を怠らざるの觀念を喚起し且つ生靈尊信の赴く所は勉めてこれが自由に任せんとするの主義を執りたりしも過去二十餘年間に於ける世界の大勢は著しく變化し、從て我國の思想界にも激變を生じて猥りに西洋主義を鼓吹し以て國家の大本を動搖せしめんとするものあり。爲めに近來亦國民に對する先覺者の指導を要すると共に大に識者の考慮を煩はすものあるに至れり。蓋し大麻の頒布は法律のものにあらずして道徳的、教育的のものたり、政治的のものにあらずして歴史的のものたり故に客觀的に其の拜受を強ふべからざると共に主觀的にも又民衆の意志を尊重して苟も其の信仰を枉げしめんとするが如き舉に出づべき性質のものにあらざる。

此の理想的
國民性を無
限に延長せ

第五の理由

第五、國民的信念を統一する國風の維持。

如何なる階級の人も皇祖大神の御前に額きたる瞬間の心的作用は崇高靈妙真に神人歸一幽玄の境に在り。而して此心事を無限に延長したるものを理想的の國民性と爲す。年々新大麻を頒布して日夕其の前に國民的反省を爲さしめんとするものは此の理想的の國民性を無限に助長せしめんが爲にして國家の興亡盛衰は實に此の國民性の消長何如に因りて定まる。國家は素より有機體にして其の生存の必要上半面には常に物質的要素を生命とすれど

も他の半面に於ては亦物質以外に國家生存上の生命と爲るものあることを忘るべからず。物質以外の生命とは何ぞや。我大日本帝國には君民の同祖に在します國家唯一の最上神天照皇大神あり、此の大神は國民信仰の中心と爲らせ給ふが故に年々新大麻を拜受奉齋し年頭に於て國民的大反省を試み且つ旦夕其の反省を反覆することは其の意義頗る深長なるものありて國家生命の内容を維持する唯一の道たり。要するに神宮神部署が年々新大麻を頒布し國民亦喜びて歳々之を拜受する所以の理由と其の目的とは大體前五項の説明にて了解せられたるべし。

第四節 大麻の頒布に宗教的意義なし

謹みて按ずるに大麻の頒布には宗教的意義を有せずして教育的道德的の意義を有し政治的法律的の意味を含まずして歴史的社會的の意味を含む。年々新大麻を拜受して各戸に奉齋する所以のものは單に宗教的禮拜の儀式に止まる如き形式のものにあらずして實に社會民衆の根柢ある國民的感情を基礎と爲し以て自己反省を反覆する所の者たり。神恩の普及を計る爲めに大麻の頒布を爲すと稱する説の如きは其の本末を誤れるものにして一部の

國家生命の内容を維持する唯一の道

大麻の頒布に歴史的社會的意義を有す

大麻に對する信仰は現在のなり

神祇省の告諭

に宗教的意義ありと誤解せられしも此の邊の消息より來れるものならん。皇祖の大神茲に國を肇めさせ給ひて幾千年神德普及して餘りあること恰も太陽の恩惠の普及して人獸草木皆其の德澤に浴せざるものなきが如し。

有史以來三千年の光輝を失墜せざらしめたるものは全く此の皇祖の神德を中心とせる國民的信念の厚きに依れるものなるにも關はず國民動もすれば神德に狎れて其の恩を忘れんとするものあり、これ年々新大麻を頒布して新に國民的反省を喚起し皇祖の神恩を忘却せしめざらんとするものにして毎朝大麻の前に禮拜するには普通の宗教に於けるが如き一定の儀式あるにあらず、又一定の祝詞或は禮拜の辭あるにあらず、國民的に自己を反省し國家國民の爲には常に犠牲たらんとするの修養を默禱すればよし。即ち大麻に對するの信仰は普通宗教の如く未來を願ひ過去を懺悔するにあらずして現在其の日々に反省を反覆し皇祖の御心を以て我心と爲して國民的活動を連續するに在り。

既に前に述べたる如く舊師職時代は大麻を以て單に罪惡拂除の神具と爲し臣民拜受の目的も亦主として個人の幸福を祈り個人の救済を目的とするの傾ありて大麻奉齋の形式は一種の宗教的作法に屬するの行爲を爲したりしも、明治四年十二月十二日神祇省が、

皇大神宮大麻之儀ハ今般從大宮司從來之振合ヲ以テ海内一般へ頒布相成候尤從前師職諸國檀家ト唱へ分配致來候弊習ハ既ニ被廢止候事

と云へる告諭に依りて先づ頒布の事業が舊師職との關係を離れ隨て頒布の趣旨目的も亦此の時代より漸く變遷して國家的の傾向を帯び來れり。更に明治十五年一月廿四日には内務省乙第七號を以て、

自今神官ハ教導職ノ兼補ヲ廢シ葬儀ニ關係セサルモノトス此旨相達候事

と云へる達に基きて神社と神道教會との關係全然區別せられ、遂に明治三十三年四月廿六日に至りては内務省の社寺局を兩分して神社宗教の兩局と爲し神宮神社の行政は神社局にて統べ、神道教會の行政は之を佛耶兩教と共に宗教局にて支配する事と爲し茲に神社は全く宗教以外に獨立して行政上の支配を受くる事と爲りたり。此の制度の可否は姑らく措き神宮より頒布する所の大麻に宗教的意義を有せざることは蓋し明白なる事實なるべし。要するに神宮は國家の宗廟にして日本倫理の源泉なるが故に國民崇拜の中心たるべきことは勿論なれども此は唯國家祖先の大神として之を崇敬するに止まりて宗教的の意味は毫も含まず、即ち崇敬の内容には歴史的、道德的、教育的の意義を有すれども死後永遠の救済を

明治十五年の内務省達

神社宗教の兩局と爲る

大麻は宗教的意義なし

望む如き意味を有せず、善し亦假令之れ有りとすも此は寧ろ忠君愛國の至情の自然に流露せるものにして會、以て我國民性の世界に卓越せることを示すに足るものあるに止まれり。

第五節 頒布大麻の沿革

謹みて按ずるに、明治維新以後に於ける神宮大麻頒布の沿革には自ら三期の別あり、即ち、

- 第一期 明治四年神宮司廳の改革以後
 - 第二期 明治卅三年神部署の設置以後
 - 第三期 明治四十五年神部署の改革以後
- 此れなり。

第一期に於ける大麻の頒布は、明治四年十二月十八日時の神宮大宮司より神祇省に、神宮御祓大麻從前舊師職之者共、致分頒來候分去月御改正ニ付被廢候得共、此儘ニテハ邊境之人民等終ニ崇敬之道ヲ閉塞スル姿ト成行可申哉モ難計、左候而ハ方今ノ御時勢ニ

頒布沿革の三期

神祇省に向つて頒布再興の建議
大麻頒布の第一期

悖り不都合ト相考候間弊害不生様取計、從司廳海内へ遍頒給致度此段至急御聞濟願存候
と伺ひ出てたるに對し同省より

申出之通尤頒布之方法從來之弊習無之様注意可致事

との指令ありたるに始まる。而して舊師職時代に於て爲したりし大麻の頒布は同年同月廿
二日

舊師職の頒
布全く廢止
せらる

皇大神宮大麻之儀ハ今般從大宮司從來之振合ヲ以テ海内一般へ頒布相成候、尤從前師職
並諸國檀家ト唱へ分配致來候弊習ハ既ニ被廢止候事

との神祇省告諭に依りて茲に御師時代の頒布は廢止せられ新制度の下に神宮司廳より頒布
する事と爲りたり。次て明治五年六月

舊職元神祇省ヨリ相達候

教部省の令
達

皇大神宮大麻此節神宮司廳ヨリ諸府縣へ頒布可致處右ハ諸社配札同様之儀ニ無之海内一
般之人民へ、例年拜受可爲致御趣意ニ付頒布之儀ハ各地方ニ於テ適宜之方法相設人民競
テ拜受尊信候様可取計此旨爲心得相達候事

と云へる教部省の令達に由りて、頒布の趣旨、稍明瞭と爲り舊師職時代のそれよりも一段

頒布の意義
稍明瞭と爲
る

の進歩を爲したると共に大麻の御性質も又普通神社の神符類と其の趣を異にし、御守或は
御祓と稱する如き單純なるものにあらずして、實に帝國獨立の根本義たる神宮中心主義を
現實化せる所の皇祖神靈の延長とも申上ぐべき御靈なることを明にせられたり。然れども
當時頒布の事業司廳の手に移りて經驗尙ほ淺かりしかば、明治五年の如き一年兩度の頒布
を爲して、多少人民の苦情を惹起したることあり、明治九年二月十日、祭主久邇三品宮代
理神宮少宮司浦田長民より、各府縣派出官員に達したる、大麻頒布法改正派出條例の大意
に曰く、

派出條例の
大意

神宮大麻ヲ全國へ頒布スルヤ明治壬申以還本省ノ明旨ヲ奉シ各府縣適宜ノ法ヲ設ケ之ヲ
整理踐行スト雖モ阪遐僻遠ニ至テ尙ホ教化ノ治ネカラザル所アリテ永世維持ノ術ノ如キ
未ダ全ク其ノ功ヲ奏スルニ至ラズ蓋シ專ラ地方官ノ保護ニ靠リ之ヲ實際ニ施スト雖モ亦
方法其宜ヲ得ザルニ非ザルヲ保ス能ハズ因テ這回特使ヲ各地ニ派遣シ深ク風土ノ形勢ヲ
察シ親シク人民ノ情況ヲ酌ミ以テ十全ノ方法ヲ調攝スル所アラントス若夫レ彼此細目ノ
均シカラザルアルモ他日教區ヲ分畫シ教會ヲ基置スル大意ヲ包含シ其ノ大綱ノ如キ全國
脈絡ヲ通徹セシムルヲ要ス派出官員幸ニ此旨ヲ體認シ宜ク權限ヲ奉行スベシ庶幾クハ教

神宮教院の
設計

大麻の頒布を宗教視す

化ノ普及ヲ期シ以テ本省ノ明旨ニ逕庭セザランコトヲ當時神宮教院の設立を距ること尙ほ未だ遠からずして、大麻の頒布を一の宗教的行爲と爲せり。明治十一年三月二十三日内務省乙第三十號達に依りて、神宮大麻頒布の儀は、自今地方官の關係に及ばず、其の受否は専ら人民の自由に任せたりと雖も、神宮尊崇の念は日を趁うて益々盛と爲り、

明治十五年一月二十四日内務省乙第七號達

を以て神宮教導職の兼補を廢せらるゝに至り、

茲に司應教院の分離となり、大麻の頒布も全く宗教以外に獨立し行政上の支配を受くる事となりぬ。次て同十六年十月二十七日内務省神社第九百十五號を以て大麻の頒布教院に委托せられ以て明治三十二年に至る。要するに頒布の第一期は師職時代の思想及形式を繼承し、尙未だ全く宗教以外に獨立して頒布の眞精神を發揮すること能はざりき。大麻頒布の第二期は明治三十三年十月神部署の創設に始まると雖も、其の前提としては神宮教院の廢止と共に、新に生れたる神宮奉齋會の由來を一言せざるべからず。奉齋會は明治三十二年神宮教院の後を承けて生れ、其の組織は財團法人たり、明治三十二年九月四日内務省訓

神宮司應と神官教院との分離

大麻頒布の第二期

師職時代の惰力的傾向奉齋會の由來

頒布上の契約成立す神部署の創設

第八二三號を以て神宮司應に訓令したる「大麻及曆ノ製造及頒布ニ關スル規則」は十箇條より成立し、其の第三條以下の各條に於て、素と司應と教院との間に締結せる條約を基礎として、新に司應と奉齋會との間に於ける頒布上の契約を爲したり。

爾來一ケ年を経過して明治三十三年九月勅令第三百七十四號を以て、神部署の創設と爲るや、同年十月三日内務省訓第九四二號を以て神宮大宮司に對する内務大臣の訓令及び同日別に社甲第一八號を以て神社局長の依命通牒と爲り麻曆製造頒布の事業全く神部署の所管と爲れり。即ち同月十日神宮司應丙第四八號を以て神宮奉齋會に、

大麻及曆頒布ニ關シ明治三十二年九月四日内務省訓令第八二三號規定ノ條項ニヨリ雙方協議ヲ遂ゲ同年九月十八日契約書締結同省認可ノ上履行致來候處本年九月勅令第三百七十四號ヲ以テ神部署設置相成來ル十月十五日以後右契約書中當應ニ屬スル事項ハ凡テ同署ニ於テ承繼スベキ儀ニ付右御諒知之上請書直ニ御差出有之度候也

との通牒を發し、同月十三日奉齋會長より甲第五十九號を以て右請書を提出し、越えて同月十五日更に神宮大宮司は神部署長に對し訓令第二號を以て、大麻及曆の製造頒布に關し從來神宮司應と神宮奉齋會との間に締結せる契約書中、神宮司應に屬する事項は自今神部

署に於て承継すべきことを訓示したり。

其の要旨に曰く、

大麻曆製造
頒布の契約

一、大麻、曆ハ司應ニテ製造シ製造費初穂料編曆手数料ヲ徴收シテ奉齋會ニ頒布セシメ
參拜者ニハ司應ヨリ直接授與スルヲ妨グザレド團體惣代等ノ名義ニヨリ頒布ノ虞アル
モノハ授與セザルコト、ス

一、授與大麻ト頒布大麻トハ其ノ種類若クハ體裁ヲ異ニス

一、頒布及授與大麻製造、種類員數、製造費初穂等年々司應ヨリ内務大臣へ報告ス

從來司應と敎院との間に於て頒布したりし時代には、舊師職時代頒布の氣風未だ全く去
らずして動もすれば大麻の拜受を以て單に罪惡祓除の神具とのみ心得、勉めて宗教的意義
を附せむとしたりしが第二期に至りては、此の風漸く衰へ、識者亦大麻の性質を知らむと
欲して、漸く此れを研究せむとするの風を生じたり。

第三期は即ち明治四十五年四月二十日勅令第八十五號を以て、神宮神部署官制の發布に
始まる。始め此れより先き明治四十三年七月十八日、時の神宮奉齋會長及び同會理事連名
を以て、内務大臣に宛て頒布の延期を懇請する所あり、即ち其の一節に曰く、

大麻頒布の
第三期
奉齋會の窮
境

頒布の虞あるものに
大麻を授與せしむる
と授與大麻とを區別す
頒布に伴ふ宗教的傾向
漸く減す

去ル明治三十九年九月御命令ニ基ヅキ本會ニ於テ神宮大麻並ニ曆頒布ヲ取扱候儀ハ明治
四十四年度限トシテ此ノ期間ニ本會諸般ノ整理ヲ爲スベキ事ニ相成候(云々)然ルニ明年
度ニ於ケル本會評議員會ニハ寄附行爲ノ大改正ヲ爲シテ御認可ヲ出願セザル可カラズ。
其ノ時期ト四十年間刻苦經營シタル事業ヲ失フ時期ト一時ニ來リテ其ノ混雜非常ナルベ
ク加之負債ノ整理ハ漸ク成功ニ近カラントスルモ其ノ他ノ會務尙整理ヲ告グル能ハザル
モノ多々有之候何卒事情御憐察特別ノ御保護ヲ以テ今一ヶ年整理期間ヲ延長シ頒布ノ猶
豫ヲ與ヘラレ度尤モ其ノ名義ハ明治四十五年ヲ待タズシテ明年ヨリ神部署ニ改メラレ候
モ差支無之云々。

當時神宮奉齋會は神宮敎院時代よりの負債を繼承して、之を整理するに多大の勞力を要
したるが如く、隨て大麻曆頒布期間の延期を懇願するが如き眞に已むを得ざるの事情あり
しなるべし。右に對し同年十一月二十九日内務省社第二〇〇六號を以て神祉局長より。

神宮大麻曆頒布取扱期間猶豫ノ儀ニ付神宮奉齋會ヨリ別紙寫ノ通り懇願書呈出セリ右ニ
關シ御意見一應致承知度尙ホ右整理期間延長セズ四十五年度ヨリ神部署ニ於テ直接頒布
ノ事務ヲ取扱フトセバ如何ナル組織方法ニ據ルヲ可トスルヤ併セテ御意見御開申相成度

眞に同情に
値す

司應、神部
署、奉齋會
の三角交渉

との照會を神宮大宮司に致し、次て十二月六日神宮大宮司は内甲第一〇號を以て神部署長の意見を徴したり。爾來司廳と内務省、及び神部署との間に幾多の交渉行はれ、殆んど二年に亙り漸く解決して明治四十五年四月の勅令と爲り、大正元年九月一日より茲に始めて神宮神部署の官制實施を見るに至れり。

夫れ大麻頒布沿革の跡を繹ぬるに第一期は所謂創業時代にして舊師職の餘弊を承け、加ふるに頒布の經驗に乏しき者皆其の衝に當りしが故に、明治初年の頒布に於ては當局者非常なる失敗を蒙り、遂に後年の大負債を残すに至れり。第二期は大麻の頒布及び初穂料收納の方法、大麻の種類、曆改善等幾多の規程を制定して略ぼ頒布の形式を具備したる所謂研究時代にして神部署及び神宮奉齋會が最も活動したるの時なりき。而して第三期は實に完成時代に入らむとするの時にして、内地に於ける頒布の成績は形式的方面に於ては著々進歩の域に向へるもの之れ有りと雖も、惜哉頒布當路者に頒布の精神を解するものなく、彼等は常に大麻を頒布せんが爲めに頒布して時代精神の傾向と社會民衆の機微なる心理とを洞察すること能はず、施政概ね冠履顛倒。以て頒布の第三期を終らんとせり。今や歐洲大戰の餘を承けて世界各國皆思想の激變に驚殺せられ、殊に我思想界の如きは建國以來未

第一期の頒布は失敗に終る

第二期の頒布は研究時代に入る

第三期の頒布は形式的方面に發達す

當局頒布の精神を解せず

冠履顛倒の施設

我思想界未曾有の激變

頒布の精神を理解せよ

曾有の動搖を起し、所有ゆる日本文明の根柢に向つて改造を唱へ解放を稱し自由と權利との獲得を絶叫して止まざらんとす。此の時に方り國民的信念を統一すべき理想的機關は大麻頒布の外に出づるもの無かるべく、隨て頒布當局者は能く時代精神の傾向を察知して社會民衆の意思を尊重し、頒布の精神を徹底せしむることに努力せずんば遂に國民精神の大破壊を見るに至るべし。

第六節 大麻頒布の目的

謹みて按ずるに大麻頒布の目的は廣遠にして深長、普遍的にして尊嚴なり。明治八年三月二十四日祭主三條西季知代理少宮司浦田長民大麻奉祀式疑問答辯なるものを作りて時の教部大輔に届け出て、大麻頒布の趣旨目的に關する世人の疑惑を解かむとしたりものあり。曰く

我皇大神ハ實ニ天地ノ大主宰無上至尊ニ坐ス、故ニ人々犯過ノ幽罪ヲ除却シ給ハン事ヲ祈禱スル所ナリ、且ツ夫レ人ノ過罪ヲ赦ヒ清ムルハ被戸ノ神ノ職掌ナリト雖モ、其ノ原ヲ推究スレバ大主宰ノ神徳ニ歸セザルハナシ。之ヲ現在ニ譬フルニ、人民ヲ治メ善惡ヲ

大麻奉祀式疑問答辯の一節
此の説誤れ

賞罰スルハ、官省府縣ノ職掌ト雖モ、其元根ノ大權ヲ有シ給フハ至尊一人ニ限ル所ニシテ、敢テ之ヲ分治スル諸官ノ専有スル能ハザルト同一理ナリ(中略)

皇上モ亦其徳ヲ體シテ下民ヲ保護シ給フ故ニ、大神ノ始メテ穀種蠶桑ノ諸物ヲ得テハ、稱スルニ蒼生生活ノ要物ヲ以テシ給ヒ、皇上黎民ノ福祉ヲ祈禱スルニ於テ保御實ヲ以テ稱シ給フ、悉ク慈惠愛民ノ意ニアラザルナシ。尊卑固ヨリ異ニシテ恐敬其分ヲ失フベカラズト雖モ、神理如斯ナルトキハ則幽罪ノ祓除ヲ祈禱スルハ、大神ノ愛護ヲ増シ皇上ノ慈惠ニ負カズト云フベシ云々。

世の偏狭なる人動もすれば文字の末に拘泥し、形式の末に囚はれて、我が惟神の大道を達観すること能はず。辯者爰に見る所ありて該答辯書の末尾に。

夫レ教憲上ニ於テモ敬神其始ニ居レバ、大麻ヲ全國一般ニ頒布スルハ僻遠ノ民モ神ノ敬スベキ理ヲ知ラシムルヲ以テ、方今焦眉ノ急トス、苟モ道ニ利アラバ古典ニ例ナキモ施行シテ何ノ不可カ是レアラン。

と最後の斷案を下し、大麻頒布の目的の超越せることを道破したり。

明治三年六月大麻頒布の件に就き、神宮奉齋會が協議決定して、全国各地地方官に照會し

道に利あらば古典に例なきも實行して可なり

大麻頒布に對する神宮奉齋會の見解

大祓實行の場合

たりと云ふ頒布大麻の目的には、國の大祓を行ひ其の神聖を授與する公式のものなりと云へり。國の大祓を行ふと云へる語は餘りに抽象的にして其の意義の明瞭を缺くと雖も國民の身心を祓ひ清めて國家的に其修養を向上せしむるの謂にはあらざるか。彼の奉祀式疑問答辯書の中にも。

二季ノ大祓ハ固ヨリ國家ノ盛典、論ヲ待タザレトモ、唯其ノ式ノミニシテ願念ナシトスルハ、神ニ奉ズルノ正義ニアラズ云々。野宮點地、百官吉服吉禮、勅使發遣、神今食、神寶使發遣、行幸、諒闇、八神殿遷宮、大極殿、木造始、天變、失火、疾病、死穢、修會、大穢等ヲ始メトシテ、凡ソ事アレバ必ズ建禮門、朱雀門、新成殿、南殿、南大庭、南路、八省、東廊等ニ於テ大祓ノ盛典ヲ修セシメラル、コト、式文記録ニ載セラル、所ニシテ、神宮又此ニ准ジテ年中諸祭典、齋王參向、勅使參宮、神事失誤、職掌懈怠等悉ク臨時ノ大祓ヲ修シテ其ノ事ヲ整正セラル、コト枚舉ニ遑ナシ。齋戒嚴密ノ神宮朝廷ニ在テ猶此ノ如シ、此ニ由テ之ヲ觀レバ、卑野ノ民晝夜世塵ニ奔走シテ祓ハ二季ノ式ニシテ足レリトシ、慢然自ラ驕リ、神鑑ヲ恐懼セザルハ神ニ奉ズルノ正義ニアラザルナリ。と一喝せり。禊祓は伊邪那岐命、須佐男命、息長帶姫命の頃より行はれたる我が國固有の

國民的感情
基礎とし
て國家精
神の統一
を計る

國風にして、此れを道徳的に説明すれば即ち自己反省と爲る。自己反省は儘に道徳一面の眞理なれども、然かも自己てふ觀念は進歩せる國家倫理の原則にあらず。國家的には自己を没却し國民的には自己を犠牲に供するの精神こそ皇祖大神の立國の精神と相一致する所の徹底せる日本倫理の原則なれ。これ今日大麻の頒布が單に罪惡祓除の爲めの神具にあらずとして取扱はるゝ所以なり。要するに從來の諸説は共に大麻頒布の目的の半面を語りて未だ其の全局を達觀したるものにてはあらざりき。大麻を頒布する全局に互りての目的は、消極的にあらずして積極的なり。個人的にあらずして國民的なり。宗教的にあらずして歴史のなり。換言すれば社會民衆の意志を尊重して國民的感情の上に立ち國家精神の統一を圖り、皇祖に對し奉る國民的信仰の信念を我が皇室に遷し奉りて之を現實化するに在り。

第二章 大麻頒布の實際

第一節 大麻頒布の方法

第一項 神宮神部署支署

明治四十五年四月廿二日勅令を以て、神宮神部署官制の制定せらるゝに當り、爰に始めて神宮神部署支署の設置を見るに至れり、該勅令第一條第二項に
大麻及曆頒布ノ事務ヲ分掌セシムル爲必要ノ地ニ神宮神部署支署ヲ置ク其名稱、位置及管轄區域ハ神宮大宮司ノ具申ニ依リ内務大臣之ヲ定ム
とあり。又第二條に

神宮神部署ニ左ノ職員ヲ置ク

署長 奏任待遇

神部 二人 奏任待遇

主事 奏任待遇

支署設置の
目的

神部署の職
員

神部補 十八人

判任待遇

主事補

判任待遇

主事、主事補ノ定員ハ神宮大宮司ノ具申ニ依リ内務大臣之ヲ定ム

とし同年五月廿二日内務省告示第卅八號を以て、各支署の名稱、位置及管轄區域表を定め、次で同年同月廿五日同省告示第卅九號を以て、主事、主事補の定員を定めらる。現今支署數廿八箇所、主事廿八人、主事補七十人あり。明治初年始めて頒布の業神宮司廳に移るや、當時大麻の頒布に經驗を有せざりし當路者は、先づ全國の戸數を概算し、是に依りて大麻を奉製し、初穂料も後納と爲したれば事全く豫想に反して當に料金の集らざるのみならず多數の殘大麻を生じて收支の上で大缺損を來たし、當時の負債今尙ほ殘存せりと傳へらる。而かも糞あつものに懲りて膾なまを吹くと云へる如く此の苦き歴史を有する頒布の事業は明治四十五年神部署の改革以來、大麻曆頒布規程を改正して初穂料前納の制度を設けたれども各支署とも頒布に伴ふ積弊は依然として艾除せられず、支署開設以來既に八年の星霜を閲みするも唯形式的に頒布の數幾分を増すのみにして其の精神は更に徹底する所なし。蓋し戦後に於ける社會問題の勃興思想問題の紛糾に對して神道の權威果して那邊まで發揚し得られつ

糞に懲りて膾を吹く制度

支署設置の形式的効果

つあるか、國民の中には神道の官僚化を絶叫する者さへあり、今にして頒布制度を根本的に改めずんば當に漸く國民的感情の變化を見んとす。

第二項 大麻の運搬

現今に於ける神宮大麻の運搬は、指名入札の方法に依るものにして最近の運搬費は毎年大麻曆を合算し、殆ど數千圓に及ぶ。御荷物の運搬は毎年八九月頃に開始し、十月中旬に終る、最も多くの日數を要する所は鹿兒島及び北海道支署にして、通常十三四日を費し、最も近き愛知支署は僅に一兩日にして達す。御荷物個數は東京支署を第一位と爲し、青森支署を最低位と爲す。毎年全國支署へ發送する大麻總個數は四五千以上にして、一等大麻は一櫃百二十五體を納れ、二等大麻は三百體、三等大麻は千五百體を納れ奉る。普通の頒布大麻と稱するものは概ね三等大麻にして、一等大麻及び二等大麻は頒布總數の一割にも及ばず。

此の外海外に運送する大麻約拾萬體あり、主として朝鮮、臺灣、支那、滿洲、樺太、布哇、南洋、米國等の各方面へ郵送せられ、其の運賃總額又千數百圓に上る。尙ほ海外の頒布に關しては、後編記述せる所を見て其の概要を知るべし。

御荷物運搬の方法

大麻の運搬
には慎重の
研究を要す

神宮大麻と國民精神の機微

九六

要するに大麻の運搬に關しては、本支署共に其の取扱に對し鄭重を極め、注意を周到にすれども、未だ改良を爲すの餘地尠からず、特に當路者の慎重なる研究を要するものあり。

第三項 大麻頒布員

大麻頒布員にも亦其の名稱、種類、人員等に種々の沿革あり。舊師職時代には一御師にして其の大なるものは數十人の配札者を出張せしめ、以て檀家に御祓大麻を配付せしめたり。明治四年神宮の御改革と爲り、翌五年は春冬二回大麻頒布の變態を呈せしが、當時頒布の經驗なき司應は、先づ地方官の援助に依りて、其の地方に於ける神職を頒布員に採用したり。爾來今日まで四十餘年間、大麻頒布の趣旨と其の方法とは大に面目を改め、社會の進歩に伴うて頒布の法亦頗る改善せられたれども、頒布員たるべきもの、資格及種類に至りては、多くは舊慣例を遵守して神社關係の頒布員多數を占む。今明治初年の頒布日誌に據りて當時の頒布狀況を見るに、明治五年五月愛知縣廳の其の管下に布達したる寫に。
兼而御布告相成候

皇大神宮大麻神宮司應ヨリ頒布相成筈ニ候間左之通心得來ル何日ヨリ出張候堤盛訓末廣町若宮洞官氷室長岸宅オイテ、右大麻相渡筈候間各區戸長請取區内戸毎ニ頒布可致事。

明治初年の
配札者

頒布員の資
格及種類
明治初年頒
布の有様

一年兩度の
頒布の影響

但頒給方ハ其所々便宜ニ可任事

とあり。又同年の額田縣（現今の愛知縣下額田郡）頒布日誌六月十四日の一節に。

（前略）併乍管内不洩様拜戴爲致候テハ却テ龜末ニ取扱、且ハ動搖モ難計ニ付従前ヨリ相受來候者斗拜戴爲致可然トノ事ニ付右ハ區長共へ篤ト説諭可申旨申入云々。

とあり。恰も當年は一年兩度の頒布を爲したる年にして、非難の聲所々に起り、人心聊か動搖したるものありしと見えたり。明治九年山梨縣下頒布日誌の一節に據れば。

一、大麻ハ毎年十月神宮司應ヨリ御縣へ向ケ遞送シ御縣ヨリ神道事務分局詰へ御引渡有之度事。

一、大麻頒布方ハ其年十二月中各區戸數ニ照シ分局詰ヨリ各區へ配達シ兼テ授與之日時ヲ選ビ各神社々頭ニ於テ洞官掌禮服著用毎戸無遺漏拜受セシムベキ事。

但其際ニ當リ各區々戸長ヨリモ注意候様御諭達有之度事。
一、初穂金之儀ハ各自之信仰ニ任セ課出之弊無之様可致事。

として神道事務分局と相契約し以て頒布の普及を圖りたるに似たり。神部署の所藏に係る同年各府縣の頒布日誌に據れば神道事務分局と相聯絡して頒布を實行したる地方滋賀縣其

神道事務分
局と頒布と
の關係

の他數箇所あり。其の結果は詳に之を知らずと雖も、後年頒布の事業が神宮教院に移り、神宮奉齋會に移りたるの由來、斯くの如く久しきものあり。

現今全國廿八支署を通じて頒布員の數約八百名あり、其中頒布員の種類を分類すれば、神職四百八十九名、元官公吏卅九名、經驗者百四十五名、篤志者四十一名(大正五年調査あり)。又別に頒布囑託者及び頒布名譽委員と稱するものあり、頒布囑託者の中には郡長、神職會長、教育會長、宮司、町村長等ありて、共に直接頒布に従事し、頒布名譽委員は主として頒布援助の地位に立つ。要するに大麻頒布員は直接人民に接見し、頒布の實際に従事するものなれば、大麻に對する相當の知識を要すること勿論なり(大正四年五月二十五日神宮司廳達第十一號、神宮大麻曆頒布規程参照)

第四項 大麻頒布の期間

大麻頒布の期間は舊師職の時より大なる差異なく毎年末に拜受して新年を迎ふるの習慣、中古以來一の美風として我が國に傳はれり。現今の制度は毎年十一月一日(大正八年より改む)に頒布を開始し翌十二月三十一日に終る。其の間僅に二ヶ月にして、人家稠密なる都會は頒布上に於ける困難尠からむも、山間僻遠の地に至りては、到底此の短時日間に頒布

現今の頒布員類別

頒布の期間は古來殆ど一定す

頒布の期間は地方の状況によりて多少異なる

明治四年の初穂料は一定せず

し了るの見込なきに因り、大正四年五月神宮大麻曆頒布規程の改正と共に、地方の状況に依り頒布の期間を翌年二月末日まで延長するを得る事とせり。東北地方及び北海道の如きは、人煙稀少、加ふるに風雪の慘害頻りに到りて、到底頒布の目的を一定の期間内に達すること能はざるが故に、頒布期間を二月末日まで延長したるは、實際上の必要に迫られたる結果に外ならず。且つ地方に至れば今尙ほ陰曆を重んじて、舊正月を迎ふるの傾きあり。是等農民には所謂舊節期の頃に頒布すれば、大に歡びて之を奉戴するの風習あるに依りて、此の慣例をば俄に打破する必要なく、神部署主管の曆面の改良と共に徐に改善を試みるべきなり。

第二節 頒布大麻の種類及初穂料

明治四年舊師職を廢して頒布の事業神宮司廳に移るや、宇治山田地方に於て頒布用掛を人選し、試験合格のもの五十餘名を採用して各府縣下へ出張を命じ、大麻頒布及び初穂料集纏の事務に當らしめたりき。當時の頒布日誌に依れば多くの地方は初穂料に一定の制規なく、拜戴者の意思に任せたるが如し、東京府は當時永三十文を單位として初穂料を徴收

41川縣の奇
拔なる初穂
料徴收

現今の大
物穂料

大麻に等級
を設くるは
理想的なら
ざるも實
際的なり

し、附近の地方多くは此の振合に倣ひたり。長崎縣は上中下三等に分ち、岩手縣は大家、中家、小間居に分ち、相川縣(現今の新潟縣の内)は官位、及び生活上の身分階級に應じて其の初穂料を異にする等、各縣各自其の方法を異にしたなり。

今日の頒布大麻は三種にして頒布一等大麻より同三等大麻に至る。一等大麻の初穂料は始め三十錢なりしが、明治三十四年六月より五十錢に改正せられ以て今日に及ぶ。二等大麻は元と初穂料三十錢なりしも、大正四年五月二十五日神宮司廳達第十一號を以て、神宮大麻曆頒布規程の改正に依り従前の二等大麻廢止せられ、從來の三等大麻を二等大麻に改め、四等大麻を三等大麻と稱し、五等大麻も亦此時廢止せらるゝに至りたり。現在は二等大麻の初穂料二十錢、三等大麻同じく十錢にして頒布大麻の種類及び其の初穂料は此の外に有ることなし。

夫れ大麻に等級を設け其の初穂料を異にするが如きは、一種の商品の如く看做されて、大麻の神聖を潰し、神徳を損し奉るの恐ありと非難するものあれども、信仰上に屬するものは單に理性のみを以て判斷すべからず。殊に生活の程度異なるに隨ひ、神棚等の構造亦大差ありて、數百年來の慣例を墨守し來れる家庭に在りては、制度上の改革と共に急激な

る内的の改變を許さざるものあり。故に明治四年頒布の事業司廳に移りたる後も、國民的信念の基礎動搖せむことを恐れ、大麻も唯御名御璽を變更し奉りたるのみにして、其の他は殆ど舊師職時代のものを其の儘に襲用したり。されば當時頒布大麻の種類は實に十數種の多さに上り、初穂料亦之に相從ひて頗る複雑なるものありしが、爾來四十餘年、其の間絶えず著々として大麻種類の減少に留意し、初穂料も全國之を一定して以て今日に及べり。

第三節 不正頒布

熟々惟るに最も神聖なるべき大麻の頒布に於てすら尙ほ且つ不正の行爲あり、惟ふに如何なる事業の上にも不正罪惡の相伴ふことは當さに免るべからざる自然の數なるべし。今不正頒布と認むべきものに大略三種の別あり、即ち

第一、大麻の模造

第二、類似の頒布

第三、頒布の妨害

不正頒布の
三種類

是れなり。

第一大麻模倣の不正
秋田事件

第一、大麻模倣にも種々の方法ありて、全形を模倣するもの、一部分を模倣するもの、印章のみを模倣するもの等ありと雖も、其の目的の初穂料收得にあることは皆相同じ。真正の大麻に模倣の物を交へて頒布する如き、其の行爲洵に恐懼に堪へざるものあり。大麻模倣の事件に就きて世に傳はれるもの尠からず、其の稍大なるものを、明治二十六年十月に起りたる秋田事件とす。此の事件は酒田警察署の告發に依り遂に主犯者と目せられたるもの數名秋田地方裁判所に檢舉せられて、約半年以上に亙りたる取調を受けたりき。次は同年六月福島縣下に起れるものにて大々神樂の印章を偽造し、之を神樂殿授與の劔祓に押捺し以て頒布したるものなり。此の事件に次ぎて明治三十年二月には越後國柏崎事件あり同三十九年六月には大阪に同様の事件起り、共に正當なる頒布の如く装ひ、實は模倣の大麻を頒布したるものにして、大麻の尊嚴を冒瀆し奉るのみならず、延ひては神宮崇敬の念を損して國民教育上に多大の損害を與へ、以て教化の普及を妨けたり。

第二類似大麻頒布の不正

第二、類似大麻の頒布にも亦故意に類似の頒布の爲すものと、自然に類似の頒布と爲れるものとの別あり。故意に類似の頒布を爲すものとは、其の神社の社名が、神明社、明神宮大宮司より其の取締方を内務大臣に上申するに至りたり。

明治三十六年二月の頃、山梨縣甲府市横近習町鎮座雜社豐受神社、同市柳町鎮座神明社に於ても、亦毎年二月節分の際、神宮の頒布大麻及び劔先大麻に類似せるものを發行し之を授與頒布したる事件あり。此の事件も頗る擴大して遂に其の取締方を内務大臣に上申し内務省神社局長は山梨縣知事に對して其の取締方を通牒するに至りぬ。以上の事實は故意に類似の頒布を爲せるものと認むる事を得れども、其の神社が相當の社格を有し、久しき慣例に依りて多年氏子に配布し來りたる神符が、會々神宮の頒布大麻と相似たるの故を以て類似の頒布と看做されたる例なきにあらず。明治二十七年六月の頃に起りたる神奈川縣

横濱市縣社伊勢山大神宮神符事件の如きは寧ろ此の部類に屬するものと稱すべきか。

第三、頒布の妨害事件は殆んど枚擧に遑あらず。此れにも曆の頒布妨害と大麻の頒布妨害との二種ありて曆は年々幾十種の偽曆發行せられ、頒布の時期に至れば多大の妨害を蒙る。而して大麻の頒布妨害に至りては、其の種類方法甚だ多し。制規の初穂料を増徴して之を私するものあり。大麻に他の物品を添付して頒布するものあり。自ら頒布者たらむとして、他の頒布員を中傷するものあり。神樂殿の授與大麻を拜受して、之を其の組中或は講中と稱するものに配與し、正當の頒布大麻の拜受を拒まむとするものあり。亦舊師職時代より檀家たるの關係に依りて、今尚ほ毎年末特に神樂殿より大麻を拜受し、舊師職の手を経て新年を迎へむとするものあり。此の種の人の中には多く正當なる頒布大麻の拜受を見ず。皆舊慣に因るの現象なりとは雖も一種の頒布妨害たるを免れず。此の外伊勢山田には種々の名稱を附して講社或は教會の設あり。就中明治三十四年の頃敬神神樂教會なるものあり、殆んど全國に互りて頒布の大妨害を爲したるの事件起りたり。當時各縣知事より神部署に事實の調査を照會し來りたるもの多かりしが、明治三十四年十月十五日宮城縣知事より。

第三頒布制度の不備より來る妨害事件

伊勢山田に有りし各種の講社、教會

敬神樂教會ナルモノハ其本部ヲ三重縣度會郡宇治山田町大字中之町八十八番屋敷ニ置キ
 大麻及曆ヲ該教會信徒ニ限り授與セラルル趣ニ有之候處右大麻及曆ハ貴署ト契約ノ上頒布スルモノナリヤ承知致度云々。

との照會あり。此の他埼玉縣宮崎縣等の知事よりも大同小異の照會に接したれば、神部署は同月二十二日。

(前略)敬神樂教會ナル者其ノ信徒ニ限り大麻及曆授與候趣ニ付右大麻及曆ニ關シ當署トノ契約有無御照會之處右ハ當署ト何等ノ關係無之全國へ頒布セシムル大麻及曆ハ内務大臣ノ訓令ニヨリ神宮奉齋會ヲシテ爲取扱候ノミニ有之候間右御了知相成度云々。
 との回答を爲したるが、此の教會の爲には尠からず頒布上の妨害を蒙りたり。
 要するに不正頒布は一種の不敬事件にして神明を蔑如し、法文を輕視し、信仰上に基ける人心の弱點を捉へ、以て自家の利益を計らむとするに出でたるものにして、犯罪學法理の原則に由る時は、其の罪甚だ輕からず、國民たるもの深く此邊に注意すべし。

頒布制度の不備より來る不敬事件

第四節 頒布狀況一斑

第一項 頒布獎勵の根本的誤謬及計數的優良不良の地方

謹みて按ずるに神宮及皇室の御事は多く先例を遵守し奉るの風ありと雖も、苟も神宮大麻頒布の如き國民精神の機微に觸るゝ事業に對しては、其の弊害あるの制度は速に改廢して民衆心理の不安動搖を未然に防かざるべからず。而して現今神部署の實施する頒布獎勵法は根本的に其の精神を謬れるものにして、恰も大麻の頒布を以て一種の營業なるかの如き感を起さしむるものあり、これ蓋し頒布の歴史に伴ふ因習的積弊を其の儘に繼續せるの致す所にして制度制定者の側より云へば所謂先例の墨守に過ぎざらんも、今日頒布の實際が多く商品の賣買の如く取扱はるゝ唯一の原因は此の制度の不備より來らざるはなし。故に今日大麻頒布の計數主義を根本的に改革し、時代の推移と國民精神の機微とを理解せる人格者を頒布の主腦部に用ゐて徒に頒布數の多きを以て誇りとせず、能く頒布の精神を徹底する方法に出づべきなり。今從來の計數主義の比較的優良なる地方を擧ぐれば、新潟支署の管轄に屬する南北兩魚沼及北蒲原の三郡は戸數一千に對して九割四分乃至九割八分の頒布數あり。岐阜支署の吉野郡は千戸に對する九割の頒布數あり。其の他仙臺支署の氣仙郡、福島支署の南會津郡、福岡支署の山門郡、熊本支署の下益城郡、山形支署の東田川

郡の如きは何れも千戸に對する九割以上の頒布數を示し、計數主義より云へば即ち成功せるものにして頒布優良の地方と稱すべきも、果して頒布精神の貫徹此の形式上の美と相伴へるものありや。次に所謂頒布不良の地方としては京都支署の管轄に屬する福井縣吉田郡足羽郡、坂井郡。大阪支署の東成郡、西成郡、高市郡、北葛城郡。岡山支署の久米郡。鹿兒島支署の揖宿郡、南那賀郡。鳥取支署の仁多郡、飯石郡、簸川郡の如き何れも戸數千に對して多きも百體の數の上らず。此の如き地方に對しては頒布の現制度亦必要なしもあらざれども、こは寧ろ例外に屬する地方にして此の例外を以て一般を律することは大に不可なり。要するに今や頒布制度の改革は心ある國民の一般に熱望して止まざる所なるべし。

第二項 佛教と頒布

神宮大麻の頒布は超然として諸宗教の上に位し、如何なる宗教の信者と雖も、之を拜受して日々に國民的反省を試みる事は、一種の不文律として寧ろ國民の義務に屬することは既に前に屢々述べたる所の如し。租税と血税とは嚴然たる國家の法律に依りて之を徵收すれども、大麻の拜受は國民の信從に任せたるの故を以て、斯くの如く嚴格なる法律的の命

頒布の事業
は宗教の上
に超越す

頒布に對する誤解は宗教上の信仰と歴史上の慣習とを混同せざる所よ

信仰の自由は個人的に慣習に依りて是るべきなり

佛教徒多き爲めに頒布の不良なる地方

令を下す性質のものにあらずとして此れを衆愚の誤解に任せ、全く其の受否を放任するが如きも又策の得たるものにあらず。元來頒布に對する世人の誤解は多く宗教上の信仰と歴史上の慣習とを混同せる所より來れるが如し。宗教を信ずるは信仰の自由にして他より干渉すべきものにあらずと雖も、歴史的慣習の遵奉は國民の道徳にして自ら信仰の自由と別問題たり。即ち信仰の自由は個人的なれども習慣の遵守は國民的たり。大麻頒布が歴史的慣習に依りて行はるゝ以上、國民の一人として之を拜受奉戴するの義務あるにあらずや。而かも此の義務の觀念は各人自覺の上より來るにあらざれば何等の價値なし。今日の頒布制度が此の國民自覺の觀念に重きを置かずして制度の威力に依りて頒布を普及せしめんとする所に凡ての弊害胚胎す、根本的研究を要するは實に此の點に在り。然れども京都支署の管轄なる福井縣下一般の頒布、兵庫支署の揖保郡、長崎支署の佐賀郡、新潟支署の三島郡、愛知支署の海邊郡、岐阜支署の海津郡、山形支署の東南村山兩郡、廣島支署の安藝、加茂二郡、鹿兒島支署の揖宿、南那賀二郡、等の如き何れも佛教信者多數なるの故を以て、頒布の成績甚だ擧がらざるは、洵に奇怪の至りにして、彼の佛教が今日の盛大を致せる所以の徑路を釋ぬれば、彼等が千幾百年間苦心畫策の結果、王法を本とし宗規を嚴守すべし

王法を本とし宗規を嚴守せよ

人情風俗を異にする外來の宗教

との教義の下に、此の繁榮を來たしたるものなれば、彼等は寧ろ進みて王法の定むる大麻頒布普及の道を援助すべき責任あり。彼の廣島支署管下に屬する安藝郡の如き、古來安藝門徒の稱ありて大麻の拜受割合千戸に對して僅に〇、一七體あるのみ。其の原因素より眞宗門徒の多き爲のみにもあらざるべけれど、亦古來佛教傳道者の神宮大麻に對し奉る謬見に歸因するものなくんばならず。特に宗教家諸氏の甚深なる注意を望む。

第三項 基督教と頒布

基督教は我が國に輸入せられたる最新の宗教にして、新進の活氣横溢し、傳道の方法亦斬新なるものあり。然れども素と人情風俗を異にし、國體を異にしたる外來の宗教なれば、恰も佛儒兩教が千數百年前、始めて我が國に輸入せられたる當時の喜悲劇を、現在の基督教は今當に開演せむとしつゝあり。

夫れ基督教は文明を以て誇る白人の宗教にして、博愛を標榜し人道を鼓吹す。其の教理固より善美なれども、由來歐洲諸國の國體は個人の權利を本位とし、自由平等の思想を以て、政治上の國是と爲せるが故に、我が國體とは根本に於て自ら其の組織を異にし國家的觀念を異にする所あり。既に國家的觀念の根本的に異なる宗教を移して以て直に我が國

基督傳導者の大なる注意と反省を要す

國民的感情の機微を解して傳導せよ

に傳播せしめむとすれば、勢教理と國體と相扞格するものなくんばならず。此に於てか大なる傳道者の注意を要し、教義改善の必要起る。彼の佛教と言ひ儒教と言ひ、皆此の徑路を辿りて今日の域に達せるものなり。近來基督教一派の者が、神社の參拜を忌み祖先崇拜の國風を排斥し、延いて神宮大麻の拜受を拒むとするものあるは、我が國史と國體との關係を深く究めざるの致す所にして、苟も我が國民性の奥底に潜める此の神祕的信念の存する事を知らば、寧ろ自ら進みて此の觀念を迎合し、自家傳道の便利と捷徑とを計るを得策とせずや。何を苦みて殊更に國風に反對し、我が國體に悖る如き行動を執らむ。切に該教徒諸氏の三省を望む。

第四項 天然の威力

人爲に爲れる頒布の妨害は、亦人力を以て之を遏止し得べしと雖も、地勢天候風雪等の如き天然の威力に向ひては、到底俄に之を防禦し得るの道あらず。今大麻頒布に當り天然の妨害に遭遇して、其の目的を達し得ざる地方を擧ぐれば、先づ北海道支署を第一とし、次を鹿兒島支署となす。

北海道は區域廣大、交通不便、人煙稀少、加ふるに頒布の期節に至れば、風雪漸く熾に

天然の威力に歴せらるる北海道及鹿兒島の頒布困難の頒布困難

開拓の地を我安心立命の地と自覺せしめよ

鹿兒島支署の困難

して如何に頒布に勗めむとするも、人力の能く抵抗し得ざる事情あり。然れども頒布の精神よりする時には、斯る未開の地に勞働する移住民を誘導開發して、彼等に一種の國民的インスピレーションを與へ、開拓の地を以て我が安心立命の場所と自覺するに至らしむること最も必要にして且つ急務たり。

鹿兒島支署の管轄としては沖繩縣あり、偉人流謫の地を以て有名なる大島あり、共に海上幾百里、交通の不便頒布の至難なる事は多く北海道に譲らず。殊に宮崎縣は四面山嶽重疊して、縣下未だ一の市制を布きたる地なく、頒布の困難寧ろ想像するに餘りあるものあり。

第七節 頒布精神の普及策

此の他長崎支署管下の壹岐、對馬、五島の如き、青森支署管下の中南兩津輕郡の如き、鳥取支署管下の飯石郡の如き、愛媛支署管下の上浮穴郡等の如き、何れも天嶮の難ありて頒布の困難甚し。要するに天然の威力たる地勢天候は大麻頒布の強敵にして之が征服を計ることは人力にあらずして寧ろ時間と機械との力なるべし。

時間と機械の力に待つべきのみ

時代を解する人格者たる頒布の主腦部に置き

地方青年會を善用せよ

以上叙述したる如く計數的頒布の成績は年と共に多少の進歩を爲しつつあるが故に、今後頒布主腦部に識見あり人格ある人を得て、能く時代の推移と國民思想變遷の跡とに着眼し行かば、蓋し頒布の精神を普及せしむる上に於て頗る注目に値するものあらむ。殊にかくの如き精神的事業を地方青年の團體に斡旋せしむる事は、洵に一舉兩得の策にして、此の外に在郷軍人の團體あり。教育關係者の集團たる教育會あり。共に是れを善用すれば普及上の一助たること疑なし。秋田支署、宮城支署等が小學校と聯絡を通じ、校内に大麻奉安殿の設計をなさむとし、或は學校に父兄生徒を集めて大麻を授與せむとするの考案を有せるが如きは、能く頒布の理想と相合致するものにして、其の實現の速ならむことを望むものなり。畢竟するに大麻頒布の精神、國民の腦裡に徹底せざるより諸種の問題湧起するものなれば、文章に、講演に、演說に苟も機會の乗ずべき場合ある毎に、本署並に支署職員の獻身的努力を要す尙ほ頒布の精神普及策としては著者大に意見と方法とを有するが故に他日稿を改めて之を天下に公表し以て是非の判斷を國民の聲に問ふべし。

第三章 授與大麻

第一節 授與大麻の沿革

謹みて按ずるに、宮域内に於ける大麻の授與は其の起原沿革を詳にせずと雖も、大凡そ三期の變遷を経て今日に至れるが如し、即ち

- 第一期 子良館及神庭の授與時代
 - 第二期 私祈禱所の授與時代
 - 第三期 大麻授與所の授與時代
- 是れなり。

第一期に於ける子良館の起原は詳ならざれども、西宮記伊勢の使の條には、
子良三人 大物忌子。御炊物忌子。御鹽燒忌子。

とありて今日の神宮齋館及び神宮御神樂殿の前身ともいふべき者にして、神饌の調理、庶人の希望に由る御神樂御饌の奉奠、御祓の授與等を爲す白衣の神人と無垢の少女とが齋戒

三期の變遷

第一期の授與時代

沐浴以て日々勤仕せしの所たり。儀式帳には。

御開田稻乎物忌乃子良爾令春炊奉互

と云ひ、又夫木集には。

神路山岩根の躑躅咲きにけり子良が眞袖の色にふりつゝ。

とも詠じ、太神宮參詣記の中には。

當宮には巫女なし。子良とて、幼稚の少女のいまだ夫婦のわざも知らぬが、御膳をそなふる器用にて召し使はるゝばかりなり。神慮にかなひぬれば二三十までも月事なし。冥鑒にそむきぬれば十一二よりさはる。さはればすなはち職を辭す。

ともありて此等の諸記録を參考すれば、子良館は素と神聖の場所なりしも時勢の變遷に伴れて後年甚しく俗化し來れるが如し。即ち今より約二百七十年前寛文九年子良館一朧より山田奉行へ差出したる子良館定なるものあり、神宮編年記に出てたるを見れば。

一、御參宮人の御衆へいかにもゐんさんに當番の役人ゑほし布衣を著しさふらひ不行儀仕間敷事。

一、御參宮人衆之袖を引留散錢をむさふり惡口を申かけ間敷事。

子良館の掟

子良館漸く俗化する

一、於此殿或は不思議之雜談或は謠とうた會而うたふまじき事。

右條々令得其意候若相違於有之者何用にも御仕置可被仰付候仍如件

一朧

物忌惣中

寛文九年閏十月九日

御奉行所様

此の定書を出して僅に十二年の後、延寶八年九月九日更に前記定書を改正追加して

一、手鼓謠惣て遊興がましき儀不淨之雜談殊御參宮人衆を高聲にて呼かけ申儀仕間敷事

一、諸商人呼入賣買仕間敷事

一、此館面に於て酒食等用間敷事。

去寛文九年閏十月九日に宮中御法度御改被成書付桑山丹後守様ニ被懸御目相守候處ニ

頃日不儀不作法有之旨丹後守様御聞及被遊遂吟味不作法無之様ニ御申付可被成由長官

(内宮)様へ被仰渡候ニ付此度被入御念右一ツ書之通御尤奉存候重而被仰付候儀彌自今

以後堅相守可申候此上若違背仕候ハ、如何様共可被仰付候爲其一札如件

一朧

延寶八年九月九日

家司大夫殿

物忌中

所謂宮引の
宮人

とあり。當時宮引の宮人と稱するものありて參宮人衆をかたらひ、祝詞師と申合せ或は御
饌或は神樂を奉奠せしめ、賽錢を貪りし事實あるのみならず、隨て子良館も此等の惡風に
染まりて前記の如き誓約を爲さしめられ、且つ御祓等をも例の宮人に勧められて之を受け
たるもの多かりしが如し。

蓋し當時は主として舊師職の私邸に於て大麻の授與を爲したりしが故に、今日の如く宮
域内に於ける大麻授與の有様は盛ならざりしも、年々百萬に垂んとする奉賽者の中には特
に宮域内の大麻を拜受せむと望むものあり。從て宮域内には子良館の外に明治四年神宮御
改革の時まで、神庭に於ても亦御祓の授與を爲し來りたり。而して神庭に於ける御祓授與
の起原もまた詳ならざれども、明治二年正遷宮の時までは申すも畏き極みなれども、現今
の如く板垣及玉垣の設けなく、普通の奉賽者は皆今日の外玉垣西御門の方面より群集し、
直に今の内玉垣御門の前に至りて奉拜せり。内玉垣御門外は今日正式參拜の場合勅任待遇
以上の者に限り、始めて漸く此處に至る事を得るものにして、庶民の咫尺し奉るべき御場所

神庭に於け
る大麻の授
與

明治初年
於ける神庭
參拜の有様

神庭の授與
は純然たる
神宮のもの

第二期の授
與

にあらずと規定せり。而かも當時は斯くの如く庶民群參し拜禮を遂げ御祓を受けたりし
みならず、御供奉奠の取扱も亦此處にて行はれたり。素より當時の御供取扱は今日の御饌
の如く鄭重ならず、唯御饌供進の由を神前に奉告するに止まりしも奉賽者は此れを以て無
上の光榮と爲し、併せて此處にて御祓の拜受を爲して去れりといふ。要するに第一期は神
宮の御改革前に屬し、御祓授與の如き多くは各師職の私邸に於て之を行ひ、亦子良館に於
ける授與の如きも全く神官の爲すのみにあらずして舊師職も是れに關係したりと思惟せら
るゝものあり。唯神庭に於て授與したりし御祓のみは更に舊師職の關係なく、純然たる神
宮の授與の御祓なりき。

第二期に於ける私祈禱所の大麻授與は明治六年に始まる。即ち當時亦神樂殿とも稱せし
所のものなり。始め是れより先き明治四年七月神宮の御改革に伴ひ、舊師職の廢止と共に
神庭及び私邸に於て御神樂奉奏並に御祓の授與を禁止せられたる結果、四方より子來する
幾十萬の奉賽者は御神樂神饌を奉納するに其の所なく、而かも神恩奉謝、祈願成就の念は
遂に是を止むるに由なくして、五十圓乃至百圓或は二百圓の幣帛を他の賽物の中に混じて
之を神前に供へ、懷を空しく歸來するの有様なりき、是に於てか明治五年七月教部

明治五年御
神樂御饌供
進儀式の取
調を爲す
碩學猪熊夏
樹先生儀式
課出仕を命
せらる

省の認可を得、同月廿九日澤田泰綱井阪徳辰に御神樂並に御饌供進儀式取調係を命じ、參詣の輩の請を容るゝ事とし、次て九月二十四日西京の人猪熊夏樹神樂儀式取調御用に付き神宮司應儀式課出仕を命ぜらる。猪熊先生は著者國典の師にして先帝陛下の侍講と爲り、先帝崩御の後幾許もなく逝去せられたる我國學界有数の大家なり。今日神宮神樂殿に於ける百般の設備は、多く恩師猪熊先生等の百方畫策せられたる結果に依りて爲れるものなりと云ふ。同年十月十二日祈禱所設置の地鎮祭を行ひ、十一月七日上棟の式を舉げ、翌明治六年二月一日右祈禱所落成に就き官員一同より大々神樂進獻の儀あり。始め明治四年七月十二日太政官達を以て御改革の件發布せられてより今爰に至るまで一年有半の間は、始め子良館に於て大麻を授與し、次て暫らく時雍館に於て之が授與を取扱ひ以て祈禱所に及びり。

祈禱所設置
の趣旨

惟ふに祈禱所設置の趣旨は參詣の庶人に對し、御神樂或は御饌を奉奠し以て神恩感謝の誠意を暢べしめむとするに起因し、喜悅と満足とを以て神都を去らしむる所謂奉賽者本位の主義より之を創設したるものにして、爾來舊師職時代の弊風次第に除去せられ、奉賽者に接するの態度漸次改良せらるゝ事と爲りて、茲に所謂授與沿革上の第三期に入りたり。

第二期は大
麻授與の改
善時代

換言すれば第二期は大麻授與方法の改善時代にして、大麻の種類、初穂料等の如き其の授與に關する幾多の事項、相繼ぎて頻りに改正せられたる時なりき。

第三期の授
與

明治二十四年舊祈禱所改築の工事を起し、翌々二十六年一月十五日盛大なる開殿式を行ひ、茲に始めて稍々其の體を備へたる大麻授與所の設置を見、且つ大麻授與の沿革上に於ける第三期に入るの時代となりたり。而して此の時代に於ては自ら亦二次の變遷を経て以て今日に及べるが如し、即ち第一次は明治三十三年神部署設置の前後にして、第二次は同四十五年神部署官制改革前後是れなり。始め明治三十二年九月四日内務省訓第八二三號を以て、時の内務大臣侯爵西郷從道は神官大宮司に對して。

神部署設置
前の授與

大麻及曆ノ製造及頒布ハ左記各條ノ規程ニ準據シ之ヲ行フヘシ(左記省略)

但明治十六年十月二十七日神社第九一五號達ハ之ヲ廢止ス
と云へる訓令を發し、同時に大麻及曆の製造及び頒布に關する規則をも發布せられたり。
其の第七條に曰く。

直接授與ノ大麻ハ頒布大麻ト其種類若ハ體裁ヲ異ニスヘシ。
前項ノ直接授與ハ總代其他何等ノ名義ヲ用キルモノト雖頒布ノ慮アルモノニ對シテハ之

授與頒布の
大麻を區別
す

授與大麻の
数を整理す

ヲ行ハサルコトニ殊ニ注意スヘシ。

此の條文に依りて同年十二月一日神宮大宮司より甲第一九七號を以て、授與大麻種類改正の件に就き内務省社寺局長に宛て。

宮中ニ於テ直接授與致候大麻之儀本年九月内務省訓第八二三號第七條ニ依リ頒布大麻ト其種類若クハ形體ヲ異ニスヘキ事ト相成候處從來之授與大麻ハ其種類多數ニ涉リ且神號小直會等授與候爲頗ル繁雜ノ嫌有之候ニ付整理ノ爲明年四月一日ヨリ別紙ノ通致減少候(別紙省略)

との報告を爲し、同時に從來授與大麻及び神號直會等殆ど二十餘種に上りて授與せしものを十餘種に減じ、大に其の整理の歩を進めたりき。翌三十六年六月十五日には神宮奉齋會より大麻頒布の件に就きて。

本年末ヨリ神宮々域内授與大麻ト歳末頒布大麻トノ區別ヲ判明スル爲メ其形狀ヲ異ニセラレタルニ就テハ(中略)此ノ際其區別ノ主旨ヲ明示シ衆庶ノ疑念ヲ解セシムルハ最モ必要ノ儀ト存候ニ付宜敷神宮司廳ニ於テ左ノ件々ヲ官報ヲ以テ公告シ同時ニ地方廳ニ照會相成候様(下略)

頒布授與兩
大を區別
せし御別
時代の餘
に過ぎず

國民奉賽の
中心

頒布大麻と
授與大麻と
は同性質な
り

との協議を遂げ、奉齋會長は此の決議を齎して司廳と種々の交渉を重ね、其の目的を達したれども神部署設置の前後は斯くの如く再三頒布授與兩大麻區別の儀盛にして、兩々相併立せしむる事に就き當局の苦心せし跡歴然として察するに足るものありたり。

斯くて明治四十五年四月二十日勅令第八十四號を以て神部署の改革と爲るや、先づ頒布大麻の上に大改革を行ひて頒布の事業を神宮神部署の直營と爲し、從て授與大麻も亦大に其の面目を改め、大正四年十月七日神部署訓令第二二號を以て神樂殿規程の改正あり、以て今日に及ぶ。今や神宮神樂殿は國民奉賽の中心と爲り、國家的精神を統一する唯一の靈場たらむとす。大麻授與の方法の如き、大に理想的なる研究を要するものあり。

第二節 授與大麻の目的

謹みて按ずるに、授與大麻は神宮參拜者の希望に應じ、神宮神部署の所管たる大麻授與所に於て授與するものにして、大麻の御性質より申し奉る時には、頒布大麻と其の間に於て何等の異なる所なく、唯庶民拜受の形式上に於て多少の差異を見るのみ。元來授與大麻の目的とする所は、神宮參拜の庶民にして歸來無窮の神徳を感謝し、朝夕皇祖大神の神靈

毎朝陛下先づ反省し給ふ

大麻は皇祖の教訓を具體的に現實化する

に對し奉りて國民的反省を爲す爲めに大麻を授與するものなれば、其の根本の目的に於ては頒布大麻のそれと全く相一致結合す。夫れ國民的反省を爲すべきことの教訓は遠く神代の昔にあり、皇祖大神皇孫邇々藝命を降臨せしめ給ふや、「此の鏡は専ら我が御魂として吾が前を拜つぐが如く伊都岐奉れ」と宣り給ひ、三種の神器を添へて以て我が葦原の水穗の國の君主と爲し給ひぬ。爾來茲に幾千年。皇統連綿。聖壽の無窮を傳へて大正の今日に及べるが、此の間歴代の君主皆神勅を奉じて毎朝必ず先づ賢所の神拜を爲し、申すも畏き極みながら陛下先づ御自ら國政上に於かせらるゝ反省を試み給ひ、以て範を國民に垂れさせ給ひたること寔に畏しとも畏き次第にして國民の恐懼措く能はざる所たるなり。

由來神鏡は睿智を摸し奉りたるものなりと雖も其の鏡面は最も眞面目なる容貌と心理とを映し出すものにして、皇祖教訓の深長なる御意義を具體的に現實化せるものは、神宮大麻の授與頒布を措きて此の外に需むべからず。宜なる哉神宮奉養の庶民が貴賤上下を論ぜずして、多く神樂殿に於て大麻の拜受を爲し、朝夕之を禮拜して自己反省と共に國民的反省を試み、以て一身一家一國の幸福を増進せむと努むることや。此れ方に人情自然美の發露せるものにして、假令大麻の拜受者が罪過祓除の目的を以て之を拜戴するとなすも、其

御祓と稱するにも又一面の眞理あり

の根本的精神に於て皇祖教訓の神勅に違ふ所無くむば、大麻授與の目的は達し得たるものと云ふことを得べく、隨て大麻を御祓と稱すること一面に於て其の意味なきにあらず。我が罪穢を祓除せむと努むるは即ち我が過去の罪過を反省したるの結果にして、悔悟遷善の意義自ら大麻拜授の精神中に存するものあり。唯其の反省の方法が消極的自己的に偏するの傾向あるを以て、宗教的形式を有する者の如く誤解するものあれども、そは未だ大麻の御性質を知らず且つ國體の根源を究めざる皮相者の見にして、國史の淵源を了解するに従ひ、漸次此の氣風は消滅すべし。

國民に大麻を授與するの目的而かく明瞭なるにも關はらず、此れを授與頒布するの精神天下に周知せられざるは、古來神宮大麻の御性質に就きて其の研究を爲したるものなきに由るのみならず、此れに對し奉りて直截的、徹底的、歴史的、教育的に斷案を下したるもの之れ無きに由る。然るに社會の進歩國運の發展は、永く大麻の御性質を神祕不可解なる御物として置くことを許さず、近時漸く大麻の御性質を知らむことを望むもの多きに至れるは、所謂時代思想の要求に因るものにして、國民一般に大麻を拜受せしむるには相當の理解を與へざるべからず。而して其の理由とする所は本書全篇の反覆詳述する所。隨て授與

時代思想の要求

大麻の研究に對して斷案を下したるものなし

大禰に授與
するに別
あるは、
形式上の
に過ぎず

神宮大禰と國民精神の機微

一二四

大禰と頒布大禰との終局の目的に至りては相一致せざるべからざるものなれども、元來大禰の奉製は國民の信仰に因りて爲り、之を拜受せしむる方法も亦自ら奉養者本位の制度の下に設けられたるものなれば、頒布といひ授與と稱するも畢竟するに大禰を國民に拜受せしむる形式上の名稱に過ぎざるのみ。されば斯る形式に囚はるゝ事なく、日々に新なる反省を試みる爲には、進みて日々新なる大禰を拜受するも何の不可か是れ有らむ。

惟ふに新大禰を拜受して此れに對し奉る時の瞬間の崇高なる信念こそ、方に神人歸一の靈境に在るものなれ。此の瞬間の「インスピレーション」を無限に延長したるものを、我が國民性の精華と爲し、我が國家の生命と爲す。然り此の國民性の精粹を喚起し、國家の生命を活躍せしむる唯一の對照と爲るものは、超然として卓越せる皇祖神靈の大權威に恃たざるべからず、是れ宮域内に於て特に大禰を授與する究極の目的たるなり。

第三節 授與大禰の種類

第一項 通常の授與大禰（劍先大禰及守大禰）

授與大禰の種類にも亦幾多の沿革あり、現今は凡そ五種に大別せらる、即ち通常授與所

五種の授與
大禰

に於て授與する所の劍先大禰及守大禰。御神樂奉奏後に於て授與する所の神樂大禰。御饌奉奠後に授與する所の御饌大禰。各別宮の御名御璽を奉記したる別宮の大禰。及び或る特殊の團體に授與する所の別大禰之れなり。

按ずるに授與大禰も亦頒布大禰と同じく明治四年七月神宮の御改革と共に改正せられ、授與大禰奉製の方法等も全く從來と一變せしこと當時の記録に残れり。且つ當時は授與大禰と頒布大禰との區別なく、唯奉養者の希望を本位として各種の大禰を奉製したれば、其の種類殆ど十四五種に上りぬ。

其の後數度の變遷を重ね、明治三十三年六月神宮奉齋會の提議に依り、始めて授與頒布兩大禰の區別を爲し爾來多少の改變ありて以て今日に及べり。現今大禰授與所に於て授與する普通の大禰は劍先大禰及び守大禰にして、守大禰は其形短小なるが故に俗に之を豆祓と稱し奉り、其御名稱の如く學生軍人、其の他一般の人の御守として終始我身に着け奉る所のものなり。劍先大禰は其御形狀に因み御名命申上げたるものにして、一般の奉養者は皆神宮參拜の記念として之を拜受尊信す。而して普通に授與大禰と稱するものは兩宮共に右の二種にして、此の外には別宮月讀宮及び月夜見宮御兩宮の劍先大禰を授與するあ

明治三十三年
始めて授與
するに別
あるは、
形式上の
に過ぎず

假りに通常
の大麻と稱
するのみ

るのみ、而して茲に通常の大麻と申上げたるも、實は一般の奉奏者が通常の大麻授與所に於て拜受する所の大麻なるが故に、假りに斯く稱し奉りたるに過ぎずして、素より大麻の固有なる御名稱にはあらずと知るべし。

第二項 御神樂大麻

御神樂殿の由來沿革は既に前章に於て之を略述したる所なるが、御神樂奉奏の者に限り此の殿上に於て授與するものにして、其の他の者は之を拜受することを得ざるのみならず如何なる事情あるも奉奏御神樂の種類と異なる大麻を拜受することを許さず。且つ御神樂の種類に依りて御神樂殿に登る人數に制限を設け、登殿者以外には箱大麻の授與を爲さざる定あれば、一見甚だ窮屈の感なきにあらざれども、御神樂の神聖を保ち御神樂大麻授與の取締を嚴肅にする爲には、勢斯る制規を設けざるを得ず。此の外大神樂及小神樂に附屬する所の大麻も大々御神樂大麻と同じく、奉奏御神樂以外の大麻をば何人も拜受するの自由を有せず。此れ奉奏者本位の趣旨に悖らずやと非難するものありと雖も、社會の所有ゆる階級を通じたる奉奏者の中には未だ往々敬虔の態度を有せずして、神明の威徳を冒瀆し奉らむとするの行爲をなすもの無きにしもあらず。之れ嚴正なる神樂殿規程の制定ある所以

御神樂奉奏
者外此の
大麻を拜受
するを得ず

神樂殿規定
の必要

にして、隨て御神樂大麻にも各種の等級を設け、大麻授與數に等級相當の制限を設けたる所以なり。

第三項 御僊大麻

御僊大麻には一等御僊大麻より四等御僊大麻まで四種の別あり。若し一等御僊以上を奉奠するものある時には、特別御僊として之を取扱ふと雖も、大麻は即ち一等御僊と同一のものを授與すること恰も特別大々御神樂奉奏者に大々神樂の大麻を授與すると異なる所なし。御僊大麻の中には又別に別宮に屬するものあれども、其の取扱は内宮神樂殿に於て之を爲し、大麻及神僊品を願主に遞送す。然れども此の方法は願主に満足を與へざるの風あるを以て、近く伊雜、瀧原兩別宮に御僊供進所を設くるの議あり。

夫れ御神樂大麻及び御僊大麻は共に祈禱の大麻として、明治初年以來庶民信仰の中心と爲り、國家の吉凶禍福は素より論を俟たず、苟も一身一家に關する事と雖も人力を竭して後、神明の加護を仰ぎ人事の最善を致たすこと、蓋し國民至情の溢れて茲に出でたるものにして、此れを以て直ちに宗教的行爲なりと非難するが如きは、微妙なる國民的感情の靈活を知らざる一派皮相家の言説に過ぎじ。若し大麻授與の目的よりする時には、寧ろ此の宗

御僊の種類

教的行爲と目せらるゝ所の國民的信仰力の愈々熾盛ならむことを希望するものにして、大麻拜受の形式が宗教的なる否とは素より別問題なり。

第四項 別宮大麻

神宮神部署に於て特に大麻を奉製する所の別宮は、月讀宮、月夜見宮、瀧原宮、伊雜宮、佐美長神社の御五所あり。月讀宮大麻は内宮神樂殿に於て授與し、月夜見宮大麻は外宮神樂殿に於て授與す。其の他瀧原宮大麻は同宮に於て、又伊雜宮大麻及び佐美長神社大麻は共に伊雜宮にて授與せり。

按ずるに別宮の大麻は其の地方住民の尊信淺からざるが爲に特に之を授與するものにして、同じく神宮の大麻なりと雖も自ら本宮の大麻とは其の御性質を異にせられ、従ひて之を拜受するものも亦多くは其の地方に限られたるが如し。唯月讀宮及月夜見宮の大麻のみは共に兩宮にて之を授與するものなるが故に、本宮の授與大麻と共に廣く庶民の拜受を享け、且つ諸國人民の間に於て極めて尊信せられたり。

第五項 別宮大麻

明治四十三年十一月四日別宮大麻奉製の儀に就き時の神部署長より大宮司に稟請したる文

別宮大麻奉製の起原

書あり。曰く

近來學校軍隊若クハ朝鮮臺灣等ノ民間ニ於テ神殿ヲ設ケ神宮崇敬ノ誠ヲ致シ度旨趣ヲ以テ奉齋スヘキ皇大神宮大麻拜受方出願ノ向續々有之候處從來授與候各種大麻ニハ右永久奉齋ニ適當ノモノ無之篤志者ノ衷情ヲ暢ヘシムルノ道ニ於テ遺憾不尠候ニ就テハ別紙(省略)圖様ノ通稱耐久ノ製作ニ依ル別宮大麻ノ一種ヲ増加シ學校軍隊其他公民團等ノ特別ナル願出ニ限リ御饌奉奠祈禱ノ上授與候様致度候條御認可相成度此段及稟請候也

此の稟請に對して同年十二月六日右別宮大麻奉製の件認可せられ、翌四十四年十一月二十二日には又豐受大神宮別宮大麻奉製の儀認可せらる。是に於てか始めて特種團體者の希望を満足せしむるに足る設備を爲すことを得て、爾來七年の間に於て約三十體の授與あり、而して其の半は海外移住民團の拜受に係れり。さて別宮大麻授與の御儀式を申上げむに、先づ内宮神樂殿に於て大神樂奉奏の次第に準じ、一等御饌奉奠の上之を授與す。

近時地方精神界の頹敗を救濟せむとして内務文部陸軍等の諸省相協力し。種々地方の團體を誘導開發せむと勗めつゝあるの時に際し、此の諸團體の中に於て前途最も有望なる青年會在郷軍人會教育會等率先して、先づ別宮大麻を奉齋し、皇祖尊崇の實を示して以て其の

別宮大麻と地方の諸團體

地方に於ける活動の中心と爲ることあらば、其の效果必ずや見るべきもの多からむ、特に識者の具體的考案を望む。

第四節 大麻授與數の制限

按ずるに兩宮神樂殿に於て授與する所の大麻に對し奉りて、其の數に制限を設けたるには大凡三個の理由あり。

大麻の授與を制限する三理由

- 第一 類似頒布の取締を爲す爲め
- 第二 大麻の神聖を保留する爲め
- 第三 取扱上の繁雜を避くる爲め

第一理由

第一、類似頒布の方法に種々ある事は既に述べたる所なるが、其中尤も甚しきものは神樂殿に於ける授與大麻を拜受し、之を正當なる頒布大麻の如く裝ひて頒布することは是れなり。大麻の御性質より申上げ奉る時には、授與大麻を頒布するも頒布大麻を授與するも拜受者の信仰上には何等の影響を及ぼさざるが如きも、制度の秩序を保ち其の實施を維持する上に於ては蓋し兩者の混同を許し難し。然るに斯る神聖なる事業の裏面にも猶且人事の罪

過を包藏するありて、恰も奉賽者が普通の拜受を爲すが如く裝ひて多數の大麻を拜受し去り、實は竊に之を頒布して以て不正の私利を營むもの年々尠からず。殊に往年の師職家は舊擅家との關係あり、情誼の上に於て之を拒み得ざるもの、如く、毎年末に至れば種々の方法を以て多數の大麻を拜受せむと試みるもの多し。此れ神樂殿に於ける授與大麻數に制限を設けたる第一の理由なり。

第二の理由

第二の理由とする所は大麻の神聖を保留せむとする爲にして、苟も大麻の濫授を爲す場合には初穂料の上納に依りて大麻は幾許にても拜受し得るが如く考へ、從て恰も商店に於ける商品を賣買するが如く心得るもの無きにしもあらず。斯くては庶民信仰の基礎を動搖せしめ、如何なる不敬の事件を生ずるやも計り難きに依り、茲に大麻の授與數を制限し、大麻の授與が初穂料收納の爲にあらざることを知らしめたるなり。大麻授與頒布の事業が最も困難なる點は實に爰に存す、一面には大麻の神聖を保留し奉り、他の一面に於ては亦初穂料の收納をも爲さざるべからざるが故に、往々世人の誤解を招きて初穂料奉納の上にて拜受したるものなれば、其取扱は我が自由たるべしなど勝手なる考を起し、遂に不知不識の間に於て自ら不敬に互るの行爲を爲すもの無しとせず。是れ即ち大麻授與數を制限し

授與頒布の事業の困難なる點

第三の理由

初穂料收納の目的の爲に之を授與するにあらずして、大麻の御性質は固と神聖不可侵のものなれば、信仰に因る者の外猥りに之を拜戴し得ざることを知らしめたる所以なり。

大麻拜受數を制限したる第三の理由は、之を授與するに當りて取扱上の繁雜を防かむとするにあり。若し庶民の希望に任せて無制限に大麻を授與せむか、毎年末頒布開始の頃より種々の名義を以て多數大麻拜受の申込あり。就中一月より五月頃までは毎日數萬乃至十數萬の參拜者相群集し、神樂殿の周圍は奉賽者によりて充滿せらるゝこと尠からず。此の多數參拜者の中には一町村或は一郡市を代表せるものあり。數百人或は數千人を包含せる大團體あり。悉く此の種の者の希望を容れて制限なく大麻を授與する時には、到底其の繁に堪へざるものあるべし。之れ大麻の授與數を制限したる所以なり。大麻の授與數を制限したる理由此の外にも猶尠からざるべしと雖も、其の主なる原因とする所の者は凡そ上述の如し。要するに大麻授與數の制限を撤廢すべきの時期は國民皆大麻の性質を了解して其の拜受は不文律として國民の義務に屬するものなることを自覺し、大麻の授與頒布を利用して私利を營む如き不敬事の跡を絶ちたる日に在りと知るべし。

授與大麻制限數一覽表

授與大麻制限數一覽表

特別及別大々神樂大麻	(神樂一座ニ付)	二百五十體以内
大々神樂大麻	(同)	上 百五十體以内
大神樂大麻	(同)	上 百體以内
小神樂大麻	(同)	上 五十體以内
大々神樂劍祓	(同)	上 四千體以内
大神樂劍祓	(同)	上 二千體以内
小神樂劍祓	(同)	上 一千體以内
授與劍祓	(一人一回ニ付)	三百體以内
授與守祓	(同)	上 三百體以内

以上

第四章 獻上大麻

第一節 大麻獻上の沿革略説

謹みて按ずるに兩宮の大麻を皇室及幕府に獻上せしことは中古より曾て絶えたる事なきが如きも、其の變遷の跡は今詳に之を知るに由なく、明治四年神宮の御改革に方りて舊師職の廢止と共に皇祖大神の大麻のみを各宮家に獻上する事と爲りたり。爾來大麻の奉製及頒布は神宮司廳直接に是れが取扱を爲し、獻上大麻の如き司廳員自ら奉じて之を各宮家に獻上したりき。明治十五年司廳、教院の分離と爲り翌十六年十月二十七日内務省達によりて大麻頒布の業教院の負擔する所となるや、遂に大麻の獻上も亦教院の手に歸したりしが當時祭主宮殿下には之を悦ばせ給はず。仍て翌十七年十一月二十五日には、従前の如く司廳より直接大麻を獻上すべき旨御下命相成り、自今祭主宮殿下に限りて直接司廳より獻上申上げ、其他の宮家には皆教院より御獻上申上げたり。明治三十三年神部署の設置せらるるに當り大麻の奉製頒布の事務悉く神部署の所管と爲り、毎年末に於ける大麻獻上の御嘉

獻上大麻の沿革

獻上大麻教院の手に歸す

祭主宮殿下の御下命

各宮家の獻上大麻一時中絶す

例も曾て廢せられたることなかりき。然るに明治三十九年六月當時の神宮神部署長は、皇族には宮中に賢所ありて之を御拜あらせらるゝが故に別に神宮大麻を獻上するの必要を認めずと爲し、祭主の宮のみに獻上する事として其の他の宮家に獻上する事は之を廢止したり。當時此の事件に就きては多少物議を惹起せしも兎に角數年の間大麻獻上の儀の中絶したるこそ洵に遺憾の極みなりしか。斯くて大正四年五月神宮神部署に於ける各支署長會議の決議に依り、同年より再び各宮家に大麻獻上の嘉例復興せられ以て今日に及べり。

第二節 大麻獻上の目的

謹みて按ずるに、竹の園生の御榮え彌つぎくに廣がりて、御代の萬歳實祚の無窮を壽ぎ奉る時に方り、皇祖御神靈の神聖にして國民信仰の中心たる神宮大麻を各皇族の御方々に獻上し、各宮家の御邸内に之を奉齋して年々歳々國民と共に新なる慶福を頒たせられ給ふ事は、方に此れ皇祖御神勅の御精神と相一致する所のものにして、我悠遠なる國體の淵源を御現實に遊ばされたるものと稱し奉るべきなり。

夫れ大麻獻上の當面の目的は一にして足らず、明治十七年十月十一日大麻獻上の儀に就

悠遠なる國體の淵源を御現實に給ふ獻上大麻復活の願書

き神宮大宮司より時の宮内卿伊藤博文伯に宛てたる願書あり。

(前略)年々新曆献上仕來候得共元來神宮之儀者官祭奉仕之外神官一同平素國家安泰寶祚悠久之奉仕當然之義ニ有之候ニ付更ニ本年ヨリ舊規之通奉祀之大麻ニ新曆相副献上仕度云々。

此處に云へる大麻の献上は、皇族の御方にあらずして皇室に獻進する大麻復古の儀なれども、而かも其の終局の目的に至りては、陛下に献上し奉るも各宮家に献上申すも共に異なる所なし。即ち國家安泰寶祚悠久の祈願は洵に國民至情の結晶より出てたる願意にして豈一部の神官神職のみの特に祈願する所のものならむや。大麻を献上する終局の目的は、此の國民的至情の結晶をして一種の信念と爲し、皇祖御神靈の神聖たる神宮大麻に對し奉る尊崇の念を以て、國家的精神を結合して茲に國民的信仰の基礎を作るに在り。而して國民的信仰の基礎を鞏固にする爲めには、先づ皇族の御方々に於かせられて神宮大麻の拜受を爲し、皇祖尊崇の範を國民に示させ給ふの必要あることは論を俟たざる所にして、最近皇族の御方々に大麻献上の儀を復興したる所以實に爰に存す。

大麻献上の
當面の目的

今改めて大麻献上の當面の目的とも稱すべき主なるものを列記すれば、第一は國民に向

第一の目的

つて祖先崇拜の範を示させ給ふことは是れなり。既に屢々述べたるが如く我帝國の國體より立論する時には、皇室は國民の總本家にして家長權の所有者に渡らせられ國民は家族の班に居りて服従者の地位に在り。我が上古史に皇別神別の名残れるが如く、君民同祖、忠孝一本の事實は實に權威ある我國史の證明する所にあらずや。華族は王室の藩屏なりと稱するに過ぎずと雖も、皇族は皇室の御一門なるが故に、其の御一門の御舉止は毫末の細と雖も國民欣仰の中心と爲り、偉大なる感化を國家精神上に及ぼすものなれば、先づ各宮家御自ら進みまゐらせて皇祖の御神靈の神聖たる大麻を拜戴して以て、祖先崇拜の範を國民に示させ給ふこと此れ大麻献上第一の目的たるなり。

記し奉るも畏けれど、陛下は即ち皇祖大神の直系の御延長にして現人神にて御座しまし竹の園生の御方々は皆御一門の千代八千代に榮えさせ給ふ。斯くて國民信仰の中心たる神宮大麻を各宮家に拜戴し、之を朝夕御尊崇あらせられて直系の御祖先の御前に御反省あらせらるゝ事は、是れ方に皇祖の御神勅を御現實に遊ばさせられ、偉大なる反省の徳を廣く國民に示し給ふものにして、大麻献上の第二の目的は實に斯くの如く實際的問題と相合致す。

第二の目的

又上御一人を始あ奉り御一門の御方々は皆宮中の賢所を宗祀とせられ、絶えず祖宗の御神靈に對し奉りて尊崇の誠を竭させ給ふにも闕はらず、御自ら進ませられて大麻を拜戴あらせらるゝ事、此れ方に大麻の拜受が國民の義務なることを不言の裡に御暗示あらせられたるものにして、彼の明治十一年三月二十三日内務省乙第三十號の達を以て、大麻の拜受を拒まむとするものあらば、所謂法文の形式に囚はれて其の精神を讀破し得ざるものと爲さざるを得ず、即ち大麻獻上の第三の目的は然かく深長なる意味を有す。

之を要するに大麻獻上の當面の目的は二三にして止まらずと雖も、既に前に之を反覆記述したるが如く、大麻拜受の終局の目的とする所は、即ち國民的信仰の統一に在るが故に隨て大麻獻上の目的も亦是れと相一致する所無かるべからず。申すも畏き極みなれども各宮家に於かせられては、年々大麻を拜戴し給ひて此の御前に日夕の御反省を試みさせ給ふこと、方に國民の儀表と爲らせ給ひて其の範を天下に示させ給ふものなれば、國民たるもの深く其の御趣旨を拜して此れが實行を怠るべからず。

第三節 大麻獻進の方法

各宮家に大麻を獻進する方法維新前は詳ならざれども、神宮の官制御改革以後に於て大麻獻上の儀復興せらるゝや、明治四十三年十月一日賀陽宮附家令より神部署長に宛てたる文書あり、即ち

神宮大麻並曆御獻進ノ際從來ハ左記ノ順序ニ依リ御受納相成居候御例ニ候處爾今ハ他宮ニ御獻進ノ御振合ニ同セラレ可然ト被存候ニ付右ノ邊如何相成候哉貴署ノ御意見至急承知致度此段及御照會候也。

として、賀陽宮年中儀式を附記せり。

十一月一日。

神宮大麻請並曆獻進式次第。

時刻家從二名(淨衣)神殿並ニ御三ノ間ノ裝飾を奉仕ス。

神部署神部神部補各一人(淨衣)參殿。

次ニ大麻曆の辛櫃ヲ御立關東方ニ安ス、豫メ葉薦ヲ布ク。

次ニ神部署員辛櫃ヲ開キ大麻、曆、匏、熨斗ヲ陳列ス次ニ家從二人御三ノ間設ノ場所ニ陳列ス、豫メ葉薦ヲ布ク。

賀陽宮家獻上の御模様

殿下御小直衣、御三ノ間ニ御著座御請アラセラル、此ノ時神部署出張員ニ拜謁被仰付。

次ニ御奥ニ被爲入。

次ニ家扶家従大麻ヲ神殿内ニ奉納ス。

家従警蹕ヲ唱フ。

次ニ各退下。

○大麻奉納ニ付祭典次第略之

之に對して同月四日神甲第三三號を以て神部署長より同宮家々令に宛て、

本月一日庶第二三五號ヲ以テ、神宮大麻及曆獻進方ノ儀他宮振合ニ可被相準御照會之趣

了承致候然候へハ向後ハ別記ノ次第ニ依リ獻進致候テ御支障無御座候哉此段御回答旁々

更ニ及照會候也。

と云ひ、同時に神宮大麻曆獻進次第書を添付したり、即ち

十一月一日。

時刻神部一人、神部補一人フロツクコート 又ハ羽織袴 參殿。

大麻曆ノ辛櫃ヲ御立關東方ニ安ス。

次ニ神部署員便宜ノ場所ニテ手水 辛櫃ヲ開キ大麻、曆、鮑、熨斗ヲ應接室ノ卓上ニ陳列シ其ノ前ニ侍立ス。

次ニ家令フロツクコート 又ハ羽織袴 出テテ署員ノ言上ヲ受ケ家従ヲシテ捧ケシメテ御奥へ納ム。

次ニ家令ヨリ獻進無滞ノ由ノ答アリ。

次ニ一同退下。

神部署長より發したる此の照會文及次第書に對して、同月六日同宮家令の署長に宛てたる回答あり、曰く。

神宮大麻及曆獻進次第之義ニ付本月四日付神甲第三三號ヲ以テ御照會之趣了承何等御支障不被爲在候間此段及貴答候也。

追而當宮年中儀式中左ノ通り改正相成候間御參考迄ニ此段申進候也。

として左の次第書を添附せり。

十一月一日

神宮大麻獻進次第

時刻家従一名(淨衣) 神殿並ニ表御對面所ノ裝飾ヲ奉任ス

神部署神部一人神部補一人フロックコロト又ハ羽織袴參殿。

次ニ大麻曆ノ辛櫃ヲ御玄關東方ニ安ス。

豫メ葉薦ヲ布ク。

次ニ神部署員便宜ノ場所ニテ手水辛櫃ヲ開キ大麻、曆、匏、熨斗ヲ表御對面所ノ卓上ニ陳列シ其ノ前

ニ侍立ス次ニ家令フロックコロト又ハ羽織袴出テテ署員ノ言上ヲ受ケ家從ヲシテ捧ケシメテ御奥ヘ納

ム。

次家令獻進ノ旨ヲ言上御請アラセラル。

次ニ家扶家從大麻ヲ神殿内ニ奉納ス。

家從警蹕ヲ唱フ。

次ニ家令ヨリ獻進無滯由ヲ神部署員ニ告ク。

次ニ一同退下。

宮家に於ける大麻奉戴の御式斯くの如く御鄭重を極めさせ給ふのみならず、此の大麻獻進の次第は其の後各宮家に年々獻上する所の恆例の式と爲り以て今日に及べり。斯く大麻拜戴の御式何れも莊重森嚴にして、悉く庶民拜受の儀表たらざるはなく、隨て敬虔の念自

ら生じ、大麻獻上の深長なる意義を自然に國民に自覺するに至らしめ給ひたり。

第五章 海外頒布

第一節 海外頒布の沿革略説

按ずるに明治十五年神宮司應と神宮教院との分離以後頒布の事業は専ら教院の執掌する所と爲り隨て海外に於ける頒布の事業も多くは此の頃より開始せられたるものゝ如し。然れども當時は唯海外に移住せし敬神家のみが各自私に大麻を拜受して新年の祝福を爲すに止まりて神宮司應の認可に依る所の統一したる頒布にてはあらざりき。彼の海外移住民の多數を以て聞えたる長崎、廣島等の如き教院本部に於ては、明治二十六年の頃既に朝鮮、釜山、元山、仁川、浦鹽斯德港等の在留邦人に大麻を拜受せしめたること司應編纂の公文類纂に明記しあれど素より正式の頒布にはあらず。然るに明治二十八年八月二十七日當時の神宮教院は戦後の經營に見る所ありて神宮司應に交渉し、茲に内地の頒布と等しく當局指揮の下に統一せる海外頒布を開始せむと試み神宮司應に長文の照會を發したるに對して翌九月三日鹿島宮司は

海外頒布の端緒

海外頒布に對する大宮司の伺

正式の海外頒布を始む

明治三十一年末の海外頒布状況

今般臺灣及澎湖列島我帝國之版圖ニ歸入候ニ付該島人民へハ内地同様、皇大神宮大麻並曆可爲致頒布之處其曆本之如キ本曆ヲ以テ正當ナルベシト存候へ共新版圖地之儀人民之氣風其他百般内地ト相違候ハ必然ノ儀ニ付文部省ニ於テ一時便宜ノ爲メ該島ニ適當スル略曆本等御編纂ニ相成不申候哉後來印刷製造ノ都合モ有之候條何分之御指揮相成度云々。

との伺書を内務大臣に提出し其の認可を得て同年神宮教院をして大麻三萬體、曆一萬五千部を頒布せしめたり。是れ蓋し新領土に於ける大麻頒布の始めにして又同時に當局の指揮に依る正當なる海外頒布の始なるべし。明治三十一年末に於ける頒布大麻並員數國分表の示す所に依れば。

國名	大箱大麻	通常大麻	本曆	綴略本曆	小略本曆
千島	○	三〇〇	一	二〇〇	○
臺灣	○	一、〇〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
朝鮮	○	二四三四	一〇	二四三四	○
支那	○	一三〇	二	二〇〇	○

魯士亞

一 三〇

一

五〇〇

計

一一、二八九四

一一四一、二八八四一、〇〇〇〇

以て海外頒布の漸く盛なるを知るに足るべし。越えて明治三十六年八月二十三日には布哇島ワイアルア、ブイキ耕地の在留者より。

(前略)小生等移住地ハ布哇縣尾和布島ワイアルア耕地ブイキニ有之候同胞三千五百人移住シツ、有之候大耕地ニシテ就中敬神宗(著者曰、同人は敬神を以て一の宗教と心得たるが如し)多數有之モ貴廳ヨリ是迄布教等ノ御著手モ無之日本人ニシテ耶蘇教傳道師等モ有之候モ同教ハ存外繁昌致サルハ何ヨリ以テ喜敷事ニ御座候然ルニ日本國民トシテ毎朝天照皇大神へ御禮拜致サルモノハ無之候モ遺憾千萬ニモ大麻ノ御配附ヲ忝フスルコト能ハズ多衆移住者ノ大ニ渴望致居候儀ニ付來ル明治三十七年ノ一月ニハ是非其戸々神棚ニ奉齋致度志願ニ付通常ノ大麻二千體御送付被成下度日本國民ノ爲メ特別ヲ以テ諸般御盡力奉願候(下略)

との願書を神宮司廳に提出したるに依りて翌九月十八日には神部署より。

去八月二十三日付ヲ以テ其地移住本邦人多數之希望ニヨリ神宮大麻送付ノ儀申出之處本

布哇の移民
地状況

米國、南洋
等の移民
に頒布の歩
を進む
海外頒布を
神部署の直
營と爲す

新領土に於
ける頒布の
二大目的

年末頒布大麻ノ儀ハ内務大臣ノ訓令ニヨリ神宮奉齋會ヲシテ爲取扱候ニ付前條之趣同會本部東京日比谷本院へ通知致置候條同院ヨリ何分ノ回答可相成ニ付左様御承引有之度云々。

と回答を與へて以て漸次米國及南洋等の各方面にも正式頒布の歩を進めたり。

明治四十五年神部署官制の改革を行ひたるも海外頒布の取扱のみに限りて姑らく神宮奉齋會に其事務を委託したり。然るに大正三年より始めて該事務を神宮神部署の所管に歸し茲に全く統一せる海外頒布の形式を具備して本署直轄の事業と爲し、以て今日に及べり。

第二節 海外頒布の目的

謹みて按ずるに神宮大麻を海外に頒布するには其地方に依りて頒布の目的に多少異なる所あり、臺灣朝鮮の如き新附の領土に在りては自ら二個の目的を有す。即ち一は大麻の頒布に由りて本國人と土人との間の調和を計り、他の一は大麻奉齋の徳に依りて土人をして自然に皇化に浴せしめむとするにあり。夫れ亡國の民は一種悲愴の氣を帯びて動もすれば本國人に對し猜疑の念を抱きて感情上の衝突を來たさむとすることあり。元來個人には個